

わが国法人税の経済分析
— 税負担に関する公平性について —

林田 吉恵

目次

目次	1
序章	4
第1章 わが国の法人税改革と企業の税負担	
－課税ベースの拡大による税負担率の格差の検証－	
1 本章の問題意識	11
2 1998年度（平成10年度）法人税制改革	12
3 企業の税負担率の考え方	16
4 利益指標として「税引前利益と引当金」を用いた推計結果	
4.1 日経財務データと分析方法	17
4.2 財務省型実効税率と日経財務データから求めた税負担率の推移	20
5 業種間での税負担率について	20
5.1 日経財務データを使った各年度の税負担率	21
5.2 1998年度税制改正以降の税率と引当金経過措置の影響 （仮想税負担率）	25
5.3 租税特別措置と繰越欠損金の影響	27
6 むすび	28
補論1	
1 税負担率の考え方	30
1.1 税制改革前の課税ベース	30
1.2 税制改革後の課税ベース	30
第2章 わが国非営利法人の課税改革について	
－公益法人税制の現状と問題点－	
1 本章の問題意識	32
2 公益法人とは	
2.1 公益法人の定義	32

2.2	公益法人の定性的議論	32
3	公益法人税制	
3.1	公益法人と課税（公益法人非営利課税の根拠）	35
3.2	現行の公益法人税制	36
3.3	新たな公益法人税制	37
4	公益法人の実態検証と課税問題	
4.1	公益法人課税の問題点	39
4.2	公益法人の実態検証	39
4.2.1	規模別でみた公益法人	40
4.2.2	赤字法人・黒字法人比率	44
4.2.3	補助金の有無で見た公益法人	47
4.2.4	指定寄付金の指定の有無	49
4.2.5	特定公益増進法人の認定	50
4.2.6	役員報酬	52
5	むすび	59

第3章 わが国法人企業の税負担

－中小法人と大法人の限界実効税率の比較を中心に－

1	本章の問題意識	62
2	中小法人と大法人税制の違い	63
3	理論的フレームワーク	66
4	分析データ・分析結果	
4.1	推計データ	70
4.2	分析結果	74
5	むすび	76

第4章 キャッシュ・フロー法人税の研究－税率の試算と業種間の税負担率－

1	本章の問題意識	78
2	キャッシュ・フロー法人税	
2.1	キャッシュ・フロー法人税とその仕組み	79

2.2	キャッシュ・フロー法人税の中立性	79
2.3	キャッシュ・フロー法人税と現行法人税の課税ベースの違い	82
3	キャッシュ・フロー法人税の考え方と計測方法	
3.1	先行研究	84
3.2	計測方法	86
4	分析結果	
4.1	税率の計算	87
4.2	業種ごとの税負担率の違いについて	92
5	むすび	100
	付表 1	101
第 5 章 わが国法人税負担の計測 —GKS 実効税率を用いて—		
1	本章の問題意識	104
2	先行研究と GKS 実効税率	
2.1	先行研究	105
2.2	GKS 実効税率	106
2.3	GKS 実効税率の符号条件について	108
3	分析方法	109
4	計測結果	
4.1	年度ごとの GKS 実効税率	112
4.2	業種別 GKS 実効税率	115
5	むすび	117
	補論	119
	終章	122
	参考文献・資料	128

序章

2011年度（平成23年度）決算における日本の国税収入は45兆1,754億円であったが、そのうち法人税は9兆3,514億円であり、全体の20.7%を占めている。この税収規模は所得税13兆4,762億円、消費税10兆1,946億円に次いで大きい。先進国の法人税の比重（国税）を見ると、アメリカは15.9%、イギリスは11.3%、ドイツは2.6%、フランスは14.5%となっており、日本において法人税の役割がいかに大きいかがわかる。

現在、法人税に関する最大の課題の一つは、国際的に高くなっている日本の税率を引き下げであろう¹。高い法人税率が日本企業の投資を阻害し、国際競争力を弱めているとされるからである。しかし、法人税の負担は税率のみで決まるわけではなく、税率が適用される課税ベースにも大きく依存するのであり、法人税の制度設計においては課税ベースを含めた検討が必要である。上述したように、日本では法人税が大きな比重を占めているだけに、「公平」、「中立」、「簡素」という租税原則に照らして望まし税制を構築することが経済と財政にとって重要な政策課題であり、これまでも法人税は大きな制度改革を経験してきた。

戦後から高度経済成長期、安定成長期にかけての法人税改革の歴史は税率の引き上げの歴史であった。その後、経済のグローバル化とそれとともに各国が税率を引き下げてきたこと、経済の成熟化によって日本企業の活力が衰えを見せ始めたことなどから、法人税の税率は引き下げられていく。しかし、その中で特筆すべき制度改革は、法人税率を引下げと、課税ベースの拡大が同時に行われた1998年度（平成10年度）の改正である。

その背景には、当時の法人税の実態を踏まえて政府税制調査会の法人課税小

¹2012年度(平成24年度)法人税率は25.5%であるが、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度については、基準法人税額の10%の復興特別法人税が課される。平成23年度までは法人税率は30%であった。2013年1月現在、日本の財務省型実効税率35.64%、アメリカ（カリフォルニア州）40.75%、フランス33.33%、ドイツ（全ドイツ平均）29.55%、中国25.00%、韓国（ソウル）24.20%、イギリス24.00%、シンガポール17.00%となっている。

委員会報告（平成 8 年）が指摘した次の課題が存在する。第一に、企業間・産業間に中立的で経済活動に対する歪みができる限り少ないものとする。第二に、税負担の公平や、税制の透明性が求められる。第三に、退職金制度等の日本の制度の法人課税への取り入れを見直すべきであり、最後に、租税回避への的確な対処をしていかななくてはならない。

このように「課税ベースを拡大しつつ法人税率を引下げる」ことによってより多くの企業が公平に法人税を負担し、その結果として法人税が企業や投資活動に及ぼす歪みを小さくするという中立性の改善が期待されたのである。

以上のような改革がなされてきたのであるが、法人税については負担の実態について十分な検証がなされていないのが実情である。現在、税率引下げの要望が経済界を中心に出されているが、法人税法上の税率は同じであっても、課税ベースの範囲や租税特別措置などの利用状況によって、税負担率が異なる場合があり得る。税制が特定の企業や産業を優遇したり、逆に厳しく課税ベースを算定する等、差別的に課税したりすることで税負担には格差が生まれることになる。

本論文の第一の目的は法人税の負担をとくに公平性に着目して検証することである。あらゆる税は最終的には個人に帰着する。法人が納税義務者であり、利潤で負担することが想定されている直接企業税である法人税も例外ではない。法人税を個人所得税の前取りとみなす「法人擬制説」の立場を取る場合には、個人ベースでの公平性が問題とされるだろう。また、法人税が転嫁されるとすれば、最終的な帰着を考慮して公平性をとらえる必要があるという主張もある。しかし、先の政府税調法人課税小委員会報告にもあるように、現実の法人税問題は企業への負担という視点で議論されている。本論文でもこの立場を取ることにする。したがって、法人税負担における公平性とは企業間の税負担（率）に差が存在しないことと考える。企業間に税負担格差が存在するなら公平性を阻害し、そのことが投資における中立性を阻害することになる。

本論文の第二の目的は中立性を改善するための法人税負担のあり方を提示することである。法人税の負担格差は企業間・産業間の投資選択の中立性を歪めるが、同時に、法人税の設計次第で、設備投資をはじめとした事業活動を歪めるとも言われているからである。

このように本論文は法人税の負担に焦点を当てているが、そこで問題となってくるのが法人企業の税負担について、どのような尺度で捉えれば良いのかということである。法人の「税負担」を表す指標には様々なものがあり、「税負担」として適当なものを見出すことは容易ではない。

「財務省型実効税率」は、国税である法人税と地方税である事業税（道府県税）および住民税法人税割（道府県民税と市町村税）とを考慮に入れて税負担の指標を考えようとするものである。しかしこれは課税ベースを所与のものとしており、表面税率を足しあわせ、事業税について若干の調整を加えただけのものであることから企業の実質的な税負担とするには適当とはいえない。また、法人税には軽減税率が設定されているが、「財務省型実効税率」では最高税率しか考慮されていない。地方税（法人住民税、事業税）の負担の扱いについても、標準税率を使用しているが、多くの地方自治体では超過課税を行っており、実際の税負担は「財務省型実効税率」よりも高いと考えられる。

次の税負担の指標として、所得に対する税額の割合という平均概念がある。それは、法人税収の法人所得に占める割合であるが、マクロ経済指標では、分母の法人所得は、赤字法人の欠損額と黒字法人の所得額とが通算された結果であるため、赤字申告法人が多いほど分母は小さくなり、この指標の数値が大きくなる。また、いわゆる「経済的所得²」を推計し、これに対する法人課税の税負担率を分析した実証研究が行われているが、「税法上の課税所得」と「経済的所得」が乖離するため、必ずしも確定的な結論は得られていない。

次の指標として、企業の投資決定の分析に際しては、追加的な投資 1 単位に対してどの程度税金を負うかという「限界概念」を用いる方法が多く採用されてきた。理論的にみると「限界実効税率」は優れているが、実証研究においては税制の細部まで分析に採り入れ難く、またモデル上強い仮定を置かざるを得ないという問題もあり、推計に困難が伴う。つまり、「限界実効税率」は多くの単純化された仮定を必要とする。例えば、債権者が税の位置づけをどう考えているか、企業の資金調達ポリシー、企業の資産購入の意思決定、資産価格に

² 「経済的所得」とは「期中の期待収入＋期末の資本財価値－期首の資本財価値」もしくは、「期中の収入から資本減耗（経済的減価償却）を控除したものとして定義される。辻山(1991)

おいてのインフレの影響、利子率、経済的な減価償却率などを含む多くの仮定がある。さらに「限界実効税率」の実証の体系はあまりにも広すぎて複雑であり、そのなかで法人税システムを捉えることができない。

最後に新しい税負担の尺度として、キャッシュ・フロー法人税を取り入れた計測方法、GKS(Gordon= Kalambokidis= Slemrod.)実効税率である。GKS 実効税率とは、限界実効税率の税の歪みの部分を、現行税制下での税額とキャッシュ・フロー税制下での税額との差に替えることによって定義しており、限界実効税率と平均実効税率それぞれの長所を取り入れた計測方法とされている。このように法人税の税負担の指標はいくつかあるが、いずれも一長一短があり、どの指標が最適であるかを判断することは難しい。そこで本論文では、平均実効税率、限界実効税率、GKS 実効税率のそれぞれの計測方法によって税負担を推計し、企業の規模間・業種間の法人税負担に格差があるのかを検証することによって、公平性の面から見た法人税の課題を浮かび上がらせることとした。これが本論文の第一の特徴である。

本論文の第二の特徴は、「日経財務データ」というマイクロデータを用いて法人税負担を分析することである。法人税の負担は税率と課税ベースの積であり、マイクロデータにおける税額は、これら2つの要素を考慮したものになることから、税負担の検証に力を発揮する。また、マイクロデータを用いることで黒字法人に的を絞った負担の計測が可能となる。企業レベルでの負担の公平性に関する議論の歴史は古く、とくに、課税ベースや租税特別措置の差によって、大企業は中小企業に比べて優遇されているとする研究結果が示された。しかし、過去の研究は所得や税額に関して集計データを用いているため、とくに所得に関しては赤字法人の所得が相殺され、マクロの所得額が過小に算定されるという欠点があった。

第三の特徴は税負担に影響を及ぼす課税ベースを詳細に実証分析に取り入れたことである。法人税法上の所得と企業会計上の所得との間には、「益金・損金の算入・不算入」によって乖離が存在し、そのことが企業間や業種間に税負担の差を生む要因となっている。また、法人税法上の所得の取り扱いに企業規模間に差が存在するなら、税負担格差が報じることになる。このように、法人税の負担を検証する際には、課税ベースの把握が重要なポイントとなる。

本論文の構成は以下の通りである。第1章では、法人税を企業の純利益を縮減するものとして捉え、業種などの企業属性と収益縮減の程度との関連を検証するために、税率と課税ベースという2つの要因を考慮した税負担率が財務データを用いて推計する。推計の目的は法人税の公平性や中立性の検証であるから、「経済的所得」として「税引前利益+引当金」を用い、1966年度から2007年度の長期間にわたって、業種別に平均実効税率を算出する。そのうえで、

業種別税負担率の格差が税率、課税ベース、税額控除や繰越欠損金など租税特別措置であるいずれの要因によって生じているのかを検証する。マイクロデータを用いて平均税負担率の業種間格差を長期間で分析をしている先行研究はない。

第2章では、公益法人を取り上げる。近年公益法人の行う事業内容が拡大し、かつ多様化してきており、一般法人が行う事業内容と大きな違いがなくなっているのではないかなど、公益法人税制について改革の必要性が問われているが、その実態について分析している先行研究はない。公益法人について何が問題なのか、現状の公益法人の実態がどのようになっているのかを『平成17年度公益法人概況調査』の公益法人データ25,317件を使って客観的に考察し、一般法人と公益法人との間での公平性を確保するためにはどのような改革の必要性があるのかを検討する。

第3章では、中小法人と大法人のように企業規模の違いが税負担率にどのような影響を与えるのかを見る。その際、税制の細部までモデルに組み込めるKing=Fullerton 限界実効税率の理論的フレームワークを採用し、そこに、日本の税制を取り込み、日本型モデルを構築する。

これまで日本において、限界実効税率の先行研究は多数あるが、財務省型実効税率をモデルに取り入れただけで、法人企業の規模の違いや税制を考慮した先行研究はない。

大法人と中小法人では、法人税率、交際費の課税ベース算入金額、留保金課税など、様々な税制上の違いがあり、限界実効税率は同じではない。そこで中小法人と大法人の規模の違いや税制上の違いを明示的に組み込んだ日本型限界実効税率モデルを構築する。そして、このような税制の違いが、実際に中小法人、大法人の限界実効税率に差を存在させるのか、どのような理論的動きをす

るかを考察する。

第4章では、『ミード報告』の企業の投資に対して中立的で、個人所得と法人税の間で生じる二重課税を排除できる税制として提唱された、キャッシュ・フロー法人税を、実際の財務データを使って計測し、現行の課税ベースからキャッシュ・フロー課税ベースに変更した際に、業種間の税負担率はどのようなものかを検証する。

現行の法人税収をキャッシュ・フロー法人税によって徴収するとした場合、キャッシュ・フロー課税ベースが赤字の場合の還付する税を考慮しなければ、正確な税率を計測することはできない。またキャッシュ・フロー課税ベースは、投資を実施した年度に一括して資金流出とするため、年度ごとの変動は大きくなるため、現行の法人税からキャッシュ・フロー法人税に置き換えた時の税率を単年度で試算するのではなく、長期の累積額で推計しなければならない。

先行研究では、キャッシュ・フロー法人税率を10年間の累積額で推計しており、キャッシュ・フロー課税ベースが赤字である法人に対する税の還付を考慮していない。本論文では、10年間の累積額ではキャッシュ・フロー法人税の変動をつかみきれていない可能性があるため、1987年度から2008年度の22年間の、2008年度の現在価値に換算して累積額でキャッシュ・フロー法人税率を推計し、キャッシュ・フロー課税ベースが赤字の場合の還付する税金も考慮した税率を推計する。そして、試算したキャッシュ・フロー税率で、個別企業のキャッシュ・フロー税額を業種ごとに合算して税負担率を推計し、キャッシュ・フロー法人税を導入すれば、そのような業種間の税負担率が増減されるのかを検証する。

第5章では、キャッシュ・フロー税制を使った新しい計測方法であるGKS実効税率（Gordon=Kalambokidis=Slemrod.）を推計し、業種間の負担率の格差を検証する。GKS実効税率は、限界実効税率と平均実効税率の両者の長所を取り入れた最善の推計方法とされており、実際の税制の下で集められた税額と、投資や貯蓄に対して中立で歪みのないキャッシュ・フロー法人税が集めるであろう税額の差が、税の歪みであるとする考え方を取り入れている。つまりこの差が現行税制の歪みであると考えらる。先行研究では、GKS実効税率モデルの理論的動きを検証しているだけで、実際のデータを使った実証分析はされてい

ない。

そこでまず、年度ごとの **GKS** 実効税率を計測し、その格差の要因が何によって影響を受けているのかを考察する。次に業種別でその負担の格差の要因が何なのかを考察する。その際に、**GKS** 実効税率はキャッシュ。フロー課税ベースを使うので、単年度ではなく、長期の累積額で比較する必要があり、ここでは第4章での計測結果を使って推計する。

最後に終章では、上記の検証から得られた結果を踏まえて、法人課税の公平性の観点から、業種間・規模間の税負担率の格差や公益法人についてまとめるとともに、政策的意味合いを明らかにする。

第1章 わが国の法人税改革と企業の税負担

－課税ベースの拡大による税負担率の格差の検証－

1 本章の問題意識

租税は国民から強制的に獲得されるため、その負担配分は恣意的ではなく、何らかの国民的合意に基づいたものでなければならない。課税のあるべき姿や、どのような税制が望ましいかを判断する基準となるのが「公平・中立・簡素」である租税原則である。

わが国の法人所得税の議論の中に、産業間・企業間での税負担率の格差が問題とされるのは、法人税負担率の格差が企業を差別的に扱うことで、企業行動に歪みを与える可能性があるからである。法人税法上の税率は同じであっても、特別租税措置などの利用状況によって、税負担率が異なる場合があり得る。税制が特定の企業や産業を優遇したり、逆に厳しく課税ベースを算定することによって、企業・産業間で税負担率が異なるとすれば、企業活動に対して中立的ではなく、効率的な資源配分を歪める可能性が出てくる。税制は企業の自由な選択を歪めず、なおかつ公平でなければならない。

法人税の負担を計測するには税率だけでなく、課税ベースの大きさにも左右される。したがって、課税ベースに関して企業間に差がある場合には、法人税負担に格差が生じる。課税ベースの見直しは、1965年度（昭和40年度）に行なわれた法人税法の全般的な整備以来行なわれていなかったが、1998年度（平成10年度）税制改正において課税ベースと税率の両面にわたる法人税改革が行なわれた。その内容は、経済活動に対する法人税の中立性を高めることにより企業の競争力を維持・確保する観点から、「課税ベースを拡大しつつ、税率を引下げる」というものであった。しかし、はたして課税ベースの拡大という税制改正によって、この改革は、企業・産業の法人税負担格差にどのような影響を与えたのだろうか。

そこで本章では、1998年度税制改正での経過措置もなくなり、企業の行動も調整された今、1998年度税制改正による税負担率を税率と課税ベースの両方を取り入れた平均概念で推計し、業種間での税負担の格差がどのように変化したのかを検証する。その際に、法人税負担率を「経済的所得」に対する「法人税額」とし、推

計方法に経済的概念に税法や企業会計の考え方を取り入れる。またマクロベースにより税負担率では、赤字法人の欠損額によって税引前利益が通算されてしまい、税負担率が高く計測されるという問題がある。本章では、日経財務データを使用することにより、ミクロベースから分析できるため、赤字法人の欠損額も取り除き、その上で税法を取り入れた課税ベースの計測と税率の2つの要因を考慮した法人税負担率を推計する。

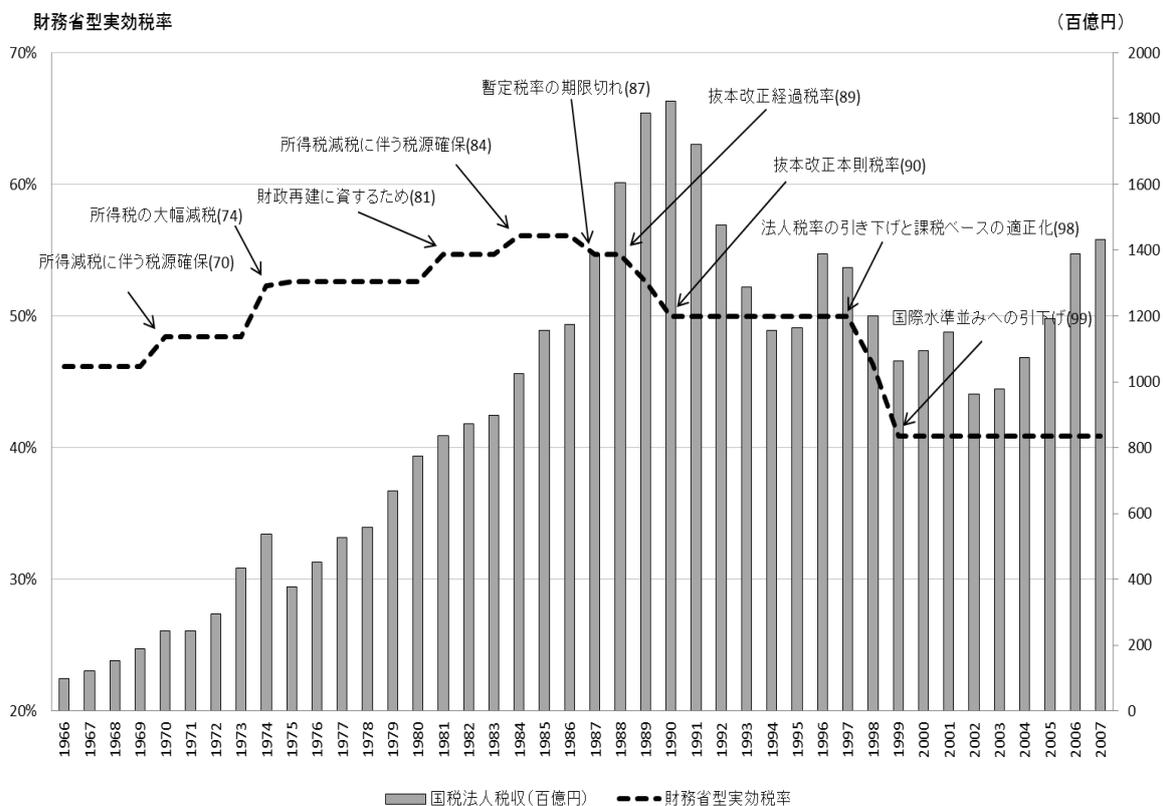
2 1998年度（平成10年度）法人税制改革

わが国の法人所得税は、社会経済構造の変化や国際競争力などの観点から、税率引下げの必要性が指摘されていた中で、1987年から1990年までに42%→40%→37.5%と税率の引下げが行われてきたものの、課税ベースに関する抜本的改革は手つかずであった³（図1-1）。しかし1998年度税制改正において、社会共通の費用を賄うための負担は、できるだけ国民が広く公平に分ち合うことが望ましいこと、また透明性の高い法人税制を構築すべきである、といった公正・中立・簡素の租税原則の基本に基づいて、課税ベースを見直すことが、企業活力の発揮や新規企業・産業の創出、資源配分の変更を通じた経済全体の効率の向上など、経済社会構造の改革に資すると考えられ、1965年度以来、法人所得税の課税ベースの大幅な見直しと法人税の基本税率の引下げが併せて行われた。

課税ベース適正化の重要なポイントは、課税ベースを広げるための引当金関係の縮減・廃止である。貸倒引当金制度については法定繰入率の廃止、賞与引当金制度は廃止、退職給与引当金制度については累積限度額を期末要支給額の20%に引下げ、製品保証等引当金制度は廃止、特別修繕引当金制度は繰入限度額を従来の4分の3とし、特別修繕準備金に改めるといったもので、1998年4月1日以降に開始する事業年度より適用する。

³平成24年度（2012）現在の法人税率は25.5%である。平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度については、基準法人税額の10%の復興特別法人税が課される。平成23年度迄の法人税率は30%であった。

図 1-1 わが国の法人実効税率と法人税収の推移



出所) 『財政金融統計月報(租税特集)』各年度より作成。

1998年度税制改正の主な内容としては、以下のような点が上げられる。

○ 法人税率の引下げ

	(現行)	(改正後)
普通法人	37.5 %	34.5 %
中小法人の軽減税率	28 %	25 %
公益法人等、協同組合などの軽減税率	27 %	25 %

○ 法人税の課税ベースの適正化

・ 引当金

- ① 貸倒引当金制度について、中小法人を除き法定繰入率を廃止。中小法人については、特例制度の適用期限を3年間延長する。
- ② 賞与引当金制度については廃止する。
- ③ 退職給与引当金制度については累積限度額を期末要支給額の20%(現行40%)に引き下げる。

- ④ 製品保証等引当金制度については廃止する。
- ⑤ 特別修繕引当金制度については、繰入限度額を現行の4分の3とする等の見直しを行ったうえ、特別修繕準備金に改める。

(注)①から⑤までの改正は平成10年4月1日以後に開始する事業年度について適用する

・減価償却

- ①建物の償却方法は定額法とする。
- ②建物の耐用年数をおおむね10%から20%程度短縮し最長でも50年とする。
- ③少額減価償却資産の取得価額基準を20万円未満から10万円未満に引下げる。
- ④機械装置等に認められている初年度2分の1簡便償却制度を廃止する。

(注)①の改正は平成10年4月1日以降に取得する資産について、②から④までの改正は、平成10年4月1日以降に開始する事業年度についてそれぞれ適用する。

・その他

- ① 上場有価証券の評価については、切放し低価法を廃止する。
- ② 工事期間が2年以上で、請負金額が50億円以上の長期請負工事については、工事進行基準で計算する。
- ③ 割賦販売等に係る商品の販売収益等については、賦払期間が2年以上であること等所定の要件を満たす場合を除き、割賦基準により収益及び費用の額を計算する選択制度を廃止する。
- ④ 中小企業の交際費については、定額控除枠の交際費の損金不算入割合を20%（現行10%）に引き上げる。
- ⑤ 役員の子族である使用人に対する過大な給与を損金の額に算入しない。
- ⑥ 法人が子会社を設立するために現物出資する場合の課税の特例について、土地等を現物出資する場合の制限措置（課税繰延べ割合を80%に制限等）を廃止するとともに、国内資産を現物出資して外国子会社を設立する場合を課税の特例の対象外とする。
- ⑦ 受取配当等の益金不算入の対象から、信託財産の75%超を外国証券等で運用する証券投資信託の収益の分配金を除外する。

・経過措置

① 貸倒引当金

表 1-1 貸倒引当金繰入率

業種	現行	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	それ 以後 廃 止
卸・小売業	10.0	8.0	6.5	5.0	3.0	1.5	
製造業	8.0	6.5	5.0	4.0	2.5	1.0	
金融保険業	3.0	2.5	2.0	1.5	1.0	0.5	
割賦販売業	13.0	10.5	8.5	6.5	4.0	2.0	
その他	6.0	5.0	4.0	3.0	2.0	1.0	

平成10年度から平成14年度の間は、実績率に代えてこの繰入率を適用することができる。
(法令附則9)

② 賞与引当金

経過措置として現行法（暦年基準または支給対象期間基準）による「損金算入限度額」に対して、次の比率を乗じた金額については、賞与引当金を認めることになった。（法令附則 6）

平成 10 年度……5/6	平成 13 年度……2/6
平成 11 年度……4/6	平成 14 年度……1/6
平成 12 年度……3/6	平成 15 年度以降廃止

③ 退職給与引当金

経過措置として、平成 10 年度は 37%、平成 11 年度は 33%、平成 12 年度は 30%、平成 13 年度は 27%、平成 14 年度は 23%とする。（法令附則 12）

④ 製品保証等引当金

経過措置として現行法（暦年基準または支給対象期間基準）による「損金算入限度額」に対して、

平成 10 年度……5/6	平成 13 年度……2/6
平成 11 年度……4/6	平成 14 年度……1/6
平成 12 年度……3/6	平成 15 年度以降廃止

とされた。

3 企業の税負担率の考え方

前述したように、1998年度の法人税改革は、広く、薄くの観点より「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という基本方針に沿って行われた。

課税ベースの拡大により、課税所得のある企業の範囲が広くなり、税負担がより多くの企業間で分担されることになる（例えば、現行の課税ベースでは赤字法人であっても、課税ベースを拡大すれば黒字法人になる可能性も考えられる）。

法人税の税負担の水準を比較する際には、税率だけでなく、課税ベースの内容もみて両者あわせて判断する必要がある、法人の税負担を表す指標として適当なものを見出すことは容易ではない。本稿では、法人税を限界的な投資に対するコスト要因として捉えるのではなく、むしろ企業の純利益を縮減の程度との関連を検証するために、税率と課税ベースという2つの要因を考慮した企業の税負担率を推計する。企業の税負担とは、「経済的所得」に対してどれだけの負担があるのか、と考える。「経済的所得」とは、正味資産の実質価値の変化額を表している。「税引前利益」を「経済的所得」により近付けるために「引当金」を加え、「税引前利益」+「引当金」に対する「法人税、住民税および事業税」はどれだけを占めるのかを税負担率として考える⁴。

$$\text{税負担率} = \frac{\text{法人税、住民税および事業税}}{\text{経済的所得}} = \frac{\text{法人税、住民税および事業税}}{\text{税引前利益} + \text{引当金}^*} \quad (1)$$

引当金* = 「貸倒引当金」 + 「貸倒引当金・投資損失引当金」
+ 「賞与引当金・未払賞与」
+ 「その他短期引当金」 + 「退職給付引当金（退職給与引当金）」
+ 「役員退職慰労引当金」 + 「その他長期引当金」

ここでの計測は平均税負担率ということになるが、この計測方法を用いることによって、税法を取り入れた税負担率が計測でき、資本コストの計測につきまとう

⁴ 補論参照。

多くの仮定を除去できるというメリットを持っている。さらに、マイクロデータを利用することによって、従来のマクロデータでは不可能であった赤字法人の除去や法人企業を業種ごと・規模別に分けての分析ができる。

本章で用いる日経財務データについて整理しておく、収録会社は、東京・大阪・名古屋など全国6証券取引所の上場会社、店頭登録会社、及び非上場有価証券報告書提出会社（銀行・証券・保険会社は除く）の4,943社(2008年度)である。ただし、いわゆる大企業のみであり、金融業は入っていないという制約がある。

4 利益指標として「税引前利益と引当金」を用いた推計結果

4.1 日経財務データと分析方法

本章では、日経財務データの勘定科目より、「税金等調整前当期純利益」、「法人税、住民税および事業税」、「資本金」、「貸倒引当金⁵」、「貸倒引当金、投資損失引当金⁶」、「賞与引当金・未払賞与」、「その他短期引当金⁷」、「退職給付引当金（退職給与引当金）⁸」、「役員退職慰労引当金」、「その他長期引当金⁹」「償却対象有形固定資産」、「建物・構築物」、「機械装置及び運搬具」、「工具・器具及び備品」、「リース資産（有形固定資産）」、「その他償却対象有形固定資産」の勘定科目を使用した。

本章で採用した税負担率の分母を構成する「引当金」は、ストック項目であり、本来ならば、「貸倒引当金繰入額」や「貸倒引当金戻入額」、「退職給付費用」等のフロー項目を使用しなければならない。しかし、日経財務データからはそのようなデータを入手することができないため、引当金の取り扱いについては以下のように考える。

⁵ 「流動資産」の控除科目として記載されているもの。

⁶ 「投資その他の資産」の控除科目として記載されているもの。債権償却特別勘定を含む。

⁷ 賞与引当金以外で流動負債に属する引当金。製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、工事補償引当金、修繕引当金、景品費引当金、アフターサービス費引当金、保証債務損失引当金等。

⁸ 2000年4月1日以降開始の決算期は新年金会計移行に伴い、退職給付引当金を収録。それ以前は、退職給与引当金、年金引当金、調整年金掛金引当金。2000年3月より前は役員分を含む。

税法では、「退職給付引当金」は「退職給与引当金」である。

⁹ 退職給付引当金、役員慰労退職引当金以外の固定負債に属する引当金。

「貸倒引当金」、「貸倒引当金・投資損失引当金」、「賞与引当金・未払賞与」、「その他短期引当金」については、現実的にほとんど戻入れがないと考えて、期末残高を用いて推計する。「退職給付引当金（退職給与引当金）」、「役員退職慰労引当金」、「その他長期引当金」については、每期每期積み上げていく性質が強いので、「当期末残高－前期末残高」（ただし >0 ）を用いる。このようにして作成したデータをここでは「引当金」、日経財務データから推計した税負担率を以下では「税負担率」と呼ぶ。

本章での計測期間は、1965年から2008¹⁰年である。推計の対象業種は、製造業、水産業、鉱業、建設業、商社・小売業、その他金融、不動産業、海運・空運・陸運・運輸・倉庫、通信、電力・ガス、サービス業の11業種である。

図1-2は、1966年から2008年までの日経財務データの黒字法人と赤字法人¹¹の会社数と赤字会社比率を表したものである。1997年度から2001年を頂点に赤字会社比率が大きくなり、それ以降下降しているが2007年度からまた増加している。

図1-3は、法人税収と日経財務データ収録会社の法人税収を表している¹²。それらの動きは連動しており、1970年中盤までは、法人税収全体に対する日経財務データ収録会社の法人税収は50%以下であったが、近年日経財務データ収録会社の法人税収は、全体の法人税収の50%以上を占めていることがわかる。

2007年度の申告会社数2,647,369社（うち欠損法人1,812,336社）¹³のうち日経財務データの収録会社は3,965社（うち赤字法人765社）で、全体の0.15%の会社数であるのに対し、法人税収では14,314,773百万円¹⁴に対し、日経財務データでは7,754,715百万円で、全体の54.17%を占めていることから、法人税収の主要部分を表していると言える。

¹⁰ 2008年度の日経財務データは、まだ決算が確定していない企業があるため、今回の分析では2007年度までのデータを使用している。

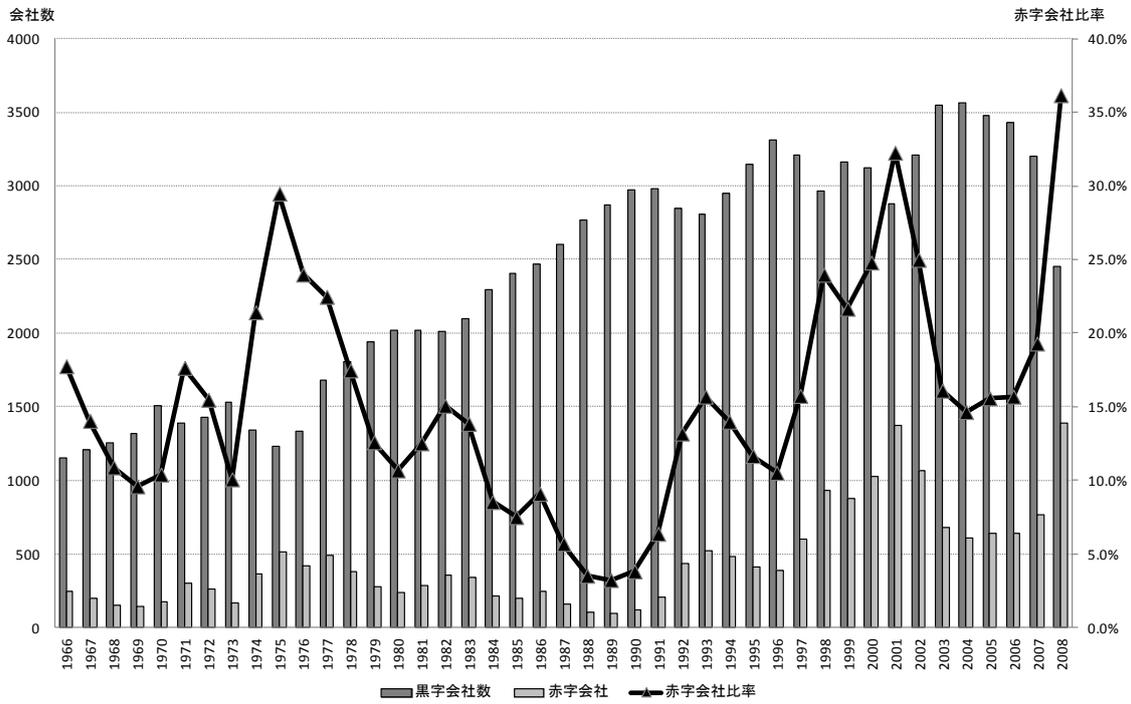
¹¹ ここでの赤字法人とは、「税金等調整前当期純利益」がマイナスである会社のことである。

¹² 日経財務データの法人税収については、赤字会社は省いている（赤字会社であるが、法人税額が記載されている場合もある）。

¹³ 『税務統計からみた法人企業の実態』より。

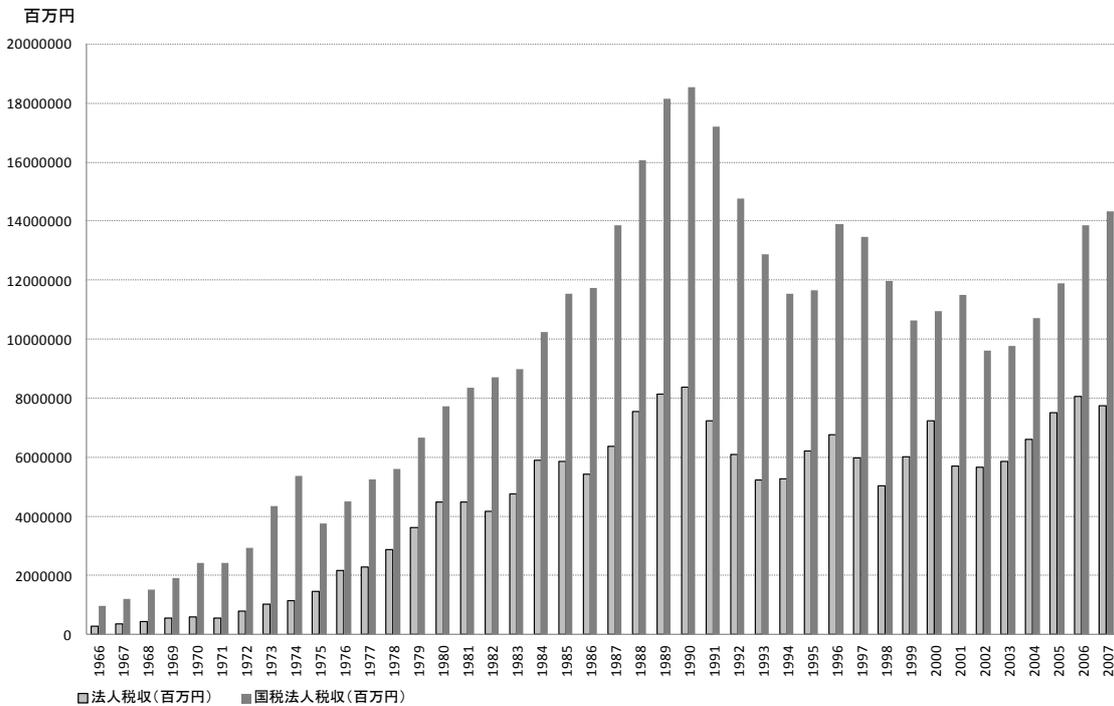
¹⁴ 『税務統計からみた法人企業の実態』より。

図 1-2 赤字法人・黒字法人数と赤字法人比率



出所) 日経財務データより作成。

図 1-3 わが国の法人税収と日経財務データ収録会社の法人税収



出所) 『税務統計から見た法人企業の実態』(各年度)、日経財務データより作成。

4.2 財務省型実効税率と日経財務データから求めた税負担率の推移

図 1-4 は財務省型実効税率¹⁵、日経財務データより赤字法人を除外し、各企業ごとに税負担率を推計し、それらを平均したものと、その変動係数である。

財務省型実効税率は税率だけを考慮したものであるが、税負担率は、税率と課税ベースの両方を考慮したものである。税引前利益と申告所得が同じであれば、税負担率は財務省型実効税率と同じになる。すなわち、財務省型実効税率と税負担率の差は、税引前利益と申告所得との差である。実際の税負担率は、財務省型実効税率よりも低いことが見て取れる。変動係数は、ほぼ安定的に推移していたが、2000年度から2003年度にかけて大きく変動しており、企業間での税負担率格差が拡大していたことがわかる。

2000年度以降を見ると、日経財務データの税負担率が徐々に小さくなってきている。財務省型実効税率が1997年度49.99%、1998年度46.37%、1999年度以降は40.87%と徐々に税率が下がってきているのに対し、日経財務データの税負担率は、1997年度29.61%、1998年度は31.2549%、1999年度は31.2569%、2000年度32.86%と、財務省型実効税率とは違う動きをしている。

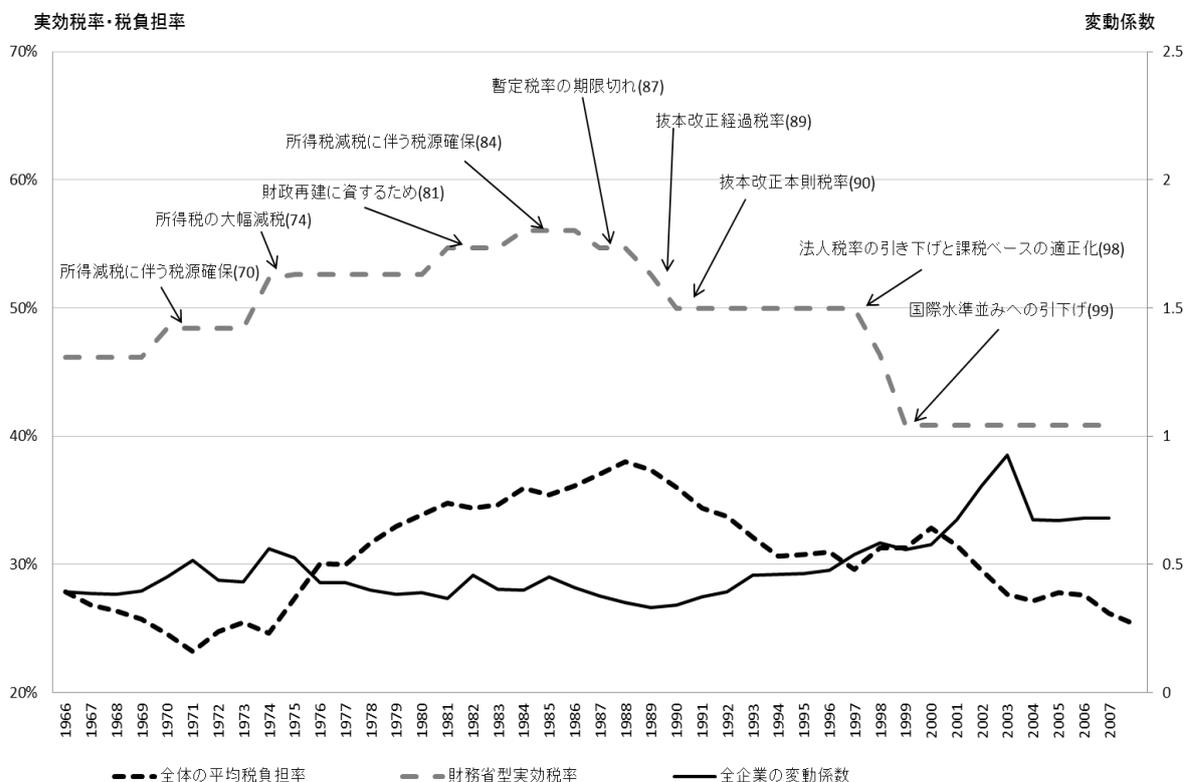
ここでの変動係数は、各年度の全企業の税負担率から計測したものである。2000年度から2003年度を頂点に変動係数は0.56から0.92と高くなっており、その後0.67から0.68にとどまっているが、90年代と比べると格差が大きいのがわかる。

5 業種間での税負担率の格差について

次に、1998年度税制改革で業種間の税負担率格差はどのようになったのかを見る。図 1-5 は、日経財務データより各年度で赤字法人を除外し、全企業を「製造業」、「水産」、「鉱業」、「建設」、「商社・小売業」、「その他金融」、「不動産」、「海運・空運・陸運・運輸・倉庫」、「通信」、「電力・ガス」、「サービス」の11業種にわけて、それぞれ企業ごとに税負担率を推計し、それらを各業種ごとで平均した税負担率をレーダーチャートで表したものである。レーダーチャートでは、多角形がいびつになると業種間での税負担率の歪みがあり、多角形が大きくなると税負担率が高くなると考えられる。

¹⁵ 財務省型実効税率 = { 法人税率 × (1 + 都道府県住民税率 + 市町村民税率) + 事業税 } / (1 + 事業税率)

図 1-4 財務省型実効税率と平均税負担率の推移



出所) 『財政金融統計月報(租税特集)』各年度、日経財務データより作成。

本章では、第一に日経財務データの実績値を使って企業の税負担率を推計し、第二に、税制の影響だけをみるために2007年度のデータを使い仮想税負担率を計測し、最後に企業の税負担率と仮想税負担率を比べ、税率と引当金等の経過措置以外の特殊要因が税負担率に与えた影響をみる¹⁶。

5.1 日経財務データを使った各年度の税負担率

税制改正前の1997年度と、税制改正後の2001年度の2時点間の業種別税負担率比較すると、2001年度の税負担率格差がわずかに改善されたという結果がでたが、2007年度は、ますます業種間の税負担率の乖離が大きくなっていることが見て取れる。変動係数¹⁷で表すと、1997年度0.18、2001年度0.21、2007年度0.31と、

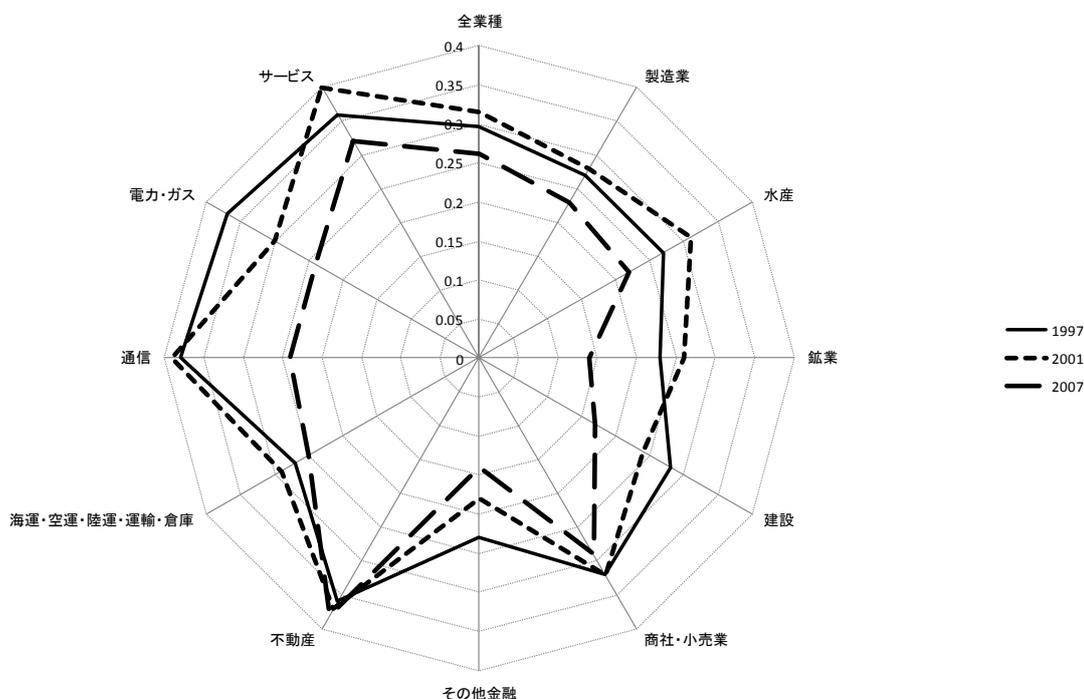
¹⁶ 税制の影響とは、税率と引当金等の経過措置である。

¹⁷ ここでの変動係数は図4の変動係数とは違い、業種毎の平均税負担率間の変動係数を計測している。つまり11業種の平均税負担率の変動係数である。

大きくなっている。2001年度の変動係数が大きくなっているのは、「その他金融」と「電力・ガス」の業種別平均税負担率が原因と考えられ、1997年度と比べてレーダーチャートの円が外側にあるのは、前述したように、税率は低くなったが、課税ベースがそれ以上に大きくなったためと考えられる。

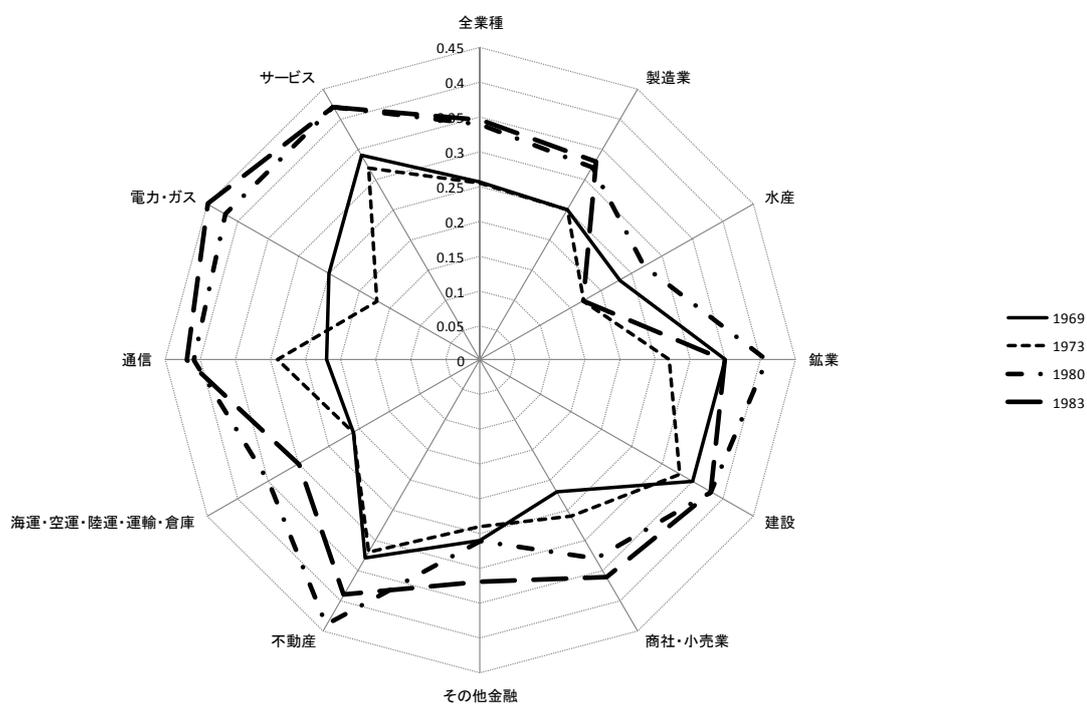
次に、税制改正があった年度の業種別税負担率のレーダーチャートを見てみよう。全部をひとつのレーダーチャートに入れるとわかりにくいので、1969年度から1983年度（図1-6）、1986年度から2007年度（図1-7）と二つに分けて表している。これらの年度は、税制改正が行われ、その影響が十分に行き渡ったと考えられる、次の税制改正の前の年度を使っている。法人税率が、1966年度35%、1970年度36.75%、1974年度40%、1981年度42%に引き上げられている影響を表しているのが図1-6であるが、1970年度から1974年度に3.25%の税率引き上げが、税負担率を重くする影響を与えていることがわかる。1984年度の43.3%をピークに、税率は、1988年度42%、1989年度40%、1990年度37.5%、1998年度34.5%、1999年度30%と税率は引下げられているが、図1-7より税負担率も小さくなってきていることがわかる。

図1-5 業種別税負担率



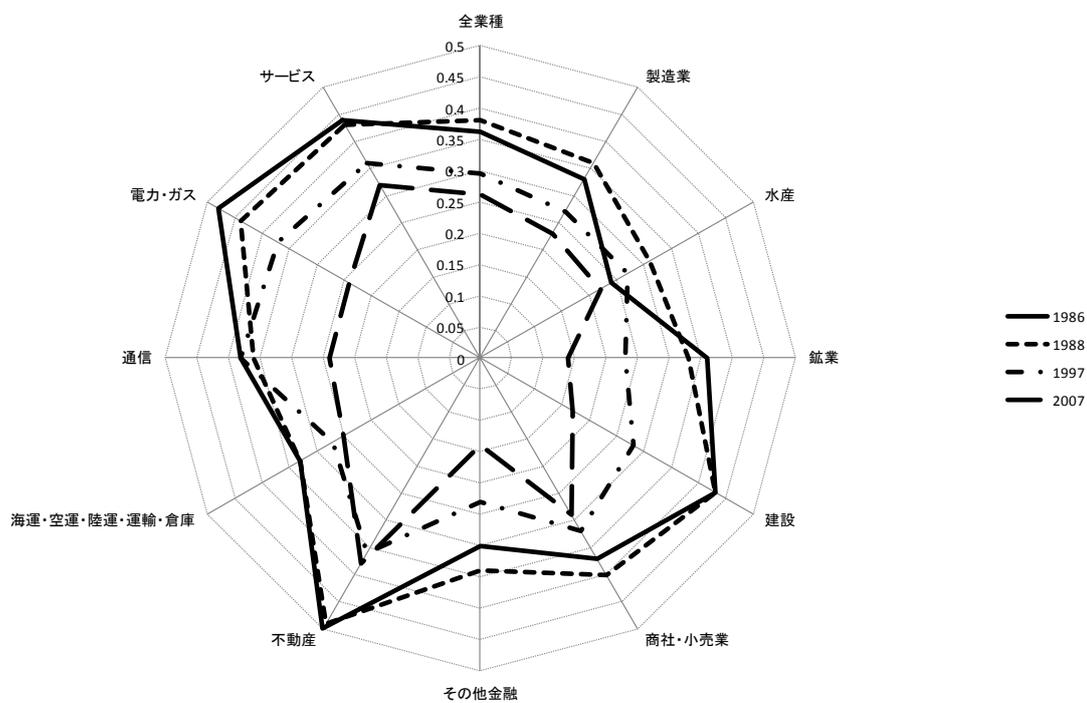
出所) 日経財務データより作成。

図 1-6 業種別税負担率 (1967, 1973, 1980, 1983)



出所) 日経財務データより作成。

図 1-7 業種別税負担率 (1986, 1988, 1997, 2007)

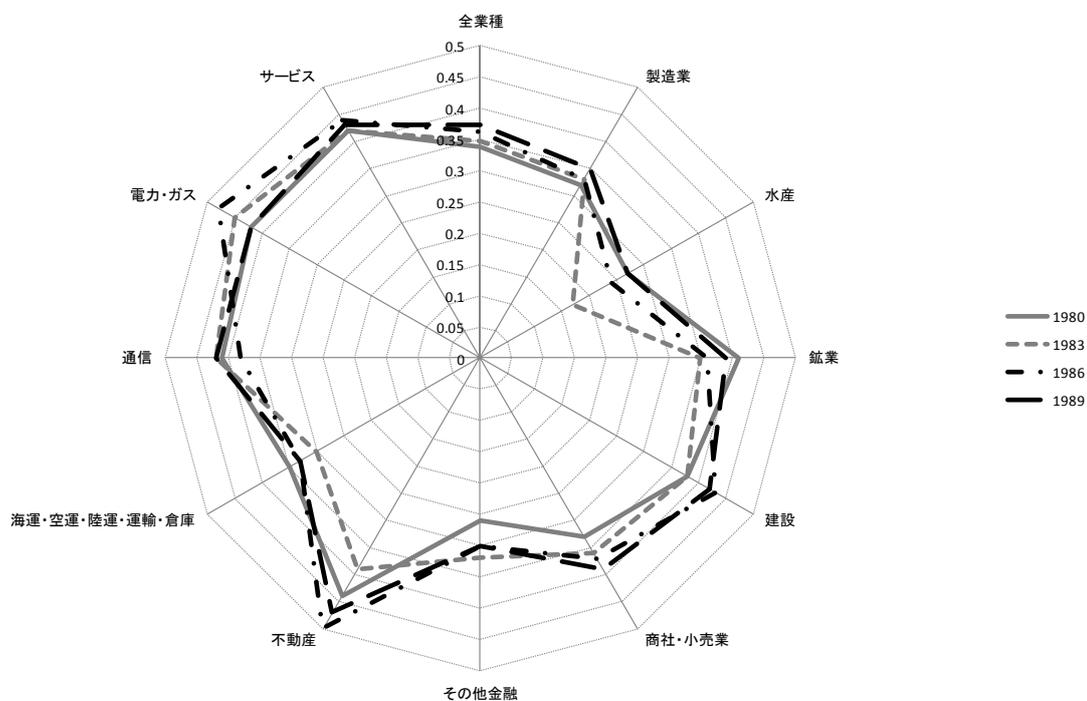


出所) 日経財務データより作成。

次に図 1-8 のレーダーチャートは、1980 年度、1983 年度、1986 年度、1989 年度を取り出したものである。1974 年度所得税の大幅減税のため法人税率が 36.75% から 40% に、1981 年度には財政再建に資するために 42% に引上げられ、1984 年度は所得税減税に伴う税源確保のため法人税率が 43.3% になり、1987 年度には暫定税率の期限切れのため 42% と改革があり、それらの効果が出たであろう増税または減税の前年度を取り上げている。1980 年度、1983 年度、1986 年度、1989 年度の業種別税負担率は他の年度と比べて、業種別税負担率の業種間の動きが同じようなレーダーチャートになっている。所得税減税のための財源確保のための増税や財政再建のための増税が業種別税負担率にはあまり影響を及ぼさなかったことがわかる。

表 1-2 は、業種別税負担率とその変動係数である。ここでの変動係数は、業種別ごとに平均化した税負担率の変動係数である。1980 年度で 0.17、1988 年度が 0.15、1997 年度が 0.19 と小さいが、近年 2005 年度と 2007 年度は 0.24、0.31 と業種別税負担率が大きく変動していることがわかる。これは業種別ごとの税負担率の格差が大きくなってきているということである。

図 1-8 業種別税負担率 (1980, 1983, 1986, 1989)



出所) 日経財務データより作成。

表 1-2 業種別税負担率と変動係数

業種名	製造業	水産	鉱業	建設	商社・ 小売業	その他 金融	不動産	海運・ 空運・ 陸運・ 運輸・ 倉庫	通信	電力・ ガス	サービ ス	変動係 数
1969	0.25	0.23	0.35	0.35	0.22	0.26	0.33	0.21	0.22	0.25	0.34	0.21
1973	0.25	0.17	0.27	0.33	0.26	0.24	0.32	0.21	0.29	0.17	0.32	0.22
1980	0.32	0.27	0.41	0.38	0.33	0.26	0.44	0.35	0.41	0.42	0.42	0.17
1983	0.33	0.17	0.35	0.38	0.36	0.32	0.39	0.3	0.42	0.45	0.42	0.22
1986	0.33	0.24	0.36	0.43	0.37	0.30	0.50	0.33	0.38	0.48	0.44	0.21
1988	0.36	0.31	0.33	0.43	0.40	0.34	0.49	0.33	0.36	0.44	0.43	0.15
1997	0.27	0.27	0.23	0.28	0.32	0.23	0.36	0.27	0.38	0.37	0.36	0.19
2005	0.25	0.23	0.22	0.18	0.31	0.16	0.37	0.31	0.29	0.30	0.33	0.24
2007	0.23	0.22	0.14	0.17	0.29	0.14	0.38	0.25	0.24	0.24	0.32	0.31

出所) 日経財務データより作成。

5.2 1998 年度税制改正以降の税率と引当金経過措置の影響（仮想税負担率）

上記で見てきた業種別税負担率は、企業の実際の「税引前利益＋引当金」に対する企業の「法人税、住民税および事業税」の数値を使って計測した税負担率である。ここには、税率と課税ベースの他に税額控除などの租税特別措置や繰越欠損金の影響が含まれている。

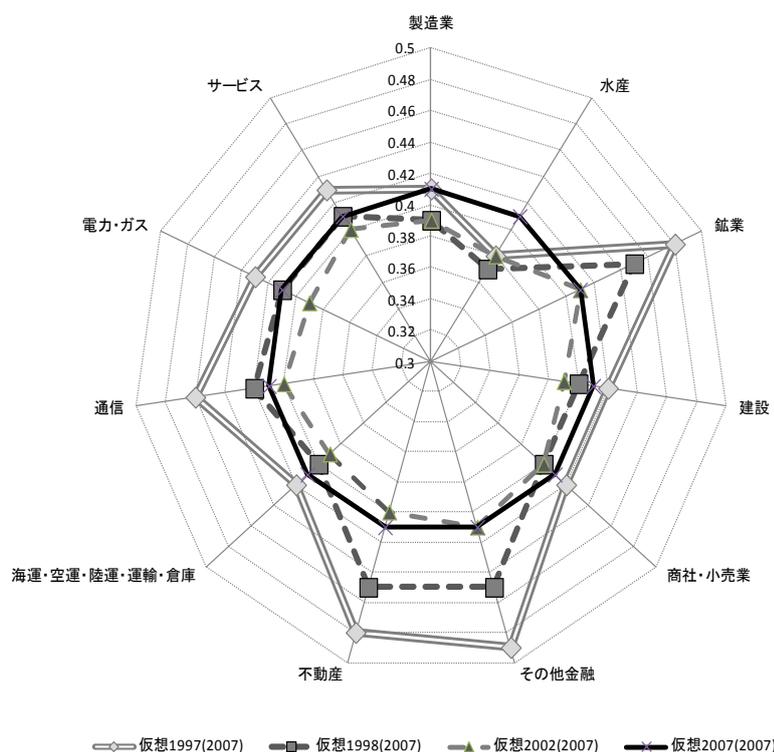
そこで、1998 年度の税制とその経過措置を見るために、税制の影響だけを取りだし、それ以外の影響を取り除かなければならない。2007 年度の日経財務データを使い、それらに税制と経過措置を使って「法人税額」を推計し、仮想業種別税負担率を計測したのが図 1-9 である。仮想 1997（2007）は、2007 年度のデータを使って 1997 年度の税制であれば、法人税額がどのようになるかを推計したものである。同じように、仮想 1998（2007）は 2007 年度のデータを使って、1998 年度の税制で課税ベースや法人税額を推計したものである。

なお、経過措置については 2 で記述した通りで、貸倒引当金については一般債権に繰入率を適用して業種別に求め、賞与引当金、退職給

与引当金は年度によって違うが、全業種同じ繰入率で求めた。

1997年度は引当金制度がまだあり、税率はこの中で一番高いため、業種ごとの税負担率は大きくなり、また業種間の格差も大きい。1998年度は税率が下がり、引当金等の制度が段階的に縮減されたため、1997年度より税負担率が下がり、業種間格差も小さくなっている。2002年度は、税率が下がり、引当金の経過措置もほぼ無くなったため、税負担率が下がり業種間格差も小さくなり、レーダーチャートも円に近くなっている。図1-9の2007年度は、引当金制度がなくなり、税引前利益+引当金=課税ベースの理論値となり、財務省型実効税率で業種間の税負担率には中立的となっている。

図1-9 仮想業種別税負担率



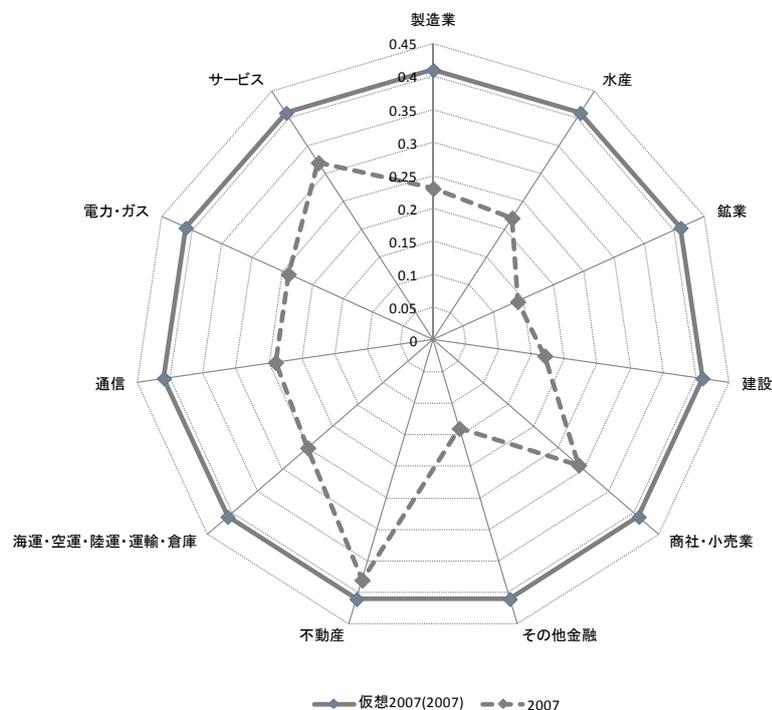
出所) 日経財務データより作成。

5.3 租税特別措置と繰越欠損金の影響

図 1-10 は、日経財務データから求めた 2007 年度税負担率と、2007 年度データを使った理論値の比較である。このレーダーチャートの差は、税額控除や早期減価償却等の租税特別措置や繰越欠損金の差である。業種によってその影響は異なり、税負担率の差が出ている。

法人税制としては、1998 年度前の税制と比べて、より中立的になっている。本来なら業種間の税負担率に格差がなく公平になるはずが、図 1-10 を見るとサービス、不動産の税負担率は他の業種と比べて高く、鉱業、建設、その他金融は税負担率が低くなっている。この原因としては、租税特別措置等の影響によって、業種間の税負担率の格差がでていていると考えられる。

図 1-10 業種別租税特別措置と繰越欠損金



出所) 日経財務データより作成。

6 むすび

企業の行動を歪めないという中立性の原則からすれば、法人税は業種間、規模間での税負担率の格差はできるかぎり小さい方がよい。わが国における最近の法人税改革においても、産業間・企業間に中立的で経済活動に対する歪みをできる限り少なくする方向で課税ベースを拡大しつつ、税率を引下げるといふ基本的な方向に沿って改正が行われている。

企業の税負担を考える場合、税率のみではなく課税ベースの拡大も考慮しなくてはならない。本章では、企業の利益を「経済的所得」＝「税引前利益」＋「引当金」とし、それに対して「法人税、住民税及び事業税」がどの程度の負担となっているかを推計し、また、「広く、薄く」の観点から、課税ベースを拡大しつつ税率を引下げるといふ 1998 年度法人税改正によって法人税負担がどのように変化したかを、日経財務データを用いて検証した。

日経財務データから求めた税負担率を時系列で見ると、1998 年度税制改革の効果が税負担率の低下によって表れている。税率が下がったにもかかわらず、1999 年度 2000 年度に税負担率はわずかに上昇したが、それは税率引下げによる減税効果よりも課税ベース拡大の増税効果が上回ったことを示している。しかしそれ以降は税負担率は下がっている。これは、税率引き下げの影響だと考えられる。企業の税負担率と財務省型実効税率と比べると、企業の税負担率の方が低く計測されていることがわかる。

業種別で見ると、1998 年度税制改正以降税率の引下げと共に業種ごとの税負担率も低くなってきている。しかし業種間での税負担率格差は大きくなってきていることがわかった。1980 年度、1983 年度、1986 年度、1989 年度の業種別税負担率は、税率が 40%～43.3%の間で変化しているにもかかわらず、業種間の動きが同じようなレーダーチャートになっていることがわかった。

仮想税負担率は、税制（税率と課税ベース）の影響だけを見たものである。2007 年度のデータを使って、そこに 1997 年度、1998 年度、2002 年度の税率と引当金の経過措置を使って推計したものである。1997 年度は引当金制度がまだあり、税率はこの比較した年度の中で一番高いため、業種ごとの税負担率は大きくなっており、また業種間の格差も大きい。1998 年度は税率が下がり、引当金等の制度が段階的に

縮減されたため課税ベースが広がり、1997年度より税負担率は下がり、業種間格差も小さくなっている。2002年度は、更に税率が下がり、引当金の経過措置もほぼ無くなったため課税ベースがさらに拡大され、税負担率は下がり業種間格差の変動も小さくなり、レーダーチャートも円に近くなっている。すなわち、課税ベースの拡大によって、法人税の公平性は達成されつつあると言える。次に2007年度の企業の業種別税負担率と仮想税負担率、つまり、業種間で課税ベースに歪みがない、財務省型実効税率＝税負担率という状態とを比べると、2007年度の業種別税負担率は仮想税負担率より小さくなっているが、業種間でまだ格差があることがわかった。この格差の原因は、税額控除や繰越欠損金などの租税特別措置による特殊要因にあり、そのために業種別税負担率が歪められていることがわかった。

補論 1

1 税負担率の考え方

なぜ税負担率は「税額／税引前利益」ではいけないのか。まず、それに先立って引当金を加えない場合の課税ベースと実効税率・税負担率の関係を税制改正前と税制改正後について比較しておこう。

1.1 税制改革前の課税ベース

法人税を算定するための「申告所得」は、まず会計上の利益である「税引前利益」が求められ、そこから益金・損金の算入・不算入を計算して税法上の「申告所得」が求められる。そこで議論を簡単化するために「税引前利益」に加算・減算される科目を「引当金」のみに限定すると、税負担率と実効税率の関係は以下のように整理できよう。

- ① 引当金が損金扱いされていたので、「税引前利益 \equiv 申告所得」と考えられる。
- ② したがって、「税額／税引前利益」（税負担率） \equiv 「税額／申告所得」（ほぼ、実効税率に等しい）となる。
- ③ 「税額／申告所得」は業種間で大きなバラツキはないことが予想される。

1.2 税制改革後の課税ベース

引当金関係が廃止・削減された。このことは以下のような結果をもたらすと考えられる。

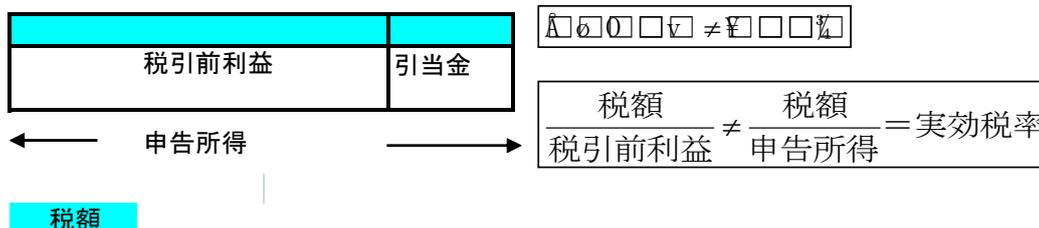
- ① 引当金が損金扱いされなくなったために、税引前所得と申告所得は大きく乖離する。
- ② とくに、引当金率が大きい企業（業種）ほど乖離の程度が大きいと考えられる。
- ③ その結果、「税額／税引前利益」（＝税負担率）と「税額／申告所得」（＝実効税率）は業種によって違ってくる。
- ④ 1998年度税制改正前に比べて税制改正後では税率は引下げられているが、業種間で税率の違いはないため、「税額／申告所得」（＝実効税率）のバラツキは、税制改正前とそれほど変わらないはずである。しかし、「税額／税引前利益」は②のように、業種によってバラツキが出ることが予想される。

- ⑤ このように考えると、税負担率の尺度として、分母に「税引前利益」だけを使うことは不適當だと言える。『引当金よって利益は伸縮する』（引当金が大きくなると利益は小さくなり、引当金が小さくなると利潤は大きくなる）と考えて、税負担率を、「税額／税引前利益」ではなく、「税額／（税引前利益＋引当金）」で算出する方が適當であると考えられる。すると、1998年度税制改正前には引当金の利用率が高い業種は、税負担率は低くなる。また、税制改正後は引当金利用の大小による税負担の差はなくなるので、「税額／（税引前利益＋引当金）」のバラツキが小さくなると予想される。

1998年度税制改正前



1998年度税制改正後



第2章 わが国非営利法人の課税改革について

－公益法人税制の現状と問題点－¹⁸

1 本章の問題意識

わが国の経済社会において、社会をとりまく経済状況の悪化、価値観やニーズの多様化が進むなか、「民間が担う公共」の領域である民間非営利法人等による民間の社会貢献意欲が高まってきており、それを最大限に生かすことが日本社会の活性化のために有効であるとされる。他方で、公益法人等の事業活動が拡大・多様化し、各種分野で規制緩和が進展する中、営利法人との課税のバランスを考慮して、公益法人等に対する課税の適正化が強く求められるようになってきている。公益法人課税の問題を明らかにするためには、公益法人の実態を明らかにしておかなければならない。

本章では、この公益法人課税改革論議について、定性的な議論を取り上げ、公益法人の実態を明らかにし、今後の公益法人課税改革の方向性を探る。

2 公益法人とは

2.1 公益法人の定義

公益法人とは、民法34条「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノ」で規定される社団法人又は財団法人のことであり、その設立には①公益に関する事業を行うこと、②営利を目的としないこと、③法人の事業を所管する官庁¹⁹の許可が必要なことである。

2.2 公益法人の定性的議論

今後わが国社会において非営利法人活動が果たすべき役割はますます重要となるが、公益法人はこれら非営利法人活動を担う代表的なものである。公益法人の活動内容は極めて多種多様であるが、その多くは、政府にも営利法人にも

¹⁸ 本章は、2006年度時点の公益法人税制について書かれている論文で、新公益法人税制は平成20年12月1日から施行されている。

¹⁹ i 内閣府及び10省、ii 内閣府の外局である大臣庁（金融庁など）、iii 地方支分部局の長（法務省、財務省、国道交通省など）、iv 都道府県知事、v 都道府県教育委員会。

基本的にはなじまない分野で、広く社会全般の利益に資する様々な活動を展開していると考えられる。一方で、わが国の公益法人制度は、明治 29 年民法制定以来 100 年以上のにわたる歴史があるが、この間、基本的な変更はされず²⁰、公益法人のあり方に対する批判や問題点の指摘が存在するのも事実である。

現在、公益法人は、主務官庁の自由裁量による許可主義を採用しているため、法人設立が簡便でなく、また公益性の判断基準が不明確であり、「公益」に関する事業を行うはずの公益法人が、国民の眼から見て、必ずしも「公益」とは言い難い事業を行っているものもある。近年、不適切な運営に起因する不祥事が明るみにでてきている。また、公益の内容は多種多様であり、全国統一的な基準を設けたりするのは現実的に難しくなっている（表 1 参照）。

問題点としては、公益法人への公務員の「天下り」が多く、その公益法人へ仕事が委託等されることにより、個人や営利法人の活動が阻害されていることがあげられる。また適切な運営を確保するための内部管理機能が不十分で、その上、ディスクロージャーはインターネットの活用等改善なされているが、その内容はわかりにくく、徹底されていないなどの問題がある。公益法人は、公益を目的とする法人であるにもかかわらず、国民から見て明らかとなっていないものが多数あり、営利法人や中間法人に分類されるべき性格のものも混在している。

主務官庁による一般的な指導監督を背景に、不祥事が発生しており、指導監督が強化されてきたが、公益法人を監督する立場の主務官庁の体制に比べて、公益法人数が増加傾向にあり、こうした仕組みが限界にきているのではないだろうか。

表 2-1 は公益法人の実態を表したもので、設立目的の大項目が「生活一般」、「教育・学術・文化」、「政治・行政」、「産業」の 4 つあり、それぞれ小項目に分けられる。「生活一般」の「保険・衛生・医療」の法人数が 3,714 と一番多く、「政治・行政」の「総合計画」の法人数が 69 と一番少ない。全体的に「政治・行政」の法人数が他の設立目的と比べて少ない。

²⁰ 平成 20 年（2010）12 月に「新公益法人制度」が施行された。

表 2-1 公益法人の実態 (2005 年度)

単位: 数、百万円

設立目的		法人数	常勤職員数	年間収入合計	寄付金収入	補助金	正味財産額	正味財産増減額	届出事業収入額
生活一般	家庭生活	160	585	63,944	519	2,626	39,724	492	5,274
	保険・衛生・医療	3,714	182,817	3,500,000	36,814	87,704	2,300,000	100,000	1,000,000
	体育・レクリエーション	1,534	29,820	620,000	18,988	72,450	570,000	6,380	230,000
	保育	205	3,013	23,169	213	5,884	25,147	733	396
	福祉・援護	1,467	14,891	1,100,000	45,946	24,617	360,000	26,986	150,000
	職業・労働	1,819	20,006	750,000	4,172	75,075	630,000	-90,000	120,000
	福利・共済	767	11,456	1,400,000	9,451	52,693	1,000,000	-30,000	260,000
	移住・生活環境	830	19,495	870,000	1,067	15,472	620,000	19,153	310,000
	安全	744	20,014	300,000	3,335	12,115	340,000	6,185	150,000
	その他	414	4,772	210,000	2,816	9,500	310,000	32,859	58,800
教育・学術・文化	教育	2,222	18,747	800,000	25,231	56,799	1,700,000	220,000	150,000
	育英・奨学	1,132	3,175	260,000	12,536	7,572	980,000	-50,000	32,810
	学術・研究	1,133	20,610	810,000	20,198	79,078	1,300,000	24,860	370,000
	文化・芸術	1,299	15,346	510,000	13,057	58,648	790,000	1,995	130,000
	報道・出版	121	4,021	130,000	141	1,283	150,000	785	67,618
	宗教関係	170	864	14,517	1,648	310	67,652	124	7,231
	国際交流	390	3,331	83,867	2,122	25,290	180,000	3,088	16,130
	その他	514	4,033	160,000	13,127	5,286	150,000	17,607	25,009
政治・行政	政治・行政	158	1,999	55,737	767	5,495	62,701	-304	25,948
	財政・経済	735	3,115	110,000	1,432	1,665	120,000	2,615	33,461
	総合計画	69	1,209	34,094	29	694	48,199	730	21,009
	地方行政	476	10,757	1,100,000	1,277	110,000	1,400,000	74,486	120,000
	自然・環境	278	4,566	230,000	2,829	8,067	130,000	-266	66,026
	国際関係	94	2,317	71,087	4,861	9,094	290,000	833	13,897
	その他	81	1,075	45,466	167	6,006	89,890	282	7,759
産業	金融・保険	158	2,275	850,000	2,298	7,001	1,400,000	-30,000	26,454
	農林水産	1,719	14,047	1,400,000	6,137	240,000	1,300,000	6,712	180,000
	通商産業	1,359	33,475	1,400,000	16,668	160,000	1,100,000	50,369	440,000
	運輸・交通	443	14,222	410,000	6,940	32,592	570,000	18,579	200,000
	建設	710	10,634	570,000	583	3,450	300,000	11,244	310,000
	通信	111	1,484	140,000	516	30,061	250,000	8,519	60,077
	情報	95	1,768	62,187	37	9,563	86,418	1,693	34,511
	その他	196	3,354	180,000	209	23,235	530,000	21,487	61,812
総計		25,317	483,293	18,264,068	256,134	1,239,325	19,189,732	458,227	4,684,222

出所) 『平成 17 年度 公益法人概況調査表』より作成。

3 公益法人税制

3.1 公益法人と課税（公益法人非営利課税の根拠）

公益法人の税制については、寺社・墓地等に対する地租の取扱いに端を発しており、明治 32 年法人所得税（第 1 種所得税）5 条 4 号において、「営利ヲ目的トセザル法人ノ所得」と、創設以来非課税とされてきた。戦後、シャープ勧告を受けて昭和 25 年改正税法で、現行の公益法人課税制度の原型、収益事業所得等を除き、原則として非課税という形がほぼ完成した。

これら公益法人等に対する非課税措置は、その公益活動に対する一種の対価支払いであると考えられていたが、戦後インフレによって人件費その他経費が増加する反面、寄付金収入も思うようにいかず、経営困難となってきたこともあり、収益事業を公然としかも大々的に行う公益法人も目立つようになってきた。また、財団法人等の設立認可が比較的容易に行われ、しかも設立後の監督が十分に行われないので、その実体が公益事業を行っているかどうか疑われるものも少なくなかった。このような中で、国民全般が相当重い税負担に耐えている状況からして宗教法人等以外の公益法人に対して全面的に税を非課税ということは問題であるという議論が高まっていた。シャープ勧告ではこの点に関し、法人税を免除しうる公益法人の基準を作成し、その基準に該当する公益法人に対してのみ事業内容調査のうえ免税証明書を交付することとし、その免税証明書は3年ごとに審査して更新する制度を設け、免税証明に値しないものは全面的に課税すべきであるとの勧告を行った。

次に公益法人の課税根拠について、池部(2005)では、「わが国の税制は、基本的にいわゆるシャープの法人擬制説的思考を前提にしている。法人擬制説によれば二重課税が生ずるところから、所得税法 92 条において配当所得の一定割合を所得税額から控除する配当控除制度が導入され、二重課税の配慮がなされている。法人擬制説によれば、公益法人等には配当をうける持分株主が存在せず、剰余金を社員に分配できないため、所得税の前払的存在である法人税を課す根拠が曖昧である。」²¹と議論している。また「法人擬制説は、法人がその所得を株主に分配するかどうかを重要となる。法人が所得を分配しないときは、利益を享受する者がいないのであり、所得の分配がない限り公益法人等には担

²¹ 池部(2005)。

税力がないものとする。また、担税力は自由に処分できる財産を有する状態から発生するところ、公益法人等の剰余金であり分配できないものは、使途が拘束されて自由に処分できず利益を享受できないものであることから担税力はないとする。」²²とし、課税の論拠が曖昧であるとしている。

法人実在説は法人が負担する法人税を消費者や従業員に転嫁できることが前提になるが、公益法人等の本来事業に付いてはこうした転嫁はきわめて困難な状況にある場合が少なくない。したがって、本来事業において、独自の担税力を認めることは困難であるといわなければならないだろう。結局のところ、法人実在説も公益法人等や人格のない社団等の本来事業に対する課税の根拠としては薄弱だと言わざるを得ない。しかし収益事業については、法人実在説は課税の根拠として成立する。

3.2 現行の公益法人税制

公益法人税制は、法人税法第2条6で「公益法人とは別表第二に掲げる法人をいう」と規定している。またこれらの公益的事業を行う法人は、法人税法第7条で「内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得及び清算所得については、第五条(内国法人の課税所得の範囲)の規定にかかわらず、それぞれ各事業年度の所得に対する法人税及び清算所得に対する法人税を課さない。」と定めており、これによって公益法人は法人税等の納税義務を負わなくて良いとされている。また法人税法第4条で、「内国法人は、この法律により、法人税を納める義務がある。ただし、内国法人である公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を営む場合又は第八十四条第一項(退職年金等積立金の額の計算)に規定する退職年金業務等を行う場合に限る。」とし、収益事業については法人税法第2条13項「販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて営まれるものをいう。収益事業は法人税法施行令第5条第1項各号に列挙された一定の事業。」と規定されている。

収益事業に係る法人税率は22%の軽減税率(普通法人の基本税率は30%)が

²² 池部(2005)。

適用されている(法人税法第 66 条 3 項)。そのほかに公益法人等の寄付金の損金算入限度額は、収益事業から生ずる所得の 20%とされており、また、収益事業部門から非収益事業部門への支出は、寄付金とみなすものとされている(法人税法第 37 条)。

表 2-2 は、収益事業別収益事業金額の合計とその法人数を表したものである。収益事業金額合計を見ると、赤字法人も黒字法人もいずれも収益事業金額合計は黒字であることがわかる。また物品貸与業、席貸業、料理店その他の飲食業、問屋業、理容業、美容業、遊覧所業、信用保証業は黒字法人よりも収益合計が多い。そして、赤字法人数と黒字法人数を比べると、収益事業種類 33 種類中、製造業、旅館業、理容業、遊覧所業だけが黒字法人より赤字法人の数わずかに上回っており、残りの 29 種類は黒字法人の方が多いいことがわかる。

3.3 新たな公益法人税制

税制調査会では平成 17 年 6 月に「新たな非営利法人に関する課税及び寄付金税制についての基本的考え方」の報告書を公表した。その背景には、価値観の多様化や社会ニーズの多元化が進む中、民間非営利活動の重要性が高まってきているという認識がある。それとともに、現行の公益法人制度については民法制定以来 100 年余年にわたり見直しが行われておらず、主務官庁の許可主義の下、法人設立が簡便でなく、公益性の判断基準が不明確である、営利法人類似の法人が存続しているなどの批判がなされている。こうした諸問題に適切に対処するために、現行の公益法人制度を抜本的に見直すための検討が進められ、基礎問題小委員会及び非営利法人課税ワーキング・グループによって「基本的考え方」がまとめられた。

主な趣旨・目的として、現行の公益法人制度のうち、各主務官庁の許可により設立(すなわち、法人格の取得と公益性の判断が一本化されている)、各主務官庁の裁量に基づく設立の許可、公益性の判断、指導監督についての方向性として、法人格の取得と公益性の判断を分離する、主務官庁制を抜本的に見直す、透明性の高い新たな仕組みを構築するということである。課税上の取扱いは、

表 2-2 収益事業別収益事業金額合計と法人数

収益事業種類	収益事業金額合計(千円)		収益事業法人数	
	赤字法人	黒字法人	赤字法人数	黒字法人数
0 収益事業なし	290,214	87,175	7,328	8,536
1 物品販売業	310,224,314	837,281,972	1,008	1,559
2 不動産販売業	1,593,168	105,699,319	10	10
3 金銭貸与業	14,566,090	31,480,442	26	40
4 物品貸与業	37,014,431	21,684,791	56	77
5 不動産貸与業	96,334,311	228,905,539	554	769
6 製造業	14,709,775	165,782,459	38	37
7 通信業	16,884,154	44,982,807	22	32
8 運送業	3,381,534	24,492,917	9	12
9 倉庫業	49,286	9,403,841	1	4
10 請負業	477,410,504	1,406,222,644	1,005	1,667
11 印刷業	1,358,478	5,395,697	17	25
12 出版業	161,234,443	438,088,510	443	686
13 写真業	2,748,016	4,768,916	10	27
14 席貸業	147,207,436	47,640,250	197	207
15 旅館業	74,265,461	159,804,389	241	240
16 料理店その他の飲食店業	171,597,714	140,804,421	189	224
17 周旋業	2,176,322	23,068,427	46	69
18 代理業	29,152,164	33,791,020	394	506
19 仲立業	3,487,679	7,264,970	18	36
20 問屋業	864,806	264,937	3	5
21 鉱業		2,493		1
22 土石採取業	87,110	333,297	4	5
23 浴場業	5,187,809	8,567,881	31	40
24 理容業	26,522		2	
25 美容業	13,780	12,168	1	1
26 興行業	51,914,595	94,183,975	170	252
27 遊戯所業	16,615,992	37,639,003	55	64
28 遊覧所業	4,864,073	4,586,701	29	19
29 医療保険業	215,812,479	653,391,449	239	633
30 技芸教授業	31,299,454	84,592,712	150	191
31 駐車場業	53,026,213	191,014,460	186	289
32 信用保証業	20,865,131	452,410	8	8
33 無体財産提供業	9,925,485	27,188,458	57	67

出所) 『平成 17 年度 公益法人概況調査表』より作成。

- ① 「第三者機関」によって「公益性を有する」と認定された非営利法人は、法人所得課税上の取扱いについては、その事業活動の公益性に鑑み、現行制度同様、基本的にすべての収益を非課税とする。

ただ、当該法人が行う事業活動の実態は極めて多様であり、収益を得ることを目的とする営利法人と同種同等の事業活動が行われる場合もあるため、

「公益性を有する非営利法人」においても、現行制度と同様、営利法人と競合関係にある事業のみに課税することとすべきである（収益事業課税）。

- ② 「公益性を有する非営利法人」でも「専ら会員のための共益的事業活動を行う非営利法人」でもない非営利法人は、非営利法人、営利法人という法人形態の選択に対して中立的になるように、また租税回避手段としての濫用を防止するため、営利法人と同等の課税とすべきである。
- ③ ただし、非営利法人のうち「専ら会員のための共益的事業活動を行う非営利法人」は、会員からの会費についての非課税とする方向で検討することが適当である。

4 公益法人の実態検証と課税問題

4.1 公益法人課税の問題点

公益法人課税の問題点について様々な議論がなされているが、要約すると以下の6点にまとめられる。

- ① 様々なタイプの法人の出現のなか、法人税の制度を一元的に規定することは困難である。
- ② 公益法人の事業内容が次第に拡大し、かつ多様化してきており、民間企業が行う事業内容との間に違いがなくなっているのではないか。
- ③ 配当は禁止されているが、実質的には公益法人の役員などに対する報酬という形で還元されている。
- ④ 営利法人が行う事業内容と大きな差がないものが、税の恩恵をうけるのは不公平ではないか。
- ⑤ 本来事業が、必ずしも公共サービス（公益性）に準ずる性格を備えているとは言いがたい。
- ⑥ 公益法人の課税の考え方が、法人擬制説（非課税）、法人実在説（収益事業課税）と2種類ある。

4.2 公益法人の実態検証

本章では、『平成17年度公益法人概況調査』を使い、公益法人26,053のうち重複分を除く25,317法人のデータを使って公益法人の実態を検証する。

まず上記の①②の問題点について、公益法人の事業活動は拡大・多様化が進んでいるのか、公益法人はどのような事業をしているのか、その事業内容は、民間企業が行うものと違いがなくなっているのかを考察する。

4.2.1 規模別でみた公益法人

表 2-3 は、公益法人の設立目的（大項目）別（すなわち業種別にあたる）の年間収入規模別法人数を表している。年間収入額²³というのは、営利法人の売上にあたる。公益法人は中小企業よりも小さいところが多いとされているが、表 3 より年間収入額 1000 万円以上²⁴の取引をしている公益法人が約 76%以上もあることがわかり、その中で年間収入額 1 億円以上は約 40%もある。表 3 を図にしたものが図 2-1 である。公益法人は、大きな取引から小さな取引までをしている法人があるということがわかる。設立目的別（大項目）つまり業種別でも様々な売上の公益法人が存在することがわかる。公益法人数は設立目的（大項目）の「政治・行政」が少なく、「生活一般」の法人数が多いが、1 社当たりの年間収入額を見ると「政治・行政」部門が一番大きく、一番少ないのは「産業」である。

次に、営利法人での資本の部にあたる正味財産²⁵を規模別でみてみよう。公益法人には資本金という概念はないが、あえて言うのであれば正味財産額が資本金に相当する。図 2-2 は正味財産規模別法人数、つまり資本金規模別法人数を表したものである。表 2-4 より、正味財産がマイナスの場合は問題であるが、正味財産が 1000 万円未満よりも 1000 万円以上の法人が約 80%ある。また正味財産規模が 1 億円以上の公益法人が 44.8%もあり、大法人に匹敵する公益法人が多数あることがわかる。

²³ 年間収入額＝会費収入＋財産運用収入＋寄付金収入＋補助金等収入＋事業収入＋その他の収入

²⁴ 年間収入額は売上にあたり、1000 万円以上は消費税が課せられる。

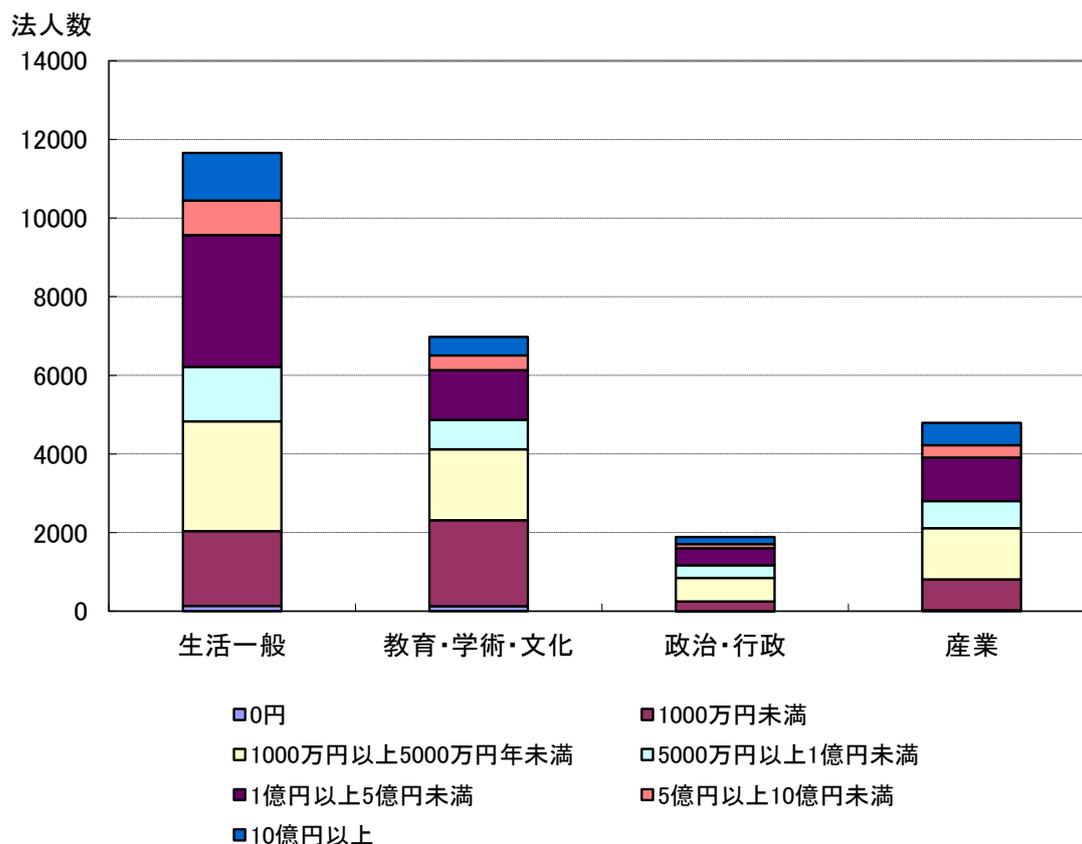
²⁵ 正味財産＝資産－負債。

表 2-3 年間収入規模別法人数

	法人数	年間収入額規模別法人数							年間収入合計金額(百万円)
		0円	1000万円未満	1000万円以上5000万円未満	5000万円以上1億円未満	1億円以上5億円未満	5億円以上10億円未満	10億円以上	
生活一般	11,654	134	1,904	2,793	1,385	3,355	870	1,213	8,792,447
教育・学術・文化	6,981	126	2,190	1,804	744	1,270	372	475	2,768,469
政治・行政	1,891	5	245	599	320	431	108	183	1,682,857
産業	4,791	24	789	1,302	688	1,107	316	565	4,966,077
合計	25,317	289	5,128	6,498	3,137	6,163	1,666	2,436	18,209,850
	比率	1.1%	20.3%	25.7%	12.4%	24.3%	6.6%	9.6%	

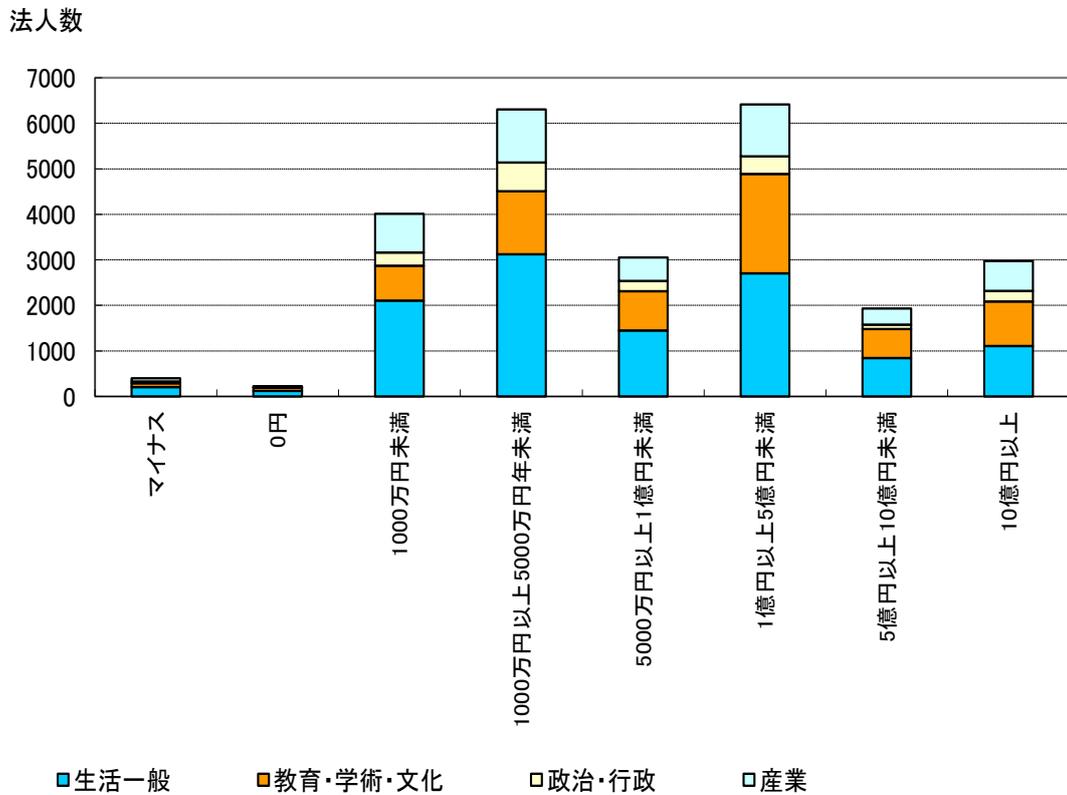
出所) 『平成 17 年度 公益法人概況調査表』より作成。

図 2-1 年間収入規模別法人数



出所) 『平成 17 年度 公益法人概況調査表』より作成。

図 2-2 正味財産規模別法人数



出所) 『平成 17 年度 公益法人概況調査表』より作成。

表 2-4 正味財産規模別法人数

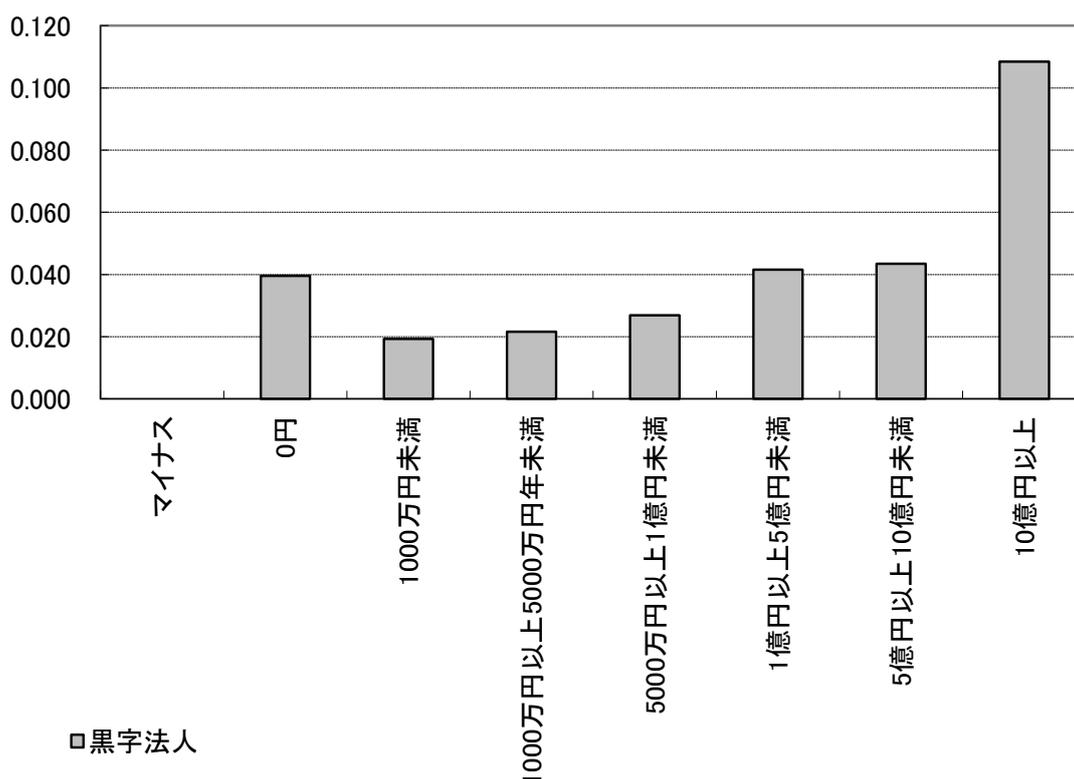
	正味財産規模別法人数									正味財産合計金額(百万円)
	法人数	マイナス	0円	1000万円未満	1000万円以上5000万円未満	5000万円以上1億円未満	1億円以上5億円未満	5億円以上10億円未満	10億円以上	
生活一般	11654	203	124	2106	3120	1445	2702	845	1109	6,242,380
教育・学術・文化	6981	88	68	768	1386	866	2189	638	978	5,264,090
政治・行政	1891	34	5	288	632	225	382	95	230	2,165,626
産業	4791	76	27	848	1167	513	1145	356	659	5,591,581
合計	25317	401	224	4010	6305	3049	6418	1934	2976	19,263,677
	比率	1.6%	0.9%	15.8%	24.9%	12.0%	25.4%	7.6%	11.8%	

出所) 『平成 17 年度 公益法人概況調査表』より作成。

図 2-3 は、正味財産規模別年間収入額に対する正味財産増減額²⁶（黒字法人のみ）である。正味財産規模とは資本金規模のことである。正味財産増減額は企業会計での純利益となる。ここでは年間収入(営利法人の売上げ)に対する正味財産増減額（純利益）、すなわち利益率についてみている。規模が大きくなるほど利益率も大きくなっていることがわかる。

次に図 2-4 で、資本金規模別の本来事業と収益事業の比率を見てみよう。規模が大きくなるほど収益事業を多く営んでいることがわかる。つまり、規模が大きくなって体力ができると、収益事業をする余力があると考えられる。

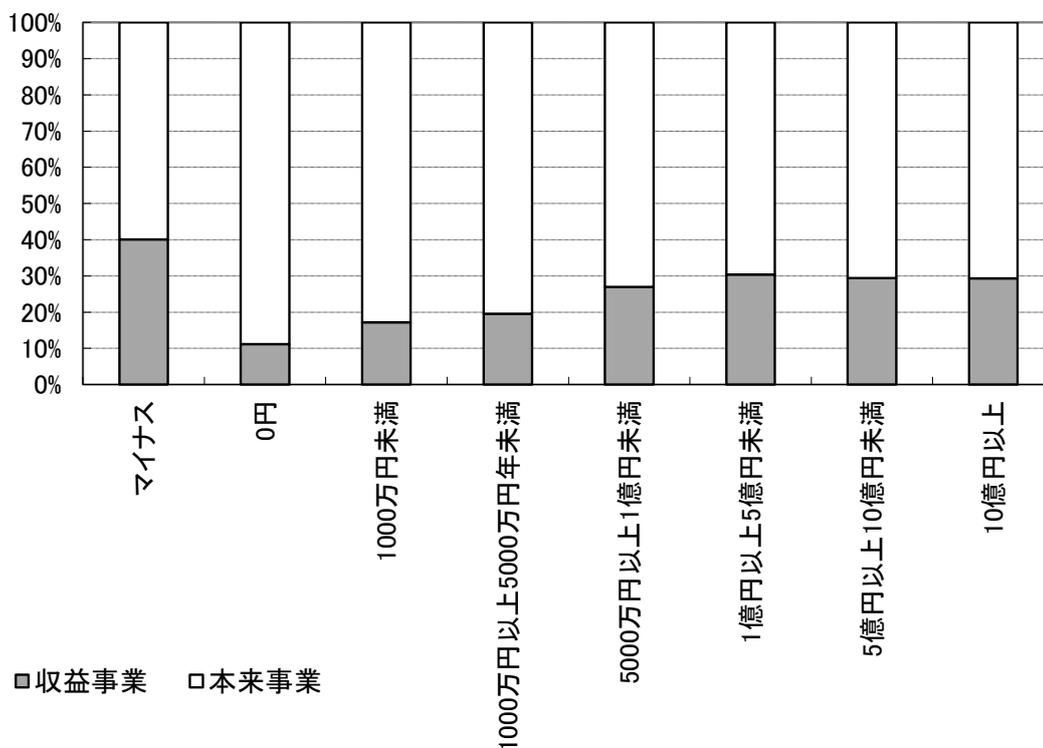
図 2-3 正味財産規模別年間収入額に対する正味財産増減額（黒字法人）



出所) 『平成 17 年度 公益法人概況調査表』より作成。

²⁶ 正味財産の前年度末と比べた増減額であり、+なら黒字、-なら赤字と考えられる。

図 2-4 規模別本来事業と収益事業の比率



出所) 『平成 17 年度 公益法人概況調査表』より作成。

以上のことから、公益法人は規模が大きいほど黒字法人が多いし、利益率も高く、収益事業も多く営んでいる。これは、規模が大きいと多様な事業活動を行う体力がある、と考えられる。

4.2.2 赤字法人・黒字法人比率

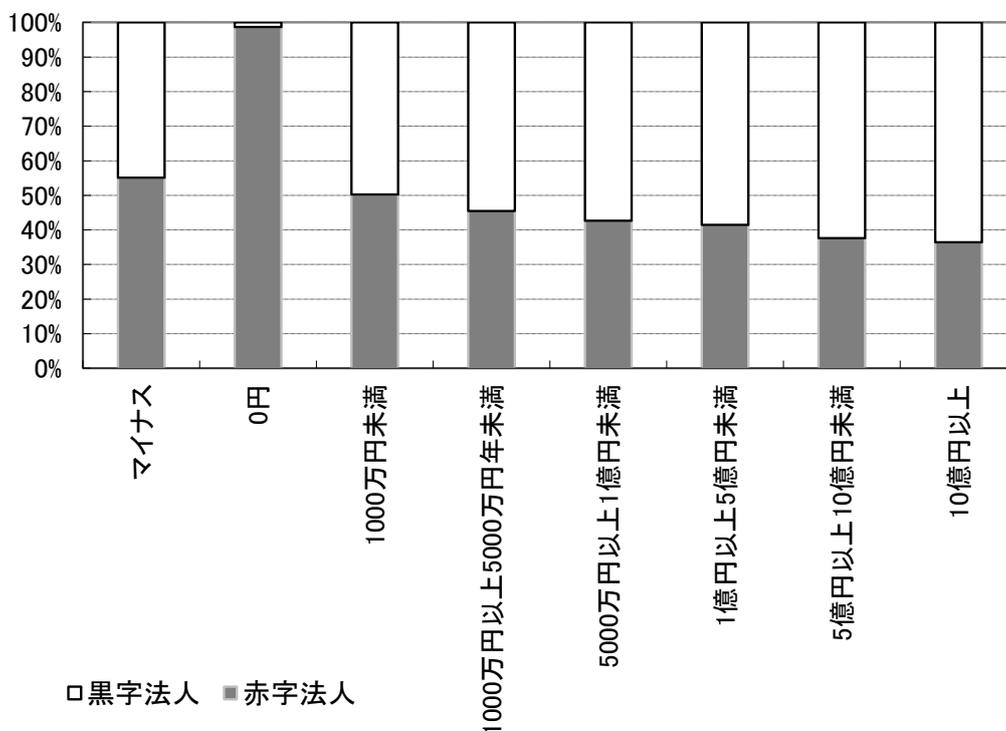
さて、公益法人は非営利なので予算を組み、予算書通り事業を執行することが大切で、利益のことは考えていないとされる。しかし、公益法人は様々な事業活動をしており、現実には利益はどうなっているのかを見てみよう。営利法人の純利益に一番近いものは、先ほども見てきたように、公益法人の正味財産増減額にあたる。よって正味財産増減額がマイナスであれば赤字法人であり、プラスであれば黒字法人と考えることができる。また公益法人は利益分配をすることができないので、この純利益はそのまま営利法人での内部留保となる。つまり利益が高いと内部留保も高いことになる。公益法人の中で赤字法人はど

れぐらいあるのでしょうか。

図 2-5 は、正味財産規模別（資本金規模）での赤字法人の比率を表している。この図 2-5 より、規模の大きなところほど赤字法人比率が小さくなっていることがわかる。

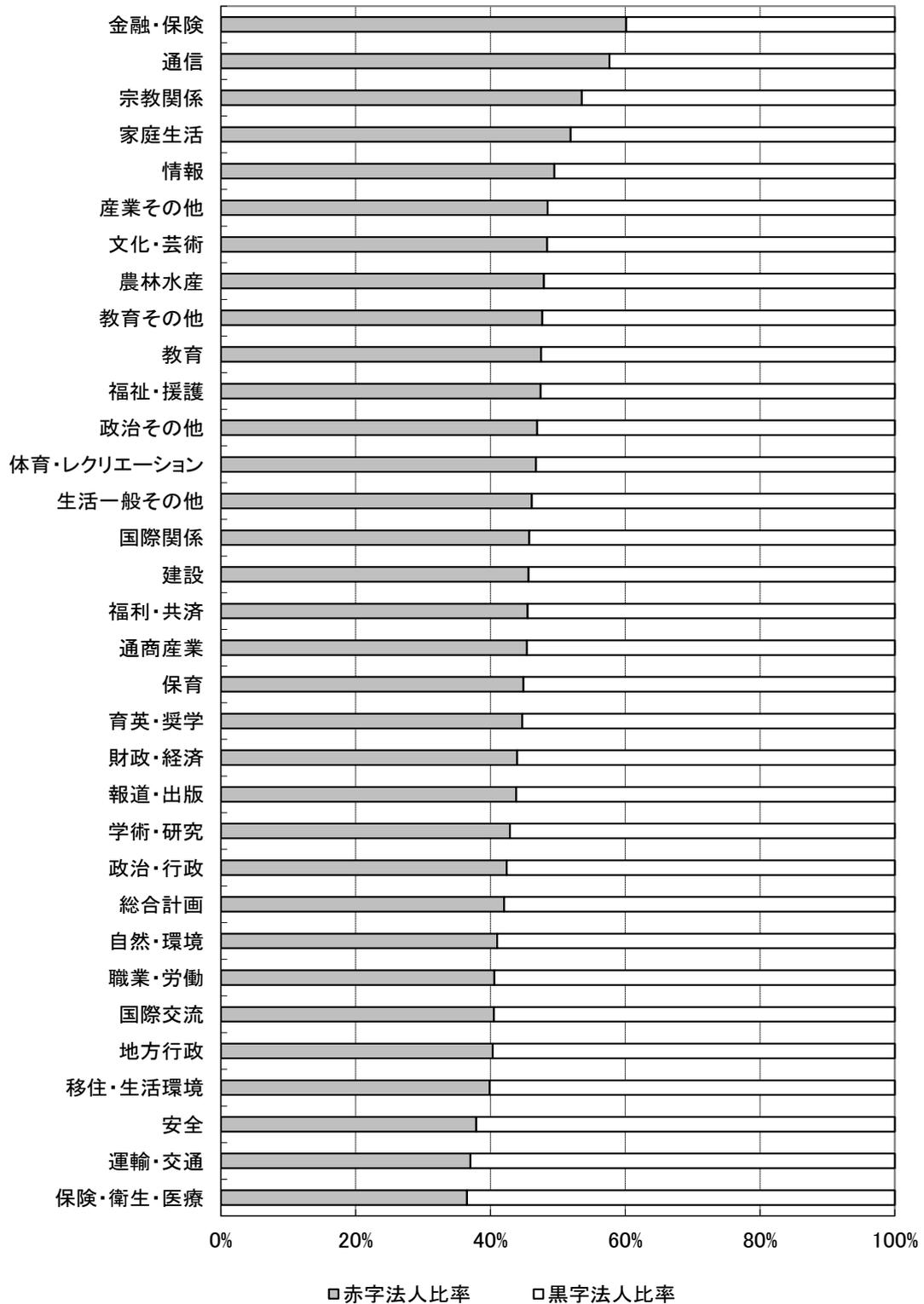
図 2-6 は、設立目的別（業種別）赤字法人、黒字法人比率である。これより設立目的別の中で、赤字法人が約半数近く占めることがわかる。特に赤字法人が多い設立目的や、黒字法人が多い設立目的はない。その反面、利益を出さないといわれている公益法人の約半数が黒字法人である。そのことから、利益をあげている法人も多数あるということである。営利法人では『平成 16 年度税務統計から見た法人企業の実態』より、法人数 257 万 2088 社中欠損法人が 172 万 2023 社あり、67.0%が赤字法人である。公益法人と営利法人とでは法人数が違うが、赤字比率は公益法人の方が低いことがわかる。

図 2-5 正味財産規模別赤字法人比率



出所) 『平成 17 年度 公益法人概況調査表』より作成。

図 2-6 公益法人の赤字法人比率



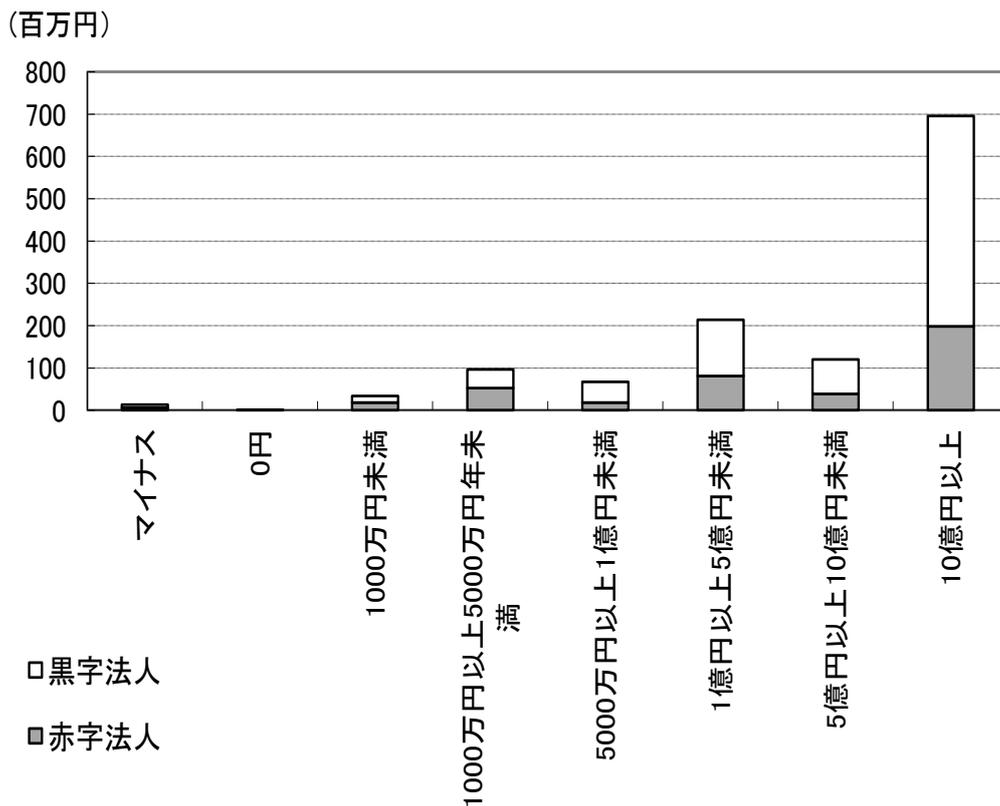
出所) 『平成 17 年度 公益法人概況調査表』より作成。

4.2.3 補助金の有無で見た公益法人

次に補助金の有無で公益法人を見ていこう。図 2-7 は正味財産規模別の補助金金額を表したものである。それより、補助金を交付され、一方で利益を出し（黒字）、そのうえ課税上も優遇されていることがわかる。また、公益法人規模が大きいほどたくさん補助金を交付されていることがわかる。

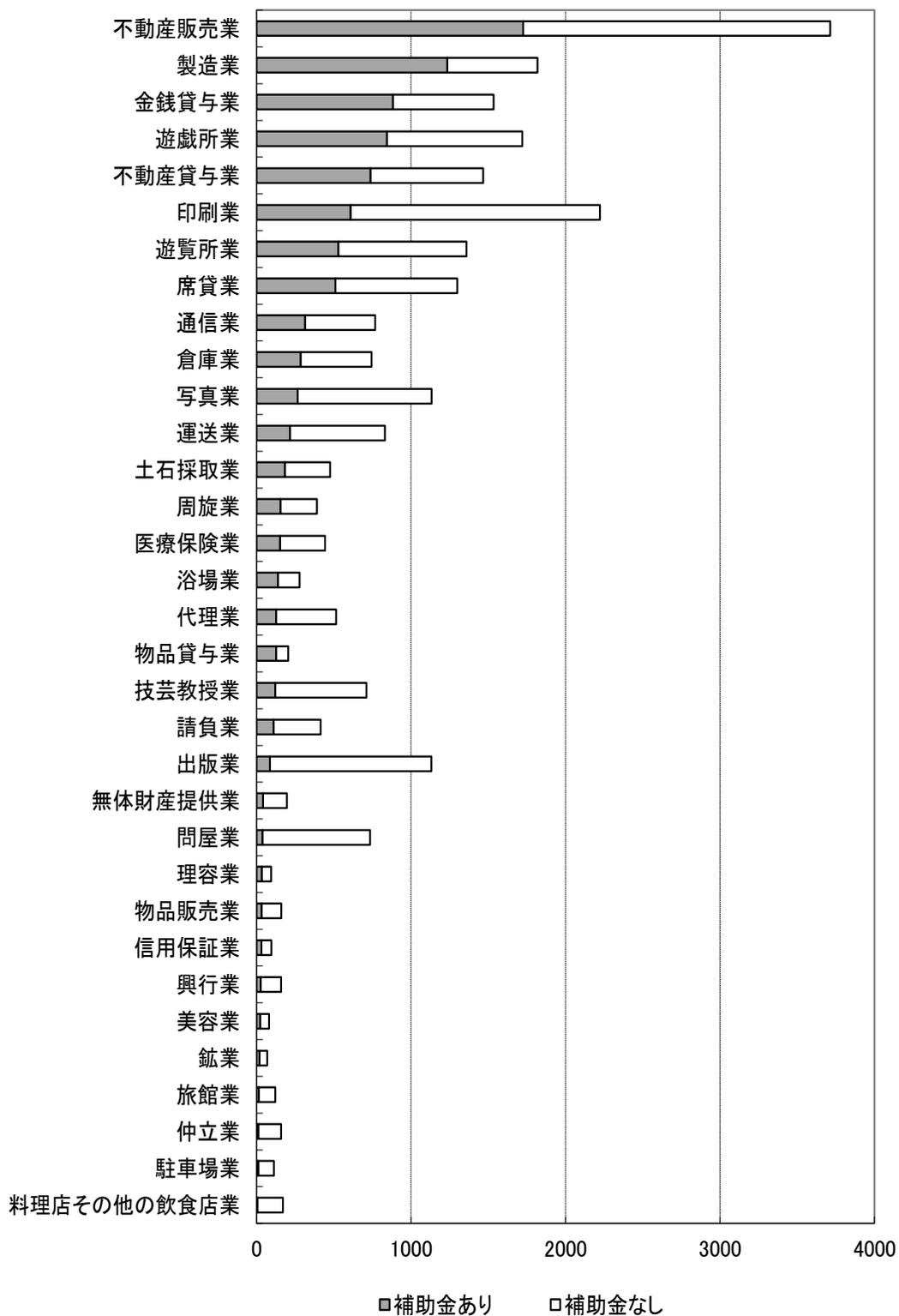
図 2-8 は、設立目的別で補助金の有無を表している。図 2-8 より、補助金を交付されていない公益法人がほとんどである業種と、そうでない業種があることがわかる。

図 2-7 正味財産規模別補助金金額（赤字法人・黒字法人）



出所) 『平成 17 年度 公益法人概況調査表』より作成。

図 2-8 設立目的別の補助金の有無法人数



出所) 『平成 17 年度 公益法人概況調査表』より作成。

4.2.4 指定寄付金の指定の有無

指定寄付金とは、公益法人等に対する寄付金のうち、「広く一般に募集」され、「教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出」であり、かつ「緊急を要するものに充てられることが確実」であるとして財務大臣が個別に指定したもの（所得税法 78 条 2 項 2 号、法人税法 37 項 2 号）をいう。

表 2-5、表 2-6 より、指定寄付金の指定を受けていない設立目的（業種）がある。指定寄付金の指定を受けていなくても寄付金は受け取っているが、1 法人当りにすると指定寄付金の指定されている寄付金額の方が多い。指定寄付金の指定を受けているところに法人が寄付した場合、全額損金算入として控除できることから、指定寄付金の指定があると、1 法人当たりの寄付金額が大きくなり、指定寄付金の指定がある方が、寄付をしてもらいやすい環境であるということが言える。

表 2-5 指定寄付金の有無

指定寄付金の指定	寄付金金額(千円)	法人数	一法人あたりの寄付金(千円)
有り	74,115,134	142	521,938
無し	1,165,803,080	25,175	46,308

出所) 『平成 17 年度 公益法人概況調査表』より作成。

表 2-6 設立目的別、指定寄付金の有無

	指定寄付金の指定					
	有り	無し	有り	無し	有り	無し
	寄付金合計 (千円)	寄付金合計 (千円)	法人数	法人数	1法人当り の寄付金 (千円)	1法人当り 寄付金(千 円)
家庭生活	0	519,168	0	160	0	3,245
保険・衛生・医療	0	35,915,439	0	3,700	0	9,707
体育・レクリエーション	0	18,943,216	0	1,531	0	12,373
保育	0	212,746	0	203	0	1,048
福祉・援護	0	44,370,933	0	1,449	0	30,622
職業・労働	0	4,167,333	0	1,813	0	2,299
福利・共済	0	9,451,126	0	767	0	12,322
移住・生活環境	0	1,001,769	0	825	0	1,214
安全	0	3,327,175	0	737	0	4,514
生活一般その他	0	1,705,200	1	410	0	4,159
教育	0	24,304,111	2	2,209	0	11,002
育英・奨学	0	11,987,325	3	1,120	0	10,703
学術・研究	148	19,233,874	2	1,124	74	17,112
文化・芸術	594	12,963,805	2	1,293	297	10,026
報道・出版	1,521	141,401	3	121	507	1,169
宗教関係	4,686	1,648,314	6	169	781	9,753
国際交流	7,410	2,111,597	7	387	1,059	5,456
教育その他	10,624	770,998	3	511	3,541	1,509
政治・行政	107,324	766,789	13	158	8,256	4,853
財政・経済	65,350	1,432,406	5	735	13,070	1,949
総合計画	45,110	29,311	3	69	15,037	425
地方行政	93,281	1,275,954	6	473	15,547	2,698
自然・環境	26,777	2,464,235	1	272	26,777	9,060
国際関係	548,371	4,834,048	12	93	45,698	51,979
政治その他	364,991	166,753	6	79	60,832	2,111
金融・保険	898,484	2,298,223	14	158	64,177	14,546
農林水産	67,703	6,029,631	1	1,706	67,703	3,534
通商産業	926,621	11,489,633	13	1,354	71,279	8,486
運輸・交通	1,575,423	6,939,503	18	441	87,524	15,736
建設	963,971	582,740	9	707	107,108	824
通信	1,110,454	516,179	4	111	277,614	4,650
情報	5,178,786	37,464	5	95	1,035,757	394
産業その他	12,355,793	141,749	3	195	4,118,598	727
合計	24,353,422	231,780,148	142	25,175	6,021,233	270,205

出所) 『平成 17 年度 公益法人概況調査表』より作成。

4.2.5 特定公益増進法人の認定

特定公益増進法人(特増法人)とは、公共法人、公益法人等、その他特別法により設立された法人のうち、「教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定められたも

の」で、原則的には主務大臣が財務大臣と協議して認定するもの(法人税法 37 条 3 項 3 号、所得税法 78 条 2 項 3 号)をいう。法人が特定公益増進法人に寄付した場合、一般の損金算入限度額((所得金額の 2.5%+資本金等の額の 0.25%) \times 1/2)と同額まで別枠扱いで損金算入ができる。表 2-7、表 2-8 よりここでも指定寄付金と同じように、特定公益増進法人の方が 1 法人当りの寄付金額が大きいことがわかる。

以上、正味財産増減額(売上)・正味財産(資本金)・赤字法人黒字法人・利益率・補助金・寄付金について公益法人の実態を見てきたが、さまざまな形態の公益法人が存在し、規模についても業種についても拡大・多様化してきていることがわかった。

次に③の問題点について、公益法人は、配当を禁止とされているが、実質的には公益法人の役員などに対する報酬という形で還元されていると指摘されている。役員報酬とは、常勤役員のうち給与等(月給・役員報酬等)を支給された者の年間報酬額の一人当たりの平均額とされており、利益処分の際に支払われる役員賞与も含まれている。データの制約上、報酬としての金額なのか、利益処分での賞与の金額なのかはわからない。しかしながら、役員報酬を支払えるだけの利益があると考えられる。

表 2-7 特定公益増進法人数

特定公益増進法人	寄付金金額(千円)	法人数	一法人あたりの寄付金(千円)
有り	74,882,967	934	80,174
無し	181,250,603	24,383	7,433

出所) 『平成 17 年度 公益法人概況調査表』より作成。

表 2-8 設立目的別、特定公益増進法人

	特定公益増進法人					
	有り	無し	有り	無し	有り	無し
	寄付金合計 (千円)	寄付金合計 (千円)	法人数	法人数	1法人当り の寄付金 (千円)	1法人当り 寄付金(千 円)
家庭生活	200,000	319,168	2	158	100,000	2,020
保険・衛生・医療	13,754,214	23,059,709	106	3,608	129,757	6,391
体育・レクリエーション	2,869,228	16,119,098	8	1,526	358,654	10,563
保育	0	213,340	0	205	0	1,041
福祉・援護	18,671,976	27,274,380	29	1,438	643,861	18,967
職業・労働	25,604	4,146,415	26	1,793	985	2,313
福利・共済	0	9,451,126	0	767	0	12,322
移住・生活環境	108,496	958,623	9	821	12,055	1,168
安全	602,808	2,731,777	49	695	12,302	3,931
生活一般その他	1,205,238	1,610,416	7	407	172,177	3,957
教育	2,643,985	22,586,747	69	2,153	38,319	10,491
育英・奨学	7,177,760	5,357,936	226	906	31,760	5,914
学術・研究	13,118,443	7,079,402	215	918	61,016	7,712
文化・芸術	5,688,527	7,368,559	66	1,233	86,190	5,976
報道・出版	40,100	101,301	3	118	13,367	858
宗教関係	1,500	1,646,814	1	169	1,500	9,744
国際交流	823,359	1,298,862	33	357	24,950	3,638
教育その他	27,537	13,099,254	1	513	27,537	25,535
政治・行政	123,508	643,281	5	153	24,702	4,204
財政・経済	255,005	1,177,401	3	732	85,002	1,608
総合計画	3,413	25,898	3	66	1,138	392
地方行政	0	1,277,475	2	474	0	2,695
自然・環境	1,471,621	1,357,605	25	253	58,865	5,366
国際関係	4,364,947	495,878	11	83	396,813	5,974
政治その他	117,200	49,701	2	79	58,600	629
金融・保険	0	2,298,223	0	158	0	14,546
農林水産	1,070,859	5,066,096	16	1,703	66,929	2,975
通商産業	422,840	16,245,579	11	1,348	38,440	12,052
運輸・交通	27,046	6,912,457	3	440	9,015	15,710
建設	0	582,740	1	709	0	822
通信	0	516,179	0	111	0	4,650
情報	0	37,464	0	95	0	394
産業その他	67,753	141,699	2	194	33,877	730
合計	74,882,967	181,250,603	934	24,383	2487808	205289.2

出所) 『平成 17 年度 公益法人概況調査表』より作成。

4.2.6 役員報酬

ここでの役員報酬とは、常勤役員のうち給与等(月給、報酬)を支給された者の年間報酬額の一人当たりの平均額である。

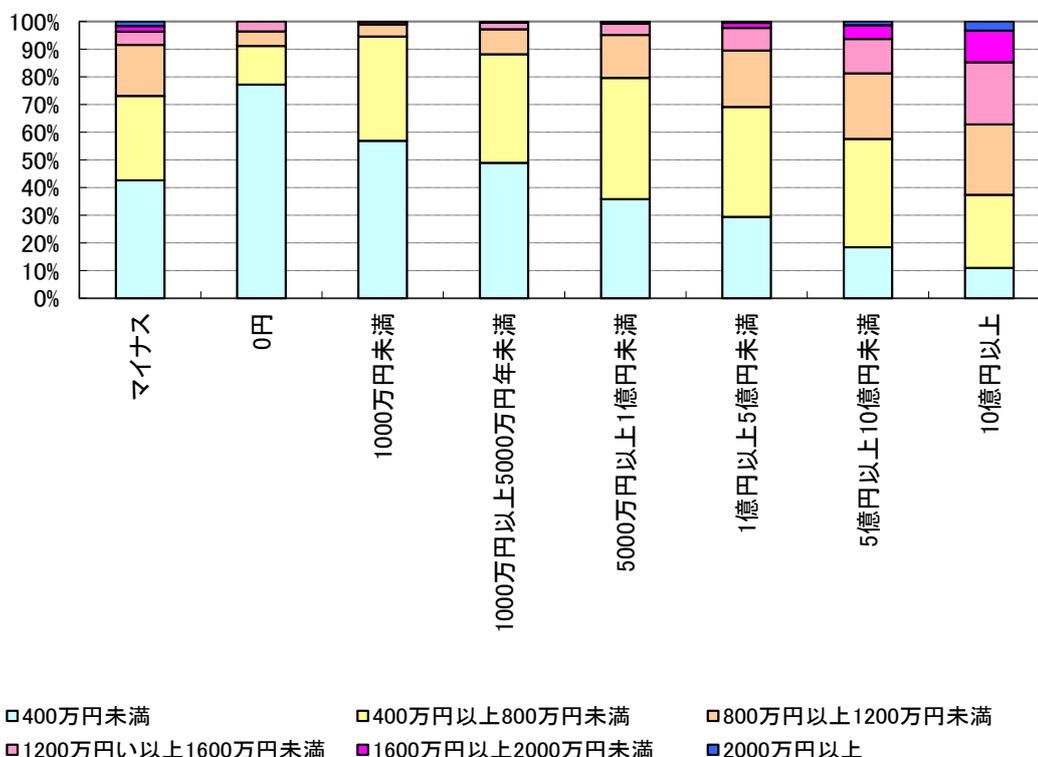
また、図 2-9、図 2-10 より、赤字法人黒字法人にかかわらず、役員報酬は支払われており、設立目的別にみると、「保険・衛生・医療」が役員報酬平均金額 2000 万円以上支払っているところが一番多く 57 法人（うち赤字法人 13）、宗教関係は 26 法人（うち赤字法人 12）しか役員報酬を支払っておらず一番少なかった。

表 2-9 より、約 60%の公益法人は役員報酬がないが、役員報酬を支払っている公益法人の中では 60%が平均 400 万円以上の役員報酬を支払っており、平均 2000 万円以上の役員報酬を支払っているところが 95 法人もあることがわかる。

この役員報酬の金額は一人当たり平均額であり、実際にはこの平均額を役員人数分支払っており、またこの平均額以上の役員報酬を支払っていることも考えられる。以上のことより利益処分の可能性がおおいに考えられる。

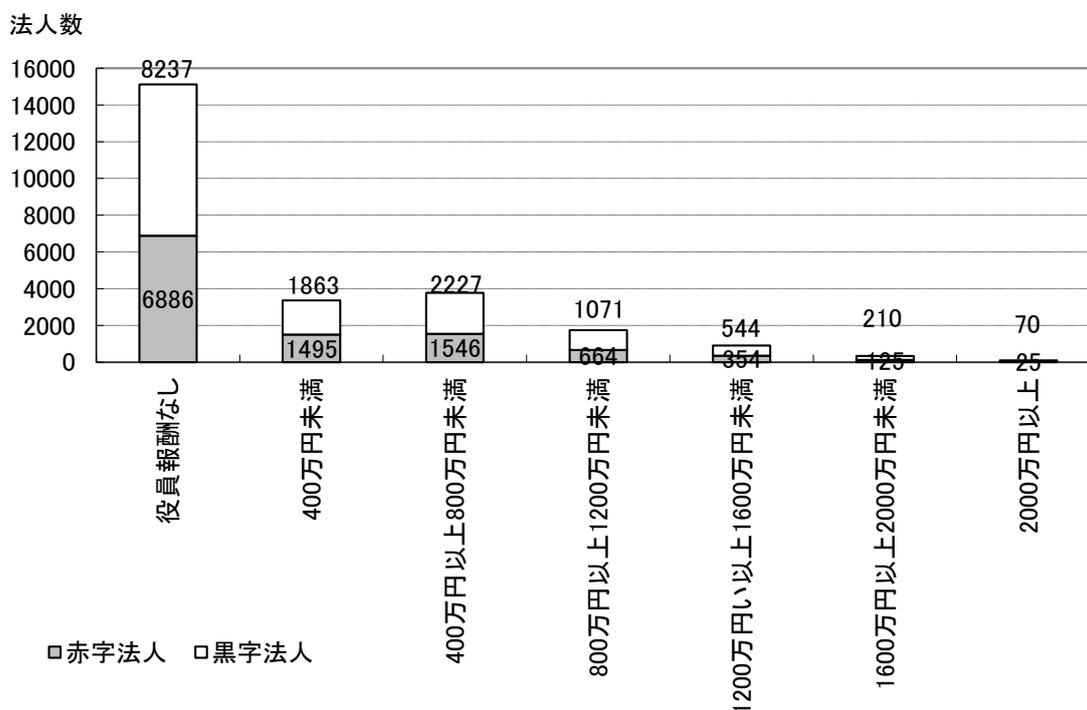
次に④の問題点として、公益法人は営利法人の行う事業内容と変わらないのに、税の恩恵を受けるのは不公平ではないかということについて見ていく。

図 2-9 正味財産規模別役員報酬別法人比率



出所) 『平成 17 年度 公益法人概況調査表』より作成。

図 2-10 役員報酬平均額規模別赤字・黒字法人



出所) 『平成 17 年度 公益法人概況調査表』より作成。

表 2-9 役員報酬平均金額規模別法人数 (全体 25317 件)

	役員報酬なし	400万円未満	400万円以上800万円未満	800万円以上1200万円未満	1200万円以上1600万円未満	1600万円以上2000万円未満	2000万円以上
生活一般	7,000	1,757	1,730	695	311	95	66
教育・学術・文化	4,850	830	673	351	186	82	9
政治・行政	1,077	205	352	144	80	31	2
産業	2,196	566	1,018	545	321	127	18
法人数合計	15,123	3,358	3,773	1,735	898	335	95
比率	59.73%	13.26%	14.90%	6.85%	3.55%	1.32%	0.38%

出所) 『平成 17 年度 公益法人概況調査表』より作成。

公益法人は、本来の事業である公益事業と、収益事業を営んでいる。収益事業の概念には 2 通りあり、指導監督上の収益事業に関しては、本来の事業を遂行するために付随的に行う事業を収益事業とされており、一方、法人税法上収益事業と認められたものが法人税法上の収益事業である。ここでは課税の問題を考えるのであるから、法人税法上の収益事業を取り上げる。法人税法上の収

益事業は、現在物品販売業等 33 業種定められており、法人税は軽減税率と、所得金額の 20%を損金算入できるみなし寄付が適用できる。

法人税法上の収益事業は公益法人 25,317 法人中、9,453 法人が収益事業をしている。図 2-11 は収益事業を営んでいる公益法人の本来事業収入と収益事業収入の比率を表したグラフである。これによると、収益事業を営んでいる公益法人のほとんどが 50%以上の収益事業収入があることがわかる。収益事業が多いということは、公益事業をしているよりも営利法人と同じ事業を多くしているということである。また、営利企業と同様、「報道・出版」はほとんどの事業が収益事業であるという法人があるということがわかり、それらは公益性のある事業をほとんどやっていないにもかかわらず軽減税率やみなし寄付という恩恵をこうむるのは、同じような事業を営んでいる営利法人と比べると不公平である。

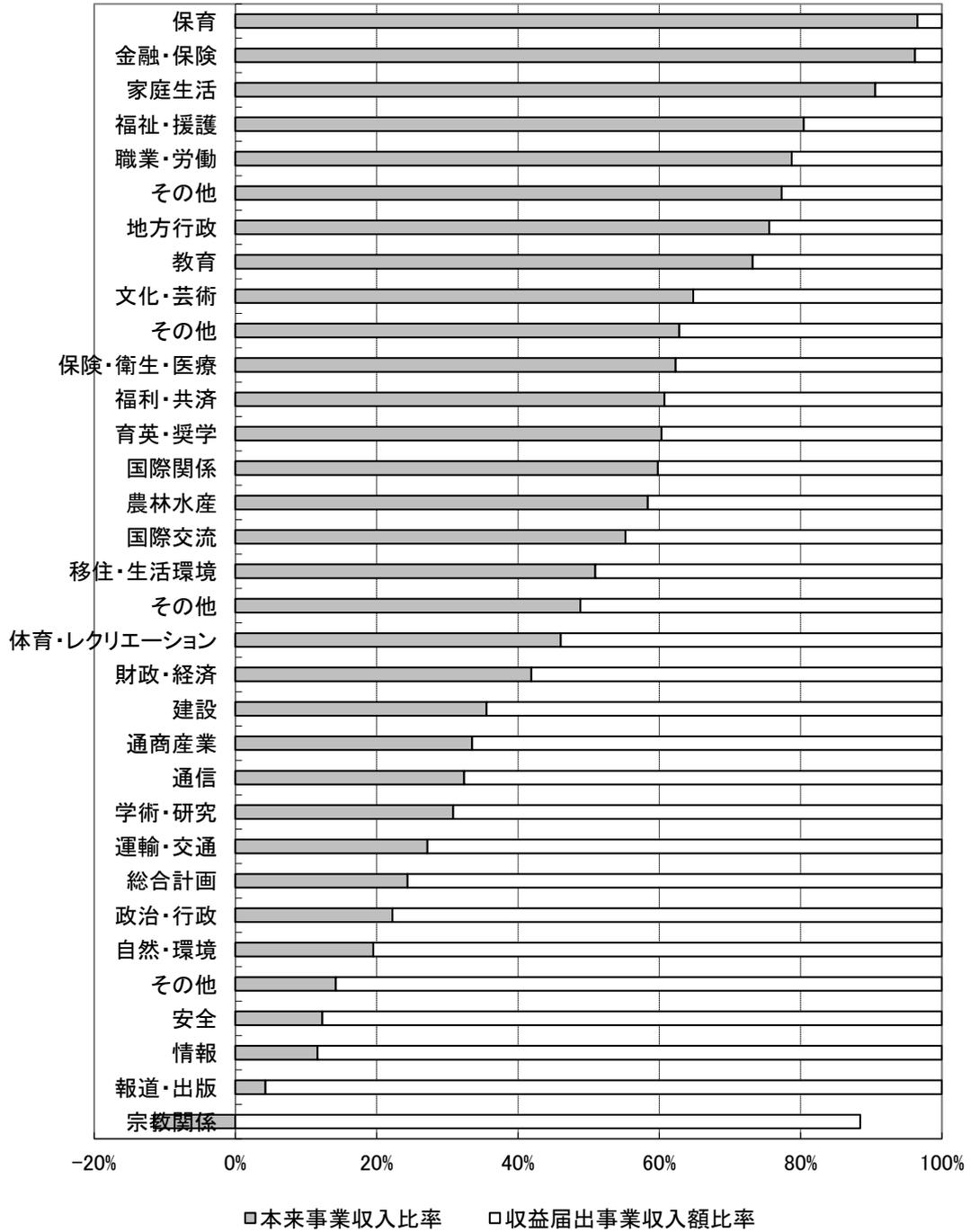
図 2-12 は、設立目的別に見た収益事業額における赤字・黒字法人比率である。これを見ると 33 事業中 30 事業が、黒字法人の割合である。また「保育」は 100%黒字法人で、「報道・出版」の公益法人は、事業収入の 90%以上が黒字法人が占めていることがわかる。

図 2-13 は、設立目的別にみた補助金額の黒字法人・赤字法人比率である。公益法人全体の設立目的別補助金金額の赤字・黒字比率を見ると「報道・出版」は 4 割が黒字法人で補助金を交付されている。つまり補助金を受け取り、一方で、黒字を出して課税上でも優遇されている。このように税（軽減税率）と補助金の二重の受益があることは問題ではないか。

公益法人の各種団体の行う収益事業が次第に拡大し、かつ多様化してきている中で、民間企業が行う事業内容との間に大きな違いがなくなっているのではないかと考えられる。また、現在収益事業とされていない事業であっても²⁷、民間企業と競合するものについては、これを随時収益事業の範囲に追加して業種を限定列挙することとし、現行の 33 業種の収益事業は公平性の観点からも見直しを検討して、産業の変化、グローバル化の時代、官から民へといった時代

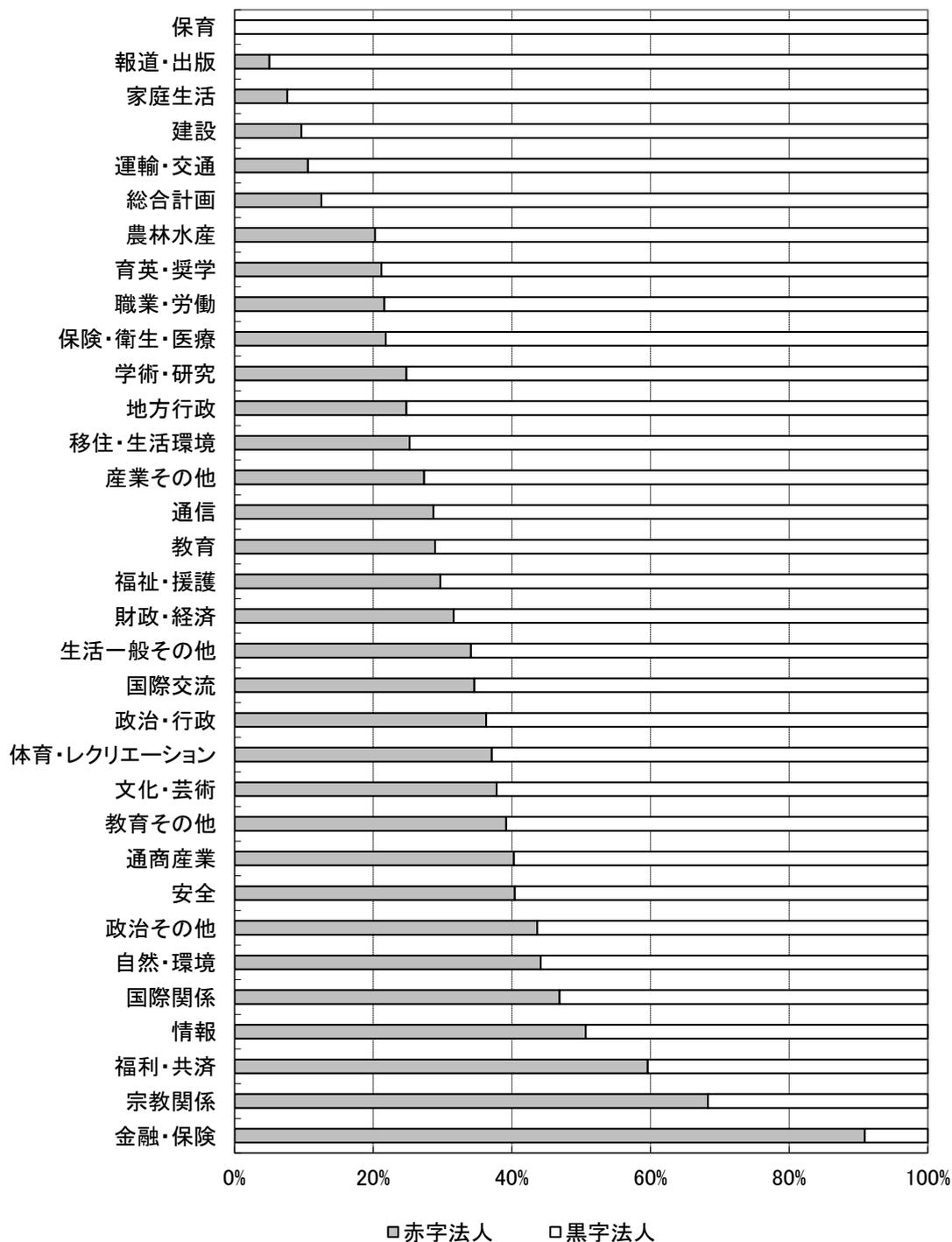
²⁷ パソコン教室、英会話教室、簿記教室等。

図 2-11 本来事業収入と収益事業収入の比率



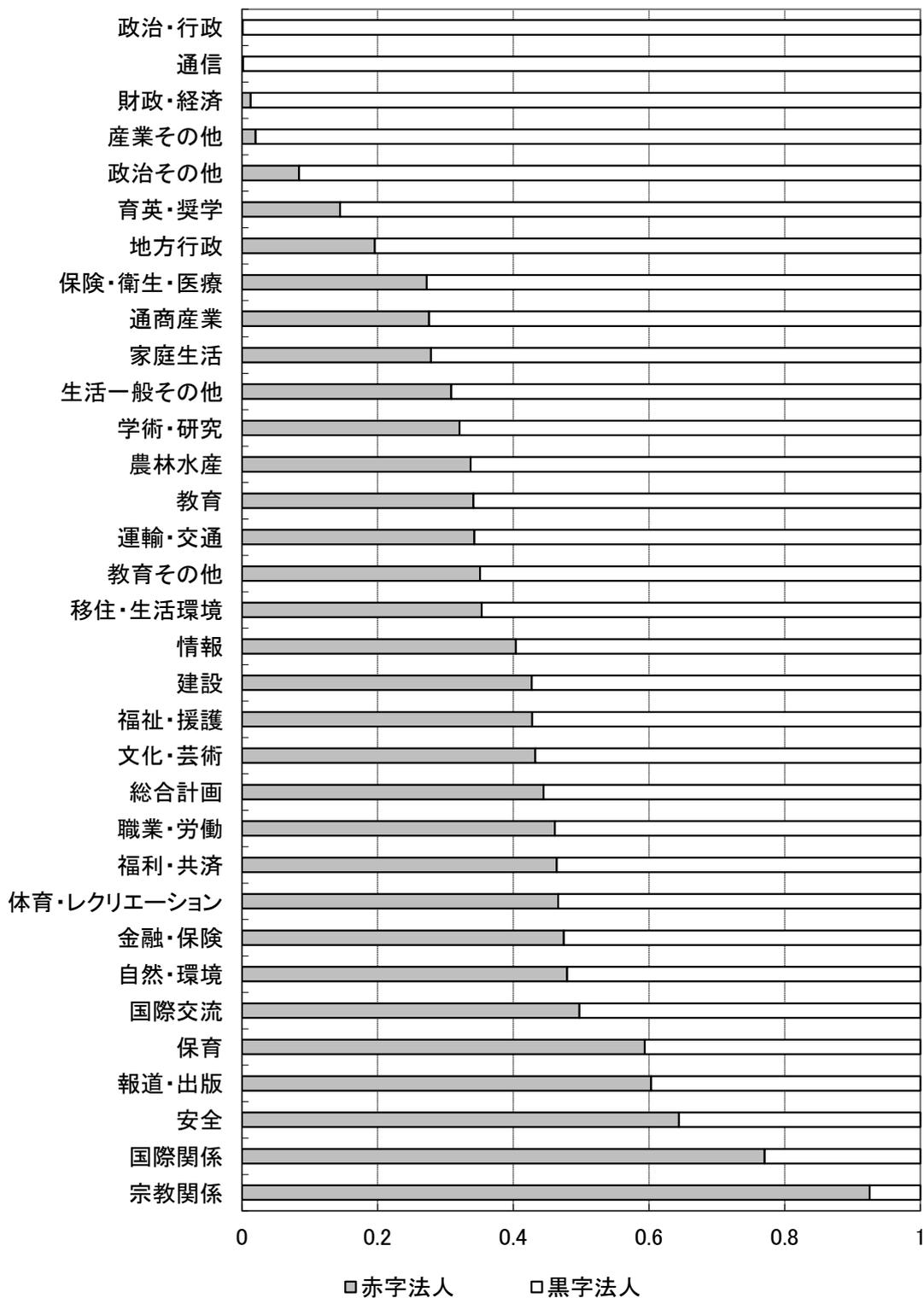
出所) 『平成 17 年度 公益法人概況調査表』より作成。

図 2-12 設立目的別に見た収益事業額における赤字・黒字法人比率



出所) 『平成 17 年度 公益法人概況調査表』より作成。

図 2-13 設立目的別にみた補助金額の黒字法人・赤字法人比率



出所) 『平成 17 年度 公益法人概況調査表』より作成。

の変化にあったものを構築していく必要がある。こういった対応に限界があるのであれば、公益法人が対価を得て行う事業については、原則と課税対象とし、一定の要件に該当する事業は課税しないこととするといったようなことも考えられる。

それ以外に、公益法人認定法第5条0で請負業の実費弁償による事務処理受託等について収益事業であり課税されることを規定しているが、法人税法基本通達15-1-28において非課税としている。しかしこの余剰金は本来の公益的業務から生じた剰余金とは性格を異にしており課税すべきであるとし、実費弁償である経費の使途の判断が困難であるため、課税の中立・公平の観点から収益事業課税の原則にのっとることが適当である。

最後の問題点として、⑥公益法人の課税の考え方が、法人擬制説（非課税）・法人実在説（収益事業課税）と2種類あるということであるが、現在の公益法人税制を当てはめてみると法人擬制説では無理がある。法人擬制説で考えるのであれば、収益事業に対しても非課税としなければならないが、公平性の観点より課税されている。このように収益事業のみ課税ということは、法人実在説的に考えざるを得ない、と、今の税法では考えているのではないか。

5 むすび

現在、公益法人・非営利法人税度の抜本的改革について議論がされ、非営利法人に対する課税について検討が行われている。現行の民法34条法人の設立に係る許可主義を改め、法人格の取得と公益性の判断を分離するため、公益性の有無に関わらず、準則主義（登記）により、簡便に設立できる一般的な非営利法人制度を創設し、また一般的な非営利法人について目的、事業等の公益性を判断する仕組みとして、第三者機関を創設する仕組みが具体化された。このような制度設計に対応して、新たな非営利法人に対する適正な課税のあり方を検討しなければならない。

本章では、現行の公益法人課税の問題点を取り上げ、現状の公益法人の実態がどのようになっているのかを考察してきた。公益法人は規模が大きいほど黒字法人が多く、利益率も高い。これは、規模が大きいと多様な事業活動を行う体力ができる、と考えられる。収益事業をしている公益法人は、本来事業より

も収益事業の規模が大きい法人が多く、それらが公益法人の税の優遇を受けるのは、営利法人との公平性に欠ける。また補助金をもらい、一方で、黒字を出して課税上でも優遇されている公益法人があり、このように税（軽減税率）と補助金の二重の受益があることは問題である。役員報酬については、赤字・黒字法人関係なく支払っており、巨額の役員報酬を支払っているところもあり、このことは、利益分配を行っていることと同じである。また赤字法人であるのに役員報酬を支払うということは、営利法人では考えられないことを公益法人では行っているといえる。このように、公益法人の実態は、事業活動は拡大しており、法人の内容は多様化していることがわかり、税と補助金の二重の受益、また、一部の法人では利益分配に近いことを行っていることがわかった。

上記のような問題を解決するために、公益法人税制について、本来なら、公益事業と収益事業の両方含めて課税をし、公益事業への支援は補助金によって行うべきである。その場合、課税ベースは正味財産の純増加が考えられる。

そこでは、収益事業のみに課税するのではなく、「公益事業+収益事業」の利潤に課税することを考える²⁸。その場合二つの選択肢がある。①全体に課税するが、収益事業は本来事業よりも高い税率を適用する。②本来事業も収益事業も同じ税率で課税する。①であれば、大規模法人ほど収益事業の比率が高いので、正味財産の純増に高い税率を適用する、ということになる。②であれば、企業規模で税率に差を設けるのは適当ではない。

次に、本来事業も含めて課税することが困難だとすれば、現行通り収益事業のみに課税せざるを得ない。ここで問題になるのは収益事業の範囲である。現在 34 業種が収益事業として限定列挙されているが、政府税制調査会のワーキング・グループが提出した「新たな非営利法人に関する課税……」（2005 年 6 月）において、「現在、収益事業として（当時）33 の事業が定められているが、近年公益法人等の各種団体が有償で行っている事業内容が次第に拡大し、かつ多様化してきていることから、民間企業が行う事業内容との間に大きな違いがなくなってきたのではないかと考える。したがって、公益法人等の行っている事業の実態を把握し、現在収益事業とされていない事業であっても民間企業

²⁸ このようにすれば、収益事業がゼロの法人の課税対象にすることができる。

と競合関係にあるものについては、これを随時収益事業の範囲に追加していくべきである。」と指摘されているように、本来事業とは区別して課税すべきであるが、現行の収益事業の範囲から外れる潜在的収益事業が存在する可能性は大きい。

一般法人との公平性を確保するためにも、このような潜在的収益事業も含めて課税すべきであるが、現行の限定列举方式の場合、新たな事業が展開されるたびに収益事業の範囲の見直しを行っていかねばならない。

このような方式に代わるものとして、潜在的収益の大きさに着目した税率設定によって公平性を確保することも考えられる。いま、潜在的収益事業の課税ベースを x_1 、収益事業として表に出てきている事業の課税ベースを x_2 とする。潜在的収益事業も含めた収益事業に対する税率を \bar{t}_1 とすると、本来負担すべき税額は、

$$(x_1 + x_2) \times \bar{t}_1$$

となる。これと同額を、表に出ている収益事業から徴収しようとするときの税率を t_2 とすると、

$$(x_1 + x_2) \times \bar{t}_1 = x_2 \times t_2$$

$$\frac{x_2}{x_1 + x_2} = \frac{\bar{t}_1}{t_2}$$

となり、潜在的収益の割合が大きい法人ほど、つまり左辺が小さい法人ほど、 t_2 を高める必要がある。

本論で見てきたように、法人の規模が大きくなるほど黒字の割合や収益事業の割合が大きく、事業展開の自由度が大きいと考えられる。さらに精査が必要ではあるが、課税対象とならない収益事業の比率が大規模法人ほど大きくなるとすれば、大規模法人に対して高い税率を設定することによって、潜在的収益事業にも課税することができる。

公益法人等に対する課税については、これまでも課税の公平・中立の観点から見直しが行われてきているが、公益法人活動が拡大・多様化してきており、現在のように一律に同じ課税（原則非課税）ではいけないのではないかと。上記のように、収益事業の範囲を含め、公益法人の実態にあった課税のあり方を検討する必要がある。

第3章 わが国法人企業の税負担²⁹

－中小法人と大法人の限界実効税率の比較を中心に－

1 本章の問題意識

租税原則では、法人課税によって企業活動が影響されないことを求めている。しかし、法人税が投資活動に影響を及ぼすことはよく知られており、これまでも多くの研究が限界実効税率の計測を通じて、法人税が投資に影響することを示唆してきた。また、法人企業の規模によって適用される税制は異なっており、限界実効税率の格差が投資活動のみならず、法人企業の規模や組織形態に影響を及ぼす可能性がある。この点に関しては、アメリカの研究でも検証されている³⁰。

本章では、個人・法人の資本所得税制を考慮にいたした King=Fullerton (1984) の限界実効税率に関する理論的フレームワークに依拠し、そこにより日本の税制を取り込み、日本型モデルを構築する。これまで日本においても限界実効税率の測定はされているが、法人企業の規模の違いはほとんど考慮されていなかった。しかし中小法人・大法人³¹では、法人税率、交際費の課税ベース算入金額、留保金課税³²などのさまざまな税制上の違いがあり、限界実効税率のモデルは異なってくる。そこでここでは中小法人と大法人の税制上の相違を明示的に組み込んだ限界実効税率の計測モデルを構築する。そしてこのようなモデルの違いが、実際に中小法人、大法人の限界実効税率に差を存在させるのか、どのような理論的動きをするか考察する。また、その構築した理論モデルを使って実証分析をし、資本コストに差が存在するかを検証する。

²⁹ 本章は財団法人納税協会主催の第3回「税に関する論文」で奨励賞の入選した同名論文をもとに執筆されたものである。

³⁰ Goolsbee(1998)(2004), Gordon, MacKie-Mason(1994)

³¹ 本論文での中小法人とは資本金1億円未満の法人で、大法人は資本金1億円以上の法人をいう。

³² 『税務統計からみた法人企業の実態』(2005)より、留保金課税の対象である同族会社の占める割合は、法人の94.6%である。また、平成19年度税制改正によって、同族会社の留保金課税制度について、適用対象から中小企業(資本金等が1億円以下の会社)が除外された。

2 中小法人と大法人税制の違い

中小法人はわが国の企業の 98.4%³³を占め、常時雇用者の 58.8%³⁴が働くなど、わが国経済において中心的な役割を果たしており、わが国の経済・産業構造の活性化に向けての中小法人の役割は大きい。このような状況の中で中小法人を支援し、活性化させ、景気回復・雇用拡大を、より確かなものとするために様々な支援施策がある。その中で、中小法人と大法人との税制の違いは大きく分けて3つある。

第一の税制の違いは、法人所得に対する税率が中小法人には軽減税率が適用されていることである。表 3-1 より、大法人の財務省型実効税率は 1990 年 49.99%、1998 年 46.37%、1999 年以降 40.87%であり、中小法人は 1990 年より 38.39%、1998 年 34.80%、1999 年以降 30.85%というように軽減税率となっている。

第二の税制の違いは、同族会社への留保金課税である。中小法人の 94.6%(2005 年) すなわちその大半が同族会社である。留保金課税制度は、一定額を超えて会社が留保した所得に対しては、株主レベルでの課税がなされなかった、あるいは税の軽減をされたことの代替として、付加的な法人税を課すために創設された制度である³⁵。制度としては、所得等の金額から社外流出額を差し引いて留保所得金額を求め、これらから法人税等を控除し、当期留保金額を算出し、さらに、これから留保控除額を差し引いて課税留保金額が算出される(図 3-1)。

留保金課税の税率は表 3-2 に示したように、課税留保額が 3000 万円以下の場合 11.73%、3000 万円超 1 億円以下の場合 17.595%、1 億円超 23.46%である。

また平成19年度税制改正では、産業競争力を高め、中小法人の財務基盤の強化を図る観点から、留保金課税の見直しが行われた。具体的には、外部からの資金調達ที่ 難しい状況にあるといった中小法人の特性を踏まえ、この制度の適用対象となる特定同族会社から、当該事業年度終了の時点における資本金の額が 1 億円以下である会社が除外された。

³³ 国税庁『税務統計から見た法人企業の実態』(2005)より。

³⁴ 総務省『事業所・企業統計調査』(2004)より。

³⁵ 恣意的な配当抑制は、株主レベルでも節税のために同族会社でだけなされるであろうと、前提がおかれている。

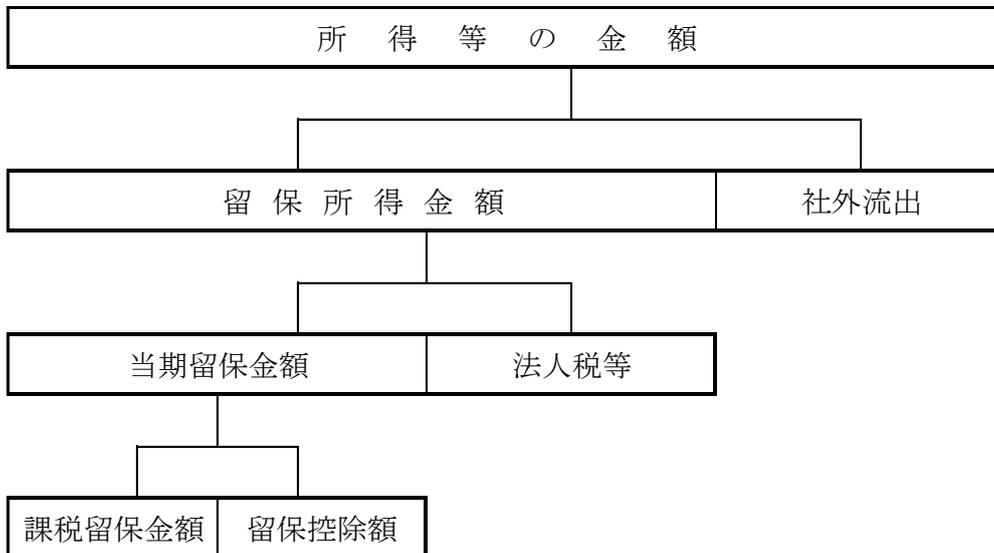
表 3-1 法人税の税率

単位：％

資本金	基本税率	中小法人 軽減税率	基本税率	中小法人 軽減税率	基本税率	中小法人 軽減税率
	1990年(平成2年)		1998年(平成10年)		1999年(平成11年)	
	1億超	1億円以下	1億超	1億円以下	1億超	1億円以下
所得	所得700万 円超	所得350- 700万円	所得800万 円超	所得400- 800万円	所得800万 円超	所得400- 800万円
法人税	37.5	28	34.5	25	30	22
道府県民税	5	5	5	5	5	5
市町村税	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3
事業税	12	9	11	8.4	9.6	7.3
財務省型実効税率	49.99	38.39	46.37	34.80	40.87	30.85

出所) 『財政金融統計月報』租税特集各年度、『図説日本の税制』各年度。

図 3-1 留保金課税計算の流れ



出所) 川村文彦・武田 茂(2002)『同族会社』第3版 p 33.

最後に、交際費の損金算入額がある。交際費は企業の事業遂行上、広告宣伝費と並んで不可避の費用である。しかしながら、その費用性は疑問視され、その支出の実態及びこれに対する社会的批判の高まりから、1982年以降、大法人の交際費は全額損金不算入となっている。ところが、資本金1億円以下の中小法人は租税特別措置法によって、交際費の全部あるいは一部が損金に算入される。表3-3に示すように、中小法人は年間400万円までの交際費支出額のうち、90%を損金に算入できるが、上述のように大法人は全額損金不算入である。

また平成19年度税制改正では、中小法人の交際費支出額の範囲から、一人当たり5,000円以下の一定の飲食費を除外することができるようになった。

表 3-2 同族会社の課税留保金額に対する税率

単位：%

課税留保額	年3000万円以下	年3000万円超年1億円以下	年1億円超
法人税	10	15	20
住民税	1.73	2.595	3.46
合計	11.73	17.595	23.46

課税留保金額＝当期集歩金額－留保控除額

留保控除額は次の①②③のうち最も多い額である。

①当期所得金額×35%

②年1500万円相当額

③(期末資本金額×25%)－期首利益積立金額

備考)『税務ハンドブック』大阪・奈良税理士共同組合。

表 3-3 交際費の損金不算入額

期末資本金額	損金不算入額
1億円以下	A＝当期支出交際費等、B＝400万円×(当期月数／12) 損金不算入額＝(A－AまたはBいずれか少ない金額)×90%
1億円超	A＝損金不算入額

出所) 『税務ハンドブック』大阪・奈良税理士協同組合。

3 理論的フレームワーク

法人税の税負担の尺度には、平均実効税率と限界実効税率という2つの考え方があり、前者は、法人企業が年度内に生み出した所得に対してどれだけの税負担をしているのかを示すものである。後者は、限界的な所得（追加的な投資1単位）に対して法人税率だけでなく、税務上の減価償却率や投資税額控除、交際費などを考慮した上で、限界的な投資にどれだけの税を負担するかを示すものである。

本稿では、法人税制における税務上にかかわる全てのことを考慮するために、King=Fullerton(1984)の限界実効税率の理論的フレームワークを選択した。そしてKing=Fullerton(1984)に依拠し³⁶、より日本型税制を取り入れたモデルを構築する³⁷。2で見てきたように、法人税制では中小法人は大法人と違い、軽減税率、留保金課税、交際費損金算入制度があり、それらの制度を限界実効税率のモデルの中に反映する。また、限界実効税率の計算にあたっては、King=Fullerton(1984)と同様に、1単位の投資に対する収益率と貯蓄に対する収益率との間の‘tax wedge’ w を直接見積もる方法で推計する。

投資の限界的な増加（一単位に対する初期費用）に対する粗限界収益率を MRR と表す。そして資産の減価償却率は一定の指数関数 δ と仮定する。投資1単位から得られる純収益率 p 、 p' は、

$$(1) \quad p = MRR - \delta \quad \text{大法人モデル}$$

$$(1') \quad p' = MRR' - \delta \quad \text{中小法人モデル}$$

実質利子率を r とし、それに対応する名目利子率を i とする。 π がインフレ率を表すとすれば、次のようになる。

$$(2) \quad r = i - \pi$$

τ は大法人の財務省型実効税率、 τ' は中小法人の財務省型実効税率、会社の

³⁶ 前提条件は①市場は完全競争②不確実性は存在しない③資本市場において、資本の取引費用は存在しない④国際間の資本移動はしない⑤企業及び家計は静学的期待を抱き、各種資本所得税率、市場利子率、インフレ率は通常的に一定である。

³⁷ 大企業モデルの理論的フレームワークは、King=Fullerton(1984)に基づく萩原(1994)、高馬(1998)を参考にした。

名目割引率は ρ 、固定資産に対する実効税率を w_c ³⁸、留保控除額および損金不算入の社外流出を j 、留保課税率を R とすると、企業の新規投資による収益の現在割引価値の総和 V 、 V' は、

$$(3) \quad V = \int_0^{\infty} (1-\tau)(MRR - w_c) e^{-(\rho+\delta-\pi)u} du = \frac{(1-\tau)(MRR - w_c)}{\rho + \delta - \pi} \quad \text{大法人モデル}$$

$$(3') \quad V' = \int_0^{\infty} \left\{ (1-\tau')(MRR' - w_c) - \left\{ (1-\tau')(MRR' - w_c) - j \right\} R \right\} e^{-(\rho+\delta-\pi)u} du$$

$$= \frac{(1-\tau')(1-R)(MRR' - w_c) + jR}{\rho + \delta - \pi} \quad \text{中小法人モデル}$$

$$(3'') \quad V = \int_0^{\infty} (1-\tau')(MRR' - w_c) e^{-(\rho+\delta-\pi)u} du$$

$$= \frac{(1-\tau')(MRR' - w_c)}{\rho + \delta - \pi} \quad \text{中小法人モデル (留保金課税なし)}$$

税の優遇措置、税負担軽減措置による減税額を A とすると、1 単位の投資に対する投資費用 C_1 、 C_1' は、

$$(4) \quad C_1 = 1 - A \quad \text{大法人モデル}$$

$$(4') \quad C_1' = 1 - A' \quad \text{中小法人モデル}$$

普通償却を適用する資産の比率を f_1 、特別償却を適用する資産の比率を f_2 ³⁹、引当金・準備金の積立率を h 、税額控除率を g 、交際費比率を k とすると、新規投資に対する税負担軽減額 A 、 A' は、

$$(5) \quad A = f_1 A_d + f_2 \tau + \tau \rho h + g \quad \text{大法人モデル}$$

$$(5') \quad A' = f_1 A_d + f_2 \tau + \tau \rho h + g' + \tau \rho k \quad \text{中小法人モデル}$$

法人税制においては、通常の減価償却のほかに租税特別措置法により特定の要件を満たす資産や企業について特別償却制度があり、通常の減価償却以上に償却費を計上することができる。また各種引当金や準備金により税金の繰延べが図れるほか、税額控除により法人税を節税することが可能である。

A_d 、 A'_d は、通常の減価償却制度による税負担軽減額の割引現在価値である。

³⁸ わが国では課税ベースを算定する場合、事業税（固定資産に対する実効税率）は損金算入される。

³⁹ $f_1 + f_2 = 1$ である。

減価償却のやり方にも定額法と定率法の選択適用ができる。

定率償却率を a とすると、定率法による減価償却の割引現在価値は、

$$(6) \quad A_d = \int_0^{\infty} \tau a e^{-(a+\rho)u} du = \frac{\tau a}{a+\rho} \quad \text{大法人モデル}$$

$$(6') \quad A'_d = \int_0^{\infty} \tau' a e^{-(a+\rho)u} du = \frac{\tau' a}{a+\rho} \quad \text{中小法人モデル}$$

定額法による耐用年数を L 、とすると、定額法による減価償却の割引現在価値は、

$$(7) \quad A_d = \int_0^L \tau \left(\frac{1}{L}\right) e^{-\rho u} du = \frac{\tau \left(\frac{1}{L}\right)}{\rho} \quad \text{大法人モデル}$$

$$(7') \quad A'_d = \int_0^L \tau' \left(\frac{1}{L}\right) e^{-\rho u} du = \frac{\tau' \left(\frac{1}{L}\right)}{\rho} \quad \text{中小法人モデル}$$

A_d 、 A'_d は、実際には定率法、定額法の両方が適用されるので、以下のように表される。

$$(8) \quad A_d = \sigma_1 \frac{a\tau}{(a+\rho)} + \sigma_2 \frac{\tau \left(\frac{1}{L}\right)}{\rho} \quad \text{大法人モデル}$$

$$(8') \quad A'_d = \sigma_1 \frac{a\tau'}{(a+\rho)} + \sigma_2 \frac{\tau' \left(\frac{1}{L}\right)}{\rho} \quad \text{中小法人モデル}$$

ここでの σ_1, σ_2 は、ウェイト・パラメータ⁴⁰である。

企業が最適行動をとる場合、投資することによって得られる税引後収益の割引現在価値の総和と投資費用が等しくなるまで投資を行う。(1)、(1')、(3)、(3')、(3'')、(4)、(4')、(5)、(5') を使い、 p と ρ の関係を得るために解くと、

⁴⁰ $\sigma_1 + \sigma_2 = 1$ である。

$$(9) \quad p = \frac{(1-A)(\rho + \delta - \pi)}{(1-\tau)} + w_c - \delta \quad \text{大法人モデル}$$

$$(9') \quad p' = \frac{(1-A')(\rho + \delta - \pi) - jR}{(1-R)(1-\tau')} + w_c - \delta \quad \text{中小法人モデル}$$

$$(9'') \quad p' = \frac{(1-A')(\rho + \delta - \pi)}{(1-\tau')} + w_c - \delta \quad \text{中小法人モデル（留保金課税なし）}$$

次に、資金調達方法を King=Fullerton(1984)と同様に、負債、内部留保、新株発行の3パターンによる資金調達と仮定すると、 ρ は以下のように考えられる。

1) 負債でファイナンスする場合、

$$(10) \quad \rho = i(1-\tau)$$

2) 内部留保でファイナンスする場合、

$$(11) \quad \rho = i \left(\frac{1-m_i}{1-z} \right)$$

3) 新株発行でファイナンスする場合、

$$(12) \quad \rho = \frac{(1-m_i)}{(1-m_d)} i$$

m_i は家計の利子所得に対する限界税率、 m_d は配当所得に対する限界税率、 z は株式譲渡所得限界税率、 i は利子率である。また、 ρ は企業の名目割引率であり資金提供者に保証しなければならない収益率であることから、資金調達の方法により ρ が異なる値をとる。そして ρ は、ウェイト・パラメータによって以下のように規定される。ここでの α, β, γ は、ウェイト・パラメータ⁴¹である。

$$(13) \quad \rho = \alpha i(1-\tau) + \beta \frac{(1-m_i)}{(1-z)} i + \gamma \frac{(1-m_i)}{(1-m_d)} i$$

tax wedge w 、 w' は投資の収益率とその投資に費やされた貯蓄の収益率の差である。 s は投資に資金を供給した（家計もしくは組織かどうか）貯蓄家の税引後収益率を表す。

$$(14) \quad w = p - s \quad \text{大法人モデル}$$

$$(14') \quad w' = p' - s \quad \text{中小法人モデル}$$

⁴¹ $\alpha + \beta + \gamma = 1$ である。

貯蓄家の税引後実質収益率 s は、

$$(15) \quad s = (1 - m_i)i - \pi$$

以上より、限界実効税率 t 、 t' は tax wedge w 、 w' を税込収益率 p 、 p' で割ったものと定義すると、以下のように示される。

$$(16) \quad t = \frac{w}{p} = \frac{p - s}{p} \quad \text{大法人モデル}$$

$$(16') \quad t' = \frac{w'}{p'} = \frac{p' - s}{p'} \quad \text{中小法人モデル}$$

ここで、中小法人と大法人の限界実効税率は p と p' の関係によって、導き出される。 $\frac{(1-A)(\rho + \delta - \pi)}{(1-\tau)} > \frac{(1-A')(\rho + \delta - \pi) - jR}{(1-R)(1-\tau')}$ の場合、

中小法人と比べて大法人の限界実効税率の方が大きくなり、

$\frac{(1-A)(\rho + \delta - \pi)}{(1-\tau)} < \frac{(1-A')(\rho + \delta - \pi) - jR}{(1-R)(1-\tau')}$ の場合は、中小法人より大法人の限界

実効税率が小さくなり、 $\frac{(1-A)(\rho + \delta - \pi)}{(1-\tau)} = \frac{(1-A')(\rho + \delta - \pi) - jR}{(1-R)(1-\tau')}$ の条件の時は、

中小法人と大法人の限界実効税率は同じであると考えられる。

また中小法人では、平成 19 年度から資本金 1 億円以下の同族会社の留保金課税の適用がなくなる。そこで $\frac{(1-A')(\rho + \delta - \pi)}{(1-\tau')}$ と $\frac{(1-A')(\rho + \delta - \pi) - jR}{(1-R)(1-\tau')}$ とを比べることにより、留保金課税が適用された場合とされない場合の限界実効税率の違いがわかる。

4 分析データ・分析結果

4.1 推計データ

3 の理論的フレームワークより、中小法人と大法人との税制の違いが企業の投資行動にどのような歪みをあたえているのか、一義的にいうことはできない。そこで中小法人と大法人の税制の違いが限界実効税率にどのような影響を与えているのかを、日本の実際のデータを入れて分析をする。

ここでは、中小法人と大法人の限界実効税率を推計するにあたり、全産業と

製造業を取り上げる。全産業だけの推計であると、中小法人と大法人の産業別のウェイトが異なり、産業構造の違いがでてくる可能性がある。そこで、その違いを取り除くためにここでは、製造業に関しても分析をした。

またパラメータ値は、できるだけ現実の税金を計測するために近い値を推計できるものは推計し、データがない場合は代替できるものを使用した。

税制パラメータの具体的な推計方法は以下の通りである。

法人所得に対する税率 (τ) は財務省型実効税率、インフレ率 (π) は、『国民経済計算年報』の民間企業投資デフレーターを増減率を使用した。経済的減価償却率 (δ) は、大法人と中小法人とでは、固定資産の内容も違い、資産の持ち方によって減価償却率も違ってくるところを反映させるために、『財政金融統計月報』法人企業統計年報より、「減価償却費」÷(有形固定資産の中の「その他の有形固定資産」+「無形固定資産」)より求めた。特別償却適用資産比率 (f_2)、利子率 (i)、資金調達比率 (α, β, γ) は、『財政金融統計月報』法人企業統計年報より、資本金1億円未満を中小法人、資本金1億円以上を大法人とし、それぞれ全産業と製造業を取り出して推計した。特別償却適用資産比率 (f_2) は減価償却費と特別減価償却費の比率をとった。利子率 (i) は各法人の実態を反映させるために、「支払利息・割引料」を「短期借入金」「長期借入金」「社債」「受取手形割引残高」で除した。資金調達比率については、1単位の投資に対する資金調達であり、本来フローで推計しなければならない。しかし、フローデータであると、近年の借入金は借入れよりも返済する方が多く、負債の資本調達率 (α) はマイナスになってしまう。また内部留保は「当期純利益」- (「中間配当額」+「配当金」+「役員賞与」) で計算されており、「当期純利益」は「黒字法人の利益合計額-赤字法人の損失合計額」、「中間配当額」「配当金」「役員賞与」にも欠損法人のデータも含まれており、近年欠損法人が増えているので、推計された内部留保がマイナスになることが多く、資金調達比率を推計することができない。資産には実物資産と金融資産が入っているが、資本や借入にも金融資産が入っているので毎年の平均としてストックデータを使い、その率を推計した。負債の資金調達率 (α) は、総資本に対する「短期借入金」「長期借入金」「社債」の合計の比をとった。新株発行の資金調達率 (γ) は、自己資本比率つまり総資産に対する資本の合計の比、

内部留保の資金調達率 (β) は、1 から負債と新株発行の資金調達率を引いたものである。

法定償却率 (a) は『国民経済計算年報』当期固定資産減耗を前期末有形固定資産残高 (金融・非金融の加重平均) で除した。定額法における耐用年数は (L) は、定額法を用いる資産は建物が多いことから、建物に適用されている耐用年数を用いた。

固定資産に対する実効税率 (w_c) は、『地方財政白書』における家屋・償却資産に対する固定資産税のデータを、『国民経済計算年報』における金融・非金融固定資産ストック額と家計部門の固定資産ストック額で按分した比率を用いて求めた。引当金・準備金積立率 (h) は、『税務統計から見た法人企業の実態』より引当金・準備金のフローを計算し、それを『国民経済計算年報』の民間企業設備額で除して推計した。2001年2003年に関しては、1998年税制改革で引当金等が課税ベースからはずされたので、0で推計している。税額控除率 (g) は同じく、『税務統計から見た法人企業の実態』の税額控除額合計を『国民経済計算年報』の民間企業設備額で除した。

利子所得限界税率 (m_i) と配当所得限界税率 (m_d) については、20%源泉分離課税の数値を用いた。株式譲渡所得税限界税率 (z) についても、2002年までは26% (国税20%、地方税6%) の源泉分離課税、2003年からは源泉分離課税が廃止され、申告分離課税になり、税率は優遇税率の特例で10% (国税7%、地方税3%) となり、それらを使用した。

財務省型実効税率 τ 、インフレ率 π 、固定資産税率 W_c 、法定償却率 a 、株式譲渡所得に対する限界税率 z 、利子所得に対する限界税率 m_i 、配当所得に対する限界税率 m_d 、引当金・準備金積立率 h 、税額控除率 g 、減価償却耐用年数 L の数値は、大法人と中小法人は共通の推計値を使用した。特別償却適用資産比率 f_2 、経済的減価償却率 δ 、利子率 i 、負債の資金調達率 α 、内部留保の資金調達率 β 、新株発行の資金調達率 γ の数値は大法人と中小法人とではそれぞれの推計値を用いて計測した (表 3-4 参照)。

表 3-4 パラメータ表

大法人		全産業			製造業		
外生変数		1997	2001	2003	1997	2001	2003
τ	財務省型実効税率	0.5	0.409	0.409	0.5	0.409	0.409
f_2	特別償却適用資産比率	0.007	0.005	0.005	0.003	0.004	0.005
δ	経済的減価償却率	0.145	0.147	0.151	0.171	0.174	0.171
π	インフレ率	-0.009	-0.023	-0.028	-0.009	-0.023	-0.028
w_c	固定資産税率	0.009	0.01	0.009	0.009	0.01	0.009
a	法定償却率	0.107	0.106	0.109	0.107	0.106	0.109
i	利子率	0.028	0.022	0.021	0.025	0.02	0.022
α	負債の資金調達率	0.412	0.36	0.329	0.275	0.253	0.231
β	内部留保の資金調達率	0.329	0.335	0.336	0.325	0.322	0.324
γ	新株発行の資金調達率	0.259	0.305	0.335	0.4	0.425	0.445
z	株式譲渡所得に対する限界税率	0.26	0.26	0.1	0.26	0.26	0.1
m_i	利子所得に対する限界税率	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
m_d	配当所得に対する限界税率	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
h	引当金・準備金積立率	0.004	0	0	0.004	0	0
g	税額控除率	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.002
L	減価償却耐用年数	31.06	31.06	31.06	31.06	31.06	31.06

中小法人		全産業			製造業		
外生変数		1997	2001	2003	1997	2001	2003
τ	財務省型実効税率	0.384	0.309	0.309	0.384	0.309	0.309
f_2	特別償却適用資産比率	0.016	0.024	0.021	0.037	0.045	0.035
δ	経済的減価償却率	0.099	0.096	0.102	0.124	0.117	0.121
π	インフレ率	-0.009	-0.023	-0.028	-0.009	-0.023	-0.028
w_c	固定資産税率	0.009	0.01	0.009	0.009	0.01	0.009
a	法定償却率	0.107	0.106	0.109	0.107	0.106	0.109
i	利子率	0.025	0.021	0.02	0.027	0.022	0.022
α	負債の資金調達率	0.553	0.518	0.492	0.477	0.481	0.455
β	内部留保の資金調達率	0.327	0.31	0.305	0.305	0.26	0.252
γ	新株発行の資金調達率	0.119	0.172	0.203	0.218	0.259	0.294
z	株式譲渡所得に対する限界税率	0.26	0.26	0.1	0.26	0.26	0.1
m_i	利子所得に対する限界税率	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
m_d	配当所得に対する限界税率	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
h	引当金・準備金積立率	0.004	0	0	0.004	0	0
g	税額控除率	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.002
L	減価償却耐用年数	31.06	31.06	31.06	31.06	31.06	31.06
j	留保金控除・社外流出率	0.131	0.179	0.186	0.131	0.179	0.186
R	留保課税率	0.131	0.141	0.138	0.131	0.141	0.138
k	交際費比率	0.028	0.021	0.021	0.028	0.021	0.021

4.2 分析結果

上記のパラメータを使って推計した結果が表 3-5 である。

中小企業の限界実効税率がマイナスになったのは、留保金課税があるために、貯蓄家の税引後収益率より純収益率が小さくなったためである。

その他に純収益率を下げる要因としては、デフレが考えられる。デフレがあるために貯蓄の税引後収益率 (s) はデフレの分だけプラス要因になるので、デフレが大きいほど (s) は大きくなる。また投資の収益率 (p) にもデフレは影響を与える。

次にこの分析の問題としては、資金調達コスト (負債・内部留保・新株発行) に対しての影響を通して、会社の名目割引率 (ρ) へ影響し、限界実効税率への影響することがあげられる。この実証分析の場合 $m_i = m_d$ であり、 $\tau = m_i = m_d = z$ の時、資金調達のやり方が均等であれば、会社の名目割引率 (ρ) 理論式 (13) の第 1 項、第 2 項、第 3 項の値は同じである。しかし、現実のデータでは、

$m_i = m_d < z$ ($m_i = m_d > z$ 2003 年) であるので、負債=内部留保>新株発行 (負債=内部留保<新株発行2003年) となる。法人税率の影響を受けるのは負債で資金調達する場合だけなので、法人税率が下がっても負債の資金調達率が低ければその影響は大きく現れない。理論式により $m_i = m_d$ であることが、新株発行の税の優遇が大きくなることはこの分析での課題である。

最後に会社の名目割引率 (ρ) が上昇すると、普通減価償却の割引現在価値 (A_d) の値を通して税の優遇・軽減措置による減税額率 (A) が減少し、純収益率 (p) を減少させ、それが限界実効税率の値を左右する。

表 3-5 限界実効税率推計結果

		1997年	2001年	2003年
全産業	中小法人	-0.109	-0.402	-0.612
	中小法人(留保課税なし)	0.255	0.181	0.079
	大法人	0.393	0.203	0.036
製造業	中小法人	0.203	-0.201	-0.265
	中小法人(留保課税なし)	0.337	0.196	0.136
	大法人	0.418	0.144	0.148

上記のような課題があり、条件次第で限界実効税率の負担の大小関係が変化することがわかった。そこで限界実効税率の値ではなく、税制の違いが限界実効税率にどのような影響を与えるかについて全産業を例にとって見てみる。

表 3-6 は、全産業の大法人と中小法人の変数を同じにし、法人税の制度の違い（軽減税率、留保金課税、交際費の損金参入）が限界実効税率にどのような影響を与えているのかを推計したものである。大法人と中小法人を 1997 年度で比べてみると、大法人の限界実効税率は 0.393 で、中小法人は 0.227、中小法人の留保金課税なしでも 0.392 である。この違いは、中小法人は留保金課税があるために純収益率が低くなり、限界実効税率が大法人より低くなった。また留保金課税が撤廃されても、中小法人は交際費の損金算入が認められており、税の優遇・軽減措置による減税額率が大法人より大きいため限界実効税率が低くなっていることがわかる。しかしその差は小さい。

また中小法人のなかで留保金課税が適用されなくなると、純収益が高くなり、中小法人の限界実効税率は高くなることがわかった。

さらに大法人のなかでの限界実効税率の違いは、2001 年は引当金が損金不算入となり、純収益率は上がり限界実効税率は上がるが、特別償却適用比率が 1997 年と比べて大きく下がることから、実際には 2001 年の限界実効税率は下がっている。2001 年度と 2003 年度の違いは、2003 年度は株式譲渡所得に対する限界税率が金融優遇税制のため下がっており、その影響が 2003 年度の純収益率にでたために、限界実効税率は下がっている。これは引当金等の利用割合が税負担の格差を是正するために改善されたと評価できる。

表 3-7 は、全産業の大法人と中小法人の変数は表 3-6 と同じであるが、中小法人が軽減税率であるため、制度の違いと税率の違いが限界実効税率にどのような影響を与えているのかをみている。1997 年度で比べると、大法人の限界実効税率は 0.393 で、中小法人は 0.340、留保金課税がなくなっても 0.389 と中小法人のほうが低くなっている。大法人と中小法人は税制の違いから中小法人のほうが限界実効税率は低くなることが表 3-6 よりわかったが、中小法人の軽減税率によってその差がさらに大きくなっていることがわかる。

表 3-6 限界実効税率推計結果

		1997年	2001年	2003年
全産業	中小法人	0.227	-0.26	-0.714
	中小法人(留保課税なし)	0.392	0.202	0.035
	大法人	0.393	0.203	0.036

出所) 制度の違いのみで、大法人・中小法人とも同じ普通法人税率で推計。

表 3-7 限界実効税率推計結果

		1997年	2001年	2003年
全産業	中小法人	0.34	0.044	-0.139
	中小法人(留保課税なし)	0.389	0.241	0.13
	大法人	0.393	0.203	0.036

出所) 税制の違いと税率の違い両方を取り入れて推計。

5 むすび

限界実効税率の違いが投資行動を歪めることはよく知られているが、それが法人の規模の違いにも影響を与えることは十分に考えられる。そこで法人・個人の資本所得税制を考慮にいった King=Fullerton の限界実効税率に関する理論的フレームワークに依拠し、そこへ、より日本的な税制を取り込んだ限界実効税率モデルが必要となる。これまで日本においても、限界実効税率の計測はされているが、法人企業の規模の違いは考慮されておらず、普通法人のモデルでしか考えられていなかった。しかし大法人・中小法人では、法人税率、(償却資産の)固定資産税、交際費の課税ベース算入金額、留保金課税など様々な税制上の違いがある(2007年度(平成19年度)税制改正によって、資本金1億円未満の同族会社の留保金課税がなくなった)。そこで大法人・中小法人の税制の違いを考慮した日本型の限界実効税率の理論モデルを構築した。理論モデルによって、大法人と中小法人の限界実効税率の格差を比較したが、理論だけでは実際に中小法人と大法人の限界実効税率がどのような関係になっているのか一義的にはわからない。そこで現実の数値を入れて、実証分析を試みた。そうしたところ、デフレの問題、資金調達コストを推計する際の利子所得と配当所得の限界税率の問題等の課題があり、限界実効税率という指標が様々な要因

によって左右されることがわかった。

本来税制とは租税原則にあるように、企業の行動にとって中立でなければならない。そこで次に、法人税制の違いが、限界実効税率にどのような影響を与えるかをみた。大法人・中小法人の法人税率は同じで、制度の違いだけを取り上げて推計すると、中小法人は留保金課税があるため、純収益率が低くなり、大法人よりも限界実効税率が低くなることがわかった。すなわち大法人と中小法人では、制度上、税負担に歪みがあるということである。その歪みの大きな原因である留保金課税がなくなったとしても、中小法人は交際費の損金算入が認められているため、減税額が多くなり純収益が小さくなりわずかであるが、大法人よりも中小法人の限界実効税率は低くなる。その上、中小法人には法人税の軽減税率があり、これを適用すると、大法人との限界実効税率の差は大きくなり、軽減税率は大法人と中小法人との税負担の歪みを大きくさせる税制であることが言える。

以上のように本章では、大法人と中小法人の間で、税制の違いが限界実効税率に影響を与え、税負担の歪みを与えていることが検証された。企業の規模による税負担の違いは、企業の行動を歪ませ、資源配分が非効率になる。企業の活力の発揮や資源配分の変更を通じた生産効率の向上のために、法人税の制度は企業の行動に中立的で、経済活動に対する歪みをできる限り少なくするような方向で見直しを行うことが、わが国法人税制の今後の課題である。

第4章 キャッシュ・フロー法人税の研究

－税率の試算と業種間の税負担率－

1 本章の問題意識

わが国の法人税の課税ベースは、法人所得である。現行法人所得税は、配当所得への二重課税、間接金融の優遇、キャピタルゲイン、減価償却の評価、資産価値の評価等、法人所得をとらえることが困難で、そのことが課税ベースを歪め、課税の中立性を損なうことが問題とされてきた。

そこで、このような問題を回避し、企業の投資に対して中立的で、個人所得税と法人税との間で生じる二重課税を排除できる税制として、支出税体系下のキャッシュ・フロー法人税⁴²が、『ミード報告』⁴³で提唱された。このキャッシュ・フロー法人税は、企業における資金の流入と流出の差を課税ベースとしており、法人税の課税ベースを再検討する上で欠かせないものである。

キャッシュ・フロー法人税に関する主な実証研究には、田近・油井（2000）、宮田（2003）がある。

本章では、先行研究に倣い、投資や資金調達に対して中立であるキャッシュ・フロー法人税を導入したとき、その課税ベースはどのように変化するのか、また現行の法人税収をキャッシュ・フロー法人税によって徴収するとした場合、税率はどの程度となるのか、その試算を行う。その際、先行研究では、キャッシュ・フロー課税ベースが赤字である法人に対する税の還付を考慮していないが、本章では、赤字法人の税の還付も考慮して計測する。次に、試算したキャッシュ・フロー税率で個別企業のキャッシュ・フロー税額を業種ごとに合算して税負担率を推計し、キャッシュ・フロー法人税を導入すれば、業種間でどのような税負担率の違いがあるのかを検証する。

⁴² キャッシュ・フロー法人税は、『ミード報告』では“flow-of-funds based corporation tax”と呼ばれており、その他の名称として“Cash Flow Corporation Tax”や「資金ベース法人税」がある。本章では、多くの研究者が使用している「キャッシュ・フロー法人税」を使用する。

⁴³ Meade, J. E., George Allen and Unwin [1978]

2 キャッシュ・フロー法人税

2.1 キャッシュ・フロー法人税とその仕組み

『ミード報告』では、所得を課税ベースとする現行の法人税に対し、キャッシュ・フロー法人税が提唱された。キャッシュ・フロー法人税は、企業の担税能力を、従来のように付加価値や利潤といった収入ベースで捉えるのではなく、企業における資金の流入から流出を差し引いたネットの資金流入、すなわち、キャッシュ・フローを課税ベースとするものである。

現行の法人税では、配当所得への二重課税や、資金調達の間での非中立性という問題があるが、これに対してキャッシュ・フロー法人税は、仕組みが簡単で、投資コストの即時償却を認める一方で、資金調達コストの課税ベースからの控除を認めないことにより、法人企業の資金調達と投資に対して中立的で、二重課税の問題も排除すると考えられている。

表 4-1 は、『ミード報告』で示されたキャッシュ・フロー課税ベースの考え方である。キャッシュ・フロー法人税は、通常、企業の収入から支出を控除したものを課税ベースとするが、『ミード報告』では、課税ベースとして次の 3 形態に分類している⁴⁴。

第 1 は、財・サービスといった実物取引から生ずるキャッシュ・フローを対象とする R ベース、第 2 は、実物取引と金融取引（株式関連取引を除く）の両方を考慮する R+F ベース、第 3 は、株式取引から生ずるキャッシュ・フローを対象とする S ベースである。

2.2 キャッシュ・フロー法人税の中立性

キャッシュ・フロー法人税が投資に対してどのような影響を及ぼすのかを野口(1985)にしたがって述べる。

① 課税がない場合の投資基準

第 1 期に 1 単位の投資が限界的に追加されると、第 2 期において限界的に r だけの収益が増加すると仮定する。この投資の減価償却率は d であるとする ($0 \leq d \leq 1$)。すなわち第 2 期において資本設備を売却すれば $1-d$ の収入が得られ

⁴⁴ この他に税の還付ということで、税務当局との税の取引きがある。

る。

この投資が自己資本でなされる時の基準は、第2期に増加する総収入の現在価値が1を下回らないことである。すなわち、割引率を i とすれば投資基準は、 $(r+1-d)/(1+i) \geq 1$ となり、

$$r \geq d+i \quad (1)$$

によって与えられる。ここで割引率は、投資の機会費用、つまり自己資本を他の用途にあてた場合の収益率を表す。これは、通常の場合、市場利子率によって代表される。

次に投資が借入れによって賄われる場合を考える。この場合には、第2期において $(1+i)$ の元利支払いが必要となる。そして、当初の自己資金はゼロであったのだから、投資基準は第2期の純受取りの現在価値が非負となること、

$$[r+(1-d)-(1+i)]/(1+i) \geq 0 \quad (2)$$

によって与えられる。これは(1)と同じ条件である。

したがって、課税のない場合の投資基準は、投資資金の調達法にかかわらず、「投資収益率が利子率と減価償却率の和を下回らないこと」によって与えられることがわかる。

② Rベース課税の場合

この場合、課税ベースは、投資の資金調達法に依存しない。なぜならRベースでは実物取引のみが考慮され、借入金やその返済などの金融取引は考慮されないからである。

そこで第1期に1単位の投資が追加されると、第1期の課税ベースは1だけ縮小する。したがって、この投資以外の法人活動に関わる法人税が t だけ節約されることになる。この投資のために必要とされる自己資本もしくは借入れは、 $(1-t)$ でよいことになる。

第2期における課税ベースには、実物資本の売却収入も含まれるから、 $r+(1-d)$ である。したがって、税率を t とすると、税引後の受取りは、投資が自己資金で賄われる場合には、

$$r+(1-d)-t(r+1-d)=(1-t)(r+1-d) \quad (3)$$

となる。投資が正当化されるための条件は、この割引現在価値が $1-t$ を下回らないことである。これは(1)と同じである。

表 4-1 法人企業のキャッシュ・フロー

	資金流入	資金流出
実物取引 (R ベース)	R 売上 + 実物資産売却収入	\bar{R} 経常費用 + 実物資産取得 (投資)
金融取引 (F ベース)	F 借入 + 金融資産の減少 + 受取利子	\bar{F} 借入金の返済 + 金融資産の増加 + 支払利子
資本取引 (S ベース)	S 新株発行 (増資) + 他社株の売却 + 受取配当	\bar{S} 自社株取得 + 他社株式の購入 + 支払配当
租税取引 (T ベース)	T 租税の還付	\bar{T} 租税の支払い
総取引	$R + F + S + T$	$\bar{R} + \bar{F} + \bar{S} + \bar{T}$

投資が借入で賄われる場合には、第2期の税引後のネットの受取りは、収益プラス売却収入マイナス税マイナス元利支払いであるから、

$$r + (1-d) - t(r+1-d) - (1-t)(1+i) \quad (4)$$

となる⁴⁵。投資が正当化されるための条件は、この割引現在価値が非負となることである。これは条件(1)を導くことが直ちにわかる。

結局Rベースの下では、資金調達法に関わりなく、課税は投資決定に中立的であることがわかる。

③ R+F ベース課税の場合

次にR+Fベース課税を検討する。

まず、自己資金で賄われる場合、F要素は追加されないから、Rベースの場合と全く変わらない。したがって、課税に中立的である。

⁴⁵ この場合、第一期の借入金が $1-t$ であったことに注意。

つぎに、外部資金の場合を考える。第1期における課税ベースは、投資によって縮小する一方で、借入れによって拡大する。したがって、差し引き変化がない。第2期においては、借入資金の元利合計が控除できるが減価償却は考慮されない。また、資産の売却収入は課税対象とされる。したがって課税ベースは、

$$r+1-d-(1+i)=r-d-i \quad (5)$$

になり、税引後のネットの受取りは、

$$r+1-d-t(r-d-i)-(1+i)=(1-t)(r-d-i) \quad (6)$$

である。投資が正当化されるための条件は、この割引現在価値が非負となることであり、それは(1)と同じである(なお、この結論は次のように考えても得られる。第2期における元利合計の控除は、第1期での借入控除と同じである。すると課税ベースはRベースの場合と同一である。)

このように、R+Fベースの場合にも、投資資金の調達法によらず、課税は投資決定に中立的である⁴⁶。

2.3 キャッシュ・フロー法人税と現行法人税の課税ベースの違い

キャッシュ・フロー法人税を導入することによって、現行法人税制とどのような違いがでてくるのだろうか。キャッシュ・フロー法人税を簡単に述べると、減価償却制度を廃止して、投資額を即時に全額課税ベースから控除し、借入金の利子の控除をせず、資金流出や資金流入がそのまま反映されるということである。

現行法人税と比べると、キャッシュ・フロー法人税では、投資が多く行われる企業や収益率の低い企業は、課税ベースが小さくなり、投資があまり行われていない企業や収益率が高い企業は課税ベースが大きくなる。

つまり、キャッシュ・フロー法人税は、大きな投資があると税額は低くなるか還付になり、投資が少ない、または、利益が多く出た場合は、税額が大きくなる等、年度間で大きく変動する税である。しかし長期にわたる税負担を考えるなら、課税ベースが所得であろうが、キャッシュ・フローであろうと結果的

⁴⁶ Sベースについては、古田(1990)を参照されたい。

に同じになる可能性がある。

表 4-2 を使ってキャッシュ・フロー法人税制と現行法人税制の税負担率の違いにおいて検討してみる。

期間は 10 年間とし、1 期目に 100 の投資、6 期目に 50 の投資、利益は 1 期目の 100 の投資に対して 50 の利潤、6 期目の 50 の投資に対して 20 の利潤があるとした時のキャッシュ・フロー課税ベースと現行課税ベースの違いを見る。なお 1 期目の投資に対する減価償却は 10 年、6 期目の投資に対する減価償却は 5 年と仮定する。税率は 10% である。また税負担率を、経済的所得に対する税額とし、ここでの経済的所得を 80 とする⁴⁷。

キャッシュ・フロー課税ベースは、投資額がそのまま課税ベースから控除されるため、1 期目の課税ベースはマイナス 50 となり、税額は 5 の還付になる。この時のキャッシュ・フロー税負担率は、マイナス 6.3% である。しかし 2 期目以降は投資がゼロなので、利益がそのまま課税ベースになり、税額は 5 で、

表 4-2 キャッシュ・フロー法人税と現行法人税の税負担比較

	投資	利益	減価償却	CF Taxbase	現行 Taxbase	CF税額	現行税額	経済的所得	CF税負担率 (%)	現行税負担率 (%)
1期目	100	50	10	-50	40	-5	4	80	-6.250	5.000
2期目	0	50	10	50	40	5	4	80	6.250	5.000
3期目	0	50	10	50	40	5	4	80	6.250	5.000
4期目	0	50	10	50	40	5	4	80	6.250	5.000
5期目	0	50	10	50	40	5	4	80	6.250	5.000
6期目	50	70	20	20	50	2	5	80	2.500	6.250
7期目	0	70	20	70	50	7	5	80	8.750	6.250
8期目	0	70	20	70	50	7	5	80	8.750	6.250
9期目	0	70	20	70	50	7	5	80	8.750	6.250
10期目	0	70	20	70	50	7	5	80	8.750	6.250
合計	150	600	150	450	450	45	45	800	5.625	5.625

⁴⁷現行法人税を考えるとときの課税ベースは申告所得（≒税引前利益）であるが、企業間で税の負担を比較する場合、ここでは経済的所得に対する税額と考える。この経済的所得に対する現行法人税額の比率を、以降では現行法人税負担率とする。同様に経済的所得に対するキャッシュ・フロー税額を、キャッシュ・フロー税負担率とする。経済的所得とは、「経済的所得＝税引前利益＋引当金等」である。

キャッシュ・フロー税負担率は 0.063 となる。同様に、6 期目の投資に対してもキャッシュ・フロー法人税では課税ベースに投資額が控除されるため、課税ベースが 20、税額は 2 と小さくなり、キャッシュ・フロー税負担率は 0.025 となる。一方、現行税制では、投資額が減価償却によって平均化されるため、1 期目から 5 期目までの課税ベースは 40 と一定であり、税額も 4、現行税負担率は 0.050 である。6 期目の投資についても均等化されるため、課税ベースは 10 期目まで 50 で、税額も 5、現行税負担率は 0.063 である。このように、キャッシュ・フロー法人税は投資をした時に、税額が減少するか還付になり、投資をしない時は税額が大きくなるように、税額が変動するのに対し、現行法人税では投資は均等に控除されるため、税額に大きな変動はないことがわかる。短期間で見ると双方の税額は大きく異なるが、長期間でみると、10 期間で支払った税額はどちらも同じであり税負担率も同じであることが表 4-2 よりわかる。

3 キャッシュ・フロー法人税の考え方と計測方法

3.1 先行研究

田近・油井（2000）は、現行法人税と同額の税収を得るために必要なキャッシュ・フロー法人税率を試算している。分析期間は 1987 年度から 1996 年度の 10 年間である。個別企業の例として、戦後の日本経済をリードしてきた鉄鋼、電機、自動車産業から新日鐵、ソニー、トヨタ自動車の 3 社を選び、R ベース、R+F ベース、S ベース、T ベースのキャッシュ・フローを推計している。しかし個別企業のキャッシュ・フローは、投資や資金調達行動に大きく依存し、年度間の変動が激しいため、次は、この期間の製造業全体を対象に（対象企業数は年度間で増減があるがおよそ 690 社から 750 社である）、キャッシュ・フローを課税ベースとするならば、平均的な税率がどのくらいの大きさになるのかを R ベースと R+F ベースの黒字企業のみを抽出し、シミュレートしている。

その結果、キャッシュ・フローは所得よりも、年度によって、また、企業によって大きく変動し、分析期間の 10 年間の累積額でみた平均税率は、R ベースで 90%、R+F ベースで 72.1%と、法人所得に対する税率の 47%と比べて 2 倍近くになっていた。これはバブル期の旺盛な投資によってキャッシュ・フローの低下が強く反映された結果であるとしている。

宮田（2003）では、分析期間はバブルが崩壊したデフレ不況下の 1991 年度から 2000 年度までの 10 年間である。対象企業は、IT 関連産業と金融機関の松下電器産業㈱、日本電信電話㈱、住友信託銀行、第一勧業銀行の 4 社である。試算したキャッシュ・フローの課税ベースは、『ミード報告』の課税ベースである R ベース、R+F ベース、S ベース、Edward が提案した W+S+T ベース⁴⁸と Boardway=Blues=Mintz が提案した R+A ベース⁴⁹である⁵⁰。

分析結果では、現行所得ベース 41.3%、R ベース 33.9%、R+F ベース 49.8%、S ベース 119%、W+S+T ベース 16.9%、R+A ベース 12.2%であった。以上の結果より、R+F ベースではほぼ現行と同じ税率が設定でき、S ベースの場合は現行法人税率より高く設定しなければならない。W+S+T ベースや R+A ベースは、現行より低く税率を設定できるとしている。実行可能性の観点からは、現行税率より低く税率を設定できる W+S+T ベースや R+A ベースが法人から最も受け入れやすいが、税務当局からみると、不況期であっても税収を確保できる、人件費を課税ベースに組み込む W+S+T ベースが望ましいと考えられるとしている⁵¹。

以上のように先行研究では、キャッシュ・フロー法人税の税率を試算しているが、その際に、キャッシュ・フロー課税ベースが赤字である法人の税の還付を考慮していない。そこで本章では税の還付も考慮した税率を推計し、続いてキャッシュ・フロー法人税を導入した際に、業種間で税負担率の違いがあるのかを検証する⁵²。

⁴⁸ これは『ミード報告』の R+F=S+T の修正ベースで、R'+F=W+S+T（W は従業員報酬、R' は従業員報酬すなわち人件費を含む R ベースを表す）とする。Edward は金融仲介業に対する課税方法として提案した。宮田(2003)

⁴⁹ ボードウェイ=ブルース=ミンツが提案している、金融業にも課税でき、R ベースと同様に純利潤となり、かつ法人企業の資産選択に中立である課税ベースとされる。R+A ベースは、実物取引と所得を生み出す居住法人株式を含む金融資産取引から生ずるキャッシュ・フローである。宮田(2003)

⁵⁰ W+S+T ベースや R+A ベースは、『ミード報告』の R+F ベースでは不十分だった金融機関の課税を可能としてもものである。宮田(2003)

⁵¹ 宮田(2003)

⁵² 現行法人税をキャッシュ・フロー法人税にした場合の税率の違いは、課税ベースが違うためにそのような結果になるだけであり、税率が高いからといって税負担率が重くなるわけではない。

3.2 計測方法

本章でのキャッシュ・フロー法人税の課税ベースは、実物取引による資金収支である R ベースと、長期や短期の借入れとその返済及び金融資産の売買により資金収支に利子の受取利子を加え、支払利子を引く F ベースを加えた、R+F ベースとする。

先行研究ではキャッシュ・フローの黒字法人のみを取り上げているが、キャッシュ・フロー法人税は、キャッシュ・フロー課税ベースが赤字の場合、税を還付する制度があり、その部分も考慮しなければならない。そこで、本章では、キャッシュ・フローの黒字法人のみではなく、還付になる赤字法人もあわせて計測する。

『ミード報告』で提案されているキャッシュ・フロー課税ベースを、ここでは貸借対照表、損益計算書のデータから試算する。「税引前利益」をもとに、現金の流出入を試算していく。一例として、設備投資（有形固定資産の購入）は、現金で購入すれば同額の資金の流出が生じるが、費用は減価償却によって計上される。したがって、キャッシュ・フローを求めるには、減価償却を足し戻して資産購入額を資金流出額としなければならない。また引当金等への繰入れも資金の流出を伴わないので、キャッシュ・フロー計算の際には費用として計上されている引当金繰入額を足し戻さなければならない。

財務データをキャッシュ・フロー課税ベースに変換するために、田近・油井(2000)に倣い、以下のように試算する。なお、式中の△は対前期変化額で、「当期」－「前期」で算出している。

R ベース⁵³：

$$\begin{aligned} R = & \text{税引前利益} + \text{キャッシュ調整} + \Delta \text{引当金・準備金} + \text{減価償却費} \\ & + \text{繰延資産当期償却額} - \text{固定資産純購入額} - \text{棚卸資産純購入額} \\ & - \text{研究開発費等繰延資産購入額} \end{aligned}$$

⁵³ 棚卸資産純購入額、棚卸資産売却益（純）、研究開発費等繰延資産購入額については、日経財務データに収録がなかったため、ここでの計測から省いている。

キャッシュ調整＝－前期役員賞与－△受取手形等＋△支払手形等
 －固定資産売却益（純）－棚卸資産売却益（純）－受取利息＋支払利息
 －受取配当－有価証券売却益（純）＋有価証券評価損＋租税公課
 ＋△未払法人税等

F ベース：

$F = [\text{調整後負債増分}] - [\text{調整後資産増分}] + [\text{受取利息} - \text{支払利息}]$
 調整後負債増分＝ $\Delta L - \Delta \text{引当金} \cdot \text{準備金} - \Delta \text{支払手形等} - \Delta \text{未払法人税等}$
 調整後資産増分＝ $\Delta A - \Delta \text{受取手形等} - \Delta \text{固定資産} - \Delta \text{棚卸資産}$
 － $\Delta \text{投資有価証券（株式）} \cdot \text{出資金} + \text{有価証券売却益（純）}$
 －有価証券評価損
 $\Delta L = \text{負債の対前期変化額}$ $\Delta A = \text{資産の対前期変化額}$

使用データは日経財務データで、東京、大阪、名古屋、JASDAQ など証券取引所の上場企業全社、および非上場の有価証券報告書提出会社（東証外国部及び銀行・証券・保険会社は除く）の約 4,000 社（2009 年度現在のデータ数）掲載されている。

分析期間は 1987 年度から 2008 年度で、各年度の黒字法人⁵⁴を抽出し、R+F ベースのキャッシュ・フロー課税ベースを個別企業ごとに計測し、それらを合算し、税率を試算する。

4 分析結果

4.1 税率の計算

現行法人税をキャッシュ・フロー法人税にした場合、税収中立と仮定すると、税率がどの程度に設定されるのかを試算する。

表 4-3 は、1987 年度から 2008 年度までの 22 年間で推計したものである。R+F ベース（赤字法人のみ）とは、キャッシュ・フロー課税ベースが赤字になる法人の合計で、これに税率を掛け合わせた額が税の還付になる。R+F ベース（黒字法

⁵⁴ ここでの黒字企業とは、「税引前利益」>0 かつ「法人税等合計」>0 の企業である。

表 4-3 キャッシュ・フロー法人税の課税ベースの試算

年度	R+F ベース	R+Fベース (赤字法人 のみ)	R+Fベース (黒字法人 のみ)	税引前利益	経済的所得	法人税等 合計
1987	3,444	-3,058	6,502	11,846	15,776	6,382
1988	3,862	-3,487	7,349	14,388	18,509	7,556
1989	2,253	-5,615	7,868	16,301	20,695	8,150
1990	10,349	-2,327	12,676	17,323	22,424	8,391
1991	8,431	-2,024	10,455	15,448	20,427	7,262
1992	7,200	-1,163	8,363	12,341	17,038	6,126
1993	5,368	-1,796	7,164	10,528	15,342	5,216
1994	5,703	-1,723	7,426	10,769	15,346	5,265
1995	8,024	-1,260	9,284	13,054	17,746	6,205
1996	7,729	-1,631	9,360	14,365	19,341	6,759
1997	8,423	-1,378	9,801	13,180	17,728	5,911
1998	7,045	-2,626	9,670	11,974	15,916	5,888
1999	6,335	-4,513	10,848	11,518	16,665	5,834
2000	16,619	-2,604	19,222	14,106	20,116	6,836
2001	6,148	-2,794	8,942	11,029	14,885	5,243
2002	7,087	-3,052	10,138	14,073	17,495	5,576
2003	13,362	-1,957	15,319	16,347	20,211	5,949
2004	11,515	-3,060	14,574	20,150	23,687	6,673
2005	16,636	-3,217	19,853	23,641	26,659	7,535
2006	17,536	-3,421	20,958	25,609	28,938	8,085
2007	14,380	-4,277	18,658	24,632	27,407	7,819
2008	6,419	-3,491	9,910	14,400	16,744	4,536

出所) 日経財務データより作成。

人のみ) は、キャッシュ・フロー課税ベースが黒字になる法人の合計で、これに税率を掛け合わせた額の税金が発生することになる。そして、それらの課税ベースを足し合わせたものが R+F ベースで、これがキャッシュ・フロー法人税の課税ベースになる。税引前利益、経済的所得、法人税等合計とは、それぞれの年度ごとの合計額である⁵⁵。

表 4-3 の R+F ベースを見ると、その数値は年度によって大きく変動していることがわかる。これは投資を実施した時に、現行課税ベースでは、減価償却と

⁵⁵ 「法人税等合計」は、法人税、住民税、事業税等の国税と地方税の合計である。ここでの推計は、法人地方税を含めるべきではないが、データの都合上法人税の国税部分を分離することができないため、「法人税等合計」を使用した。

いう形で長期にわたって償却していくのに対し、キャッシュ・フロー課税ベースでは、購入時点で一括して資金流出とするため、税引前利益と比べてキャッシュ・フロー課税ベースのほうが変動は大きくなるという事実を示している。また税が還付になる赤字法人が每期存在しており、R+F ベースは、その赤字法人の課税ベースも含めているため、現行課税ベース（税引前利益）よりも低くなる傾向があることもわかる。

表 4-4 は、表 4-3 で求めた「法人税等合計」と同額の税収をキャッシュ・フロー法人税で賄うとした場合、税率がどのようになるかを見たものである。キャッシュ・フロー税率（黒字のみ）は、表 4-3 の「法人税等合計」額を R+F ベース（黒字法人のみ）の課税ベースで徴収した場合の税率で、キャッシュ・フロー税率（赤字込）は、R+F ベースを課税ベースにした場合の税率である。キャッシュ・フロー法人税を導入した場合、このキャッシュ・フロー税率（赤字込）が税率となる。法人税率（国税）は、現実の法人所得税率で、財務省型実効税率は、国税である法人税、地方税である事業税及び住民税法人税割が含まれているものである⁵⁶。法人税負担率とは、実際に支払った「法人税等合計」が経済的所得に対してどれだけ占めているかを示したものである。

図 4-1 は、キャッシュ・フロー税率、法人税率（国税）、財務省型実効税率、経済的所得に対する税負担率（以下より、経済的所得に対する税負担率を現行税負担率とする）を表したものである。

R+F ベースと税引前利益との関係から見ても明らかなように、税率も大きく変動しているのがわかる。2000 年度以外はどの年度においても、キャッシュ・フロー税率は、法人税率、財務省型実効税率、法人税負担率（経済的所得に対する税額）よりも高く推移しており、変動も大きい。

このようにキャッシュ・フロー税率が、それ以外の税率よりも高い税率で推移し、また、変動も大きいため、現行の法人税からキャッシュ・フロー法人税に置き換えた時の税率を、単年度で求めるのは困難なことがわかる。

⁵⁶ 詳しくは戸谷[1994]参照。

表 4-4 キャッシュ・フロー法人税の税率の推計

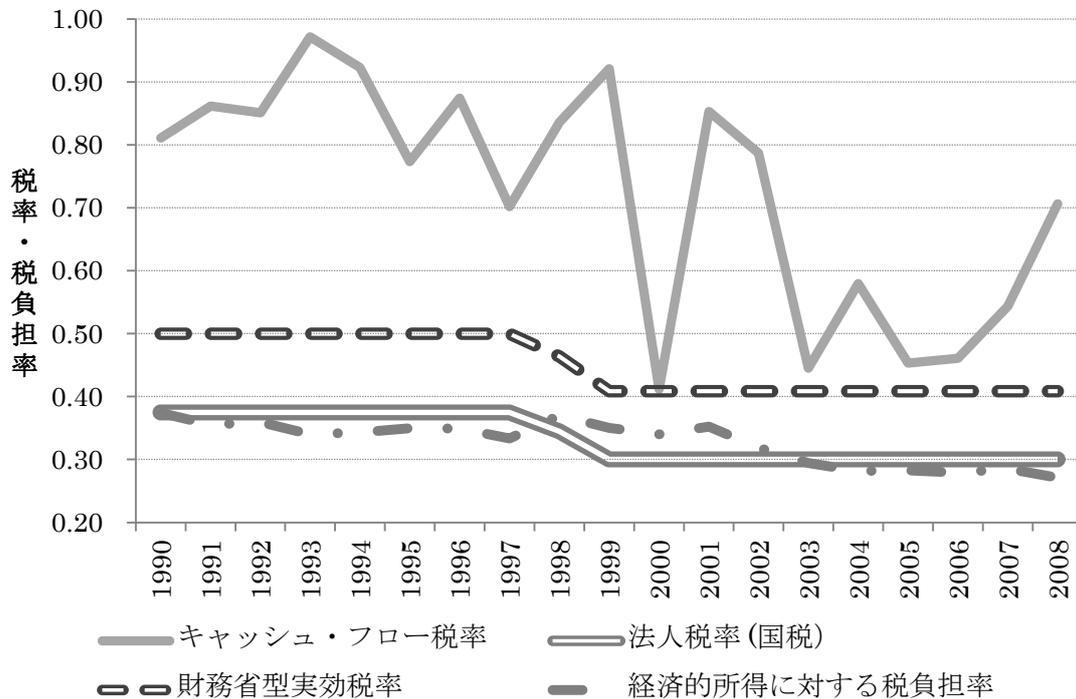
	キャッシュ・フロー税率 (黒字のみ)	キャッシュ・フロー税率 (赤字込)	法人税率 (国税)	財務省型 実効税率	法人税負担率(経済的所得 に対する 税額)
1987	0.982	1.853	0.420	0.547	0.405
1988	1.028	1.957	0.420	0.547	0.408
1989	1.036	3.617	0.400	0.526	0.394
1990	0.662	0.811	0.375	0.500	0.374
1991	0.695	0.861	0.375	0.500	0.356
1992	0.733	0.851	0.375	0.500	0.360
1993	0.728	0.972	0.375	0.500	0.340
1994	0.709	0.923	0.375	0.500	0.343
1995	0.668	0.773	0.375	0.500	0.350
1996	0.722	0.874	0.375	0.500	0.349
1997	0.603	0.702	0.375	0.500	0.333
1998	0.609	0.836	0.345	0.464	0.370
1999	0.538	0.921	0.300	0.409	0.350
2000	0.356	0.411	0.300	0.409	0.340
2001	0.586	0.853	0.300	0.409	0.352
2002	0.550	0.787	0.300	0.409	0.319
2003	0.388	0.445	0.300	0.409	0.294
2004	0.458	0.580	0.300	0.409	0.282
2005	0.380	0.453	0.300	0.409	0.283
2006	0.386	0.461	0.300	0.409	0.279
2007	0.419	0.544	0.300	0.409	0.285
2008	0.458	0.707	0.300	0.409	0.271

出所) 日経財務データ、『法人企業統計年報：租税特集』より作成。

そこで何らかの平均化が必要となり、単年度で税率を試算するのではなく、長期の累積額で比較しなければならない。田近・油井(2000)では、10年間の累積額でキャッシュ・フロー税率を求めていたが、10年間ではキャッシュ・フロー法人税の変動をつかみきれていないかわからないため、より長期で比較を行う⁵⁷。その際、各年度のキャッシュ・フローを単純に合算するのではなく、

⁵⁷ ①1999-2008年度の累計と②1987-1998年度の累計結果は付表1を参照。①と②の業種別キャッシュ・フロー税負担率の結果が違い、新規投資をした場合、その投資が安定的に収益をあげて回収できるようになるまでには10年間でそ

図 4-1 キャッシュ・フロー税率と法人税率の推移



出所) 日経財務データより作成。

1987年度から2008年度の22年間の、2008年度の現在価値に換算して累積する。割引率としては、『財政金融統計月報 法人企業統計年報』から全業種の借入金利22年間の平均値3.50%を用いた。

結果は、表4-5・表4-6に示している。表5は、キャッシュ・フロー法人税の課税ベースであるR+Fベース、キャッシュ・フロー法人税の赤字法人だけのR+Fベース(赤字のみ)、キャッシュ・フロー法人税の黒字法人のみのR+Fベース(黒字のみ)、経済的所得、現行法人税額を現在価値に換算した累計額である。表4-6では、キャッシュ・フロー法人税を導入した時の税率を試算している。「法人税合計」を、それぞれ「R+Fベース」「R+Fベース(黒字のみ)」「経済的所得」が課税ベースであった場合の税率を示している。キャッシュ・フロー税率(黒字のみ)は、キャッシュ・フローが黒字法人だけの税率で60.1%、

の変化を拾いきれないことがわかった。また22年間の累計での推計では、税負担率の変動の幅は小さくなる可能性がある。1987-2008のキャッシュ・フロー税負担率の平均は0.338、変動係数は、0.337、1999-2008のキャッシュ・フロー税負担率の平均は0.284、変動係数は0.427であった。

表 4-5 キャッシュ・フロー課税ベースの累積現在価値

単位:10億円

割引現在価値換算	R+F ベース	R+Fベース (赤字のみ)	R+Fベース (黒字のみ)	経済的所得	法人税合計
1987-2008	265,415	-87,867	353,282	619,624	212,162

出所) 日経財務データより作成。

表 4-6 累積現在価値のキャッシュ・フロー税率

割引現在価値換算	キャッシュ・フロー 税率 (黒字のみ)	キャッシュ・フロー 税率(黒字赤字込)	現行税負担率(経 済的所得に対する 税額)
1987-2008	0.601	0.799	0.342

出所) 日経財務データより作成。

キャッシュ・フロー税率 (黒字赤字込) は、キャッシュ・フロー課税ベースに赤字法人と黒字法人の両方が含まれている税率で 79.9%となり、これが実際にキャッシュ・フロー法人税を導入した時の平均的な税率となる。現行税負担率は 34.2%であった。キャッシュ・フロー法人税の方が、赤字法人の税の還付分も含まれているため、キャッシュ・フロー税率は高くなっている。

4.2 業種ごとの税負担率の違いについて

4.1 で、キャッシュ・フロー法人税を導入した場合、平均的な税率はどれぐらいになるのかを試算してきた。キャッシュ・フロー法人税は、投資の多い業種は、税負担が低くなり、収益率の高い業種は税負担が高くなる特徴がある。そこで次は、表 4-6 で算出したキャッシュ・フロー税率 0.799 を使って、個別企業のキャッシュ・フロー法人税額を求め、業種別に推計する。そして、業種別にどの業種の税負担率が増えるのか、または減少するのかを検証する。

表 4-7 は、キャッシュ・フロー税額と現行法人税額を比較したものである。「②/①」というのは、キャッシュ・フロー税額を現行法人税額で除したものである。これが 1 を超えていると、キャッシュ・フロー法人税を導入することによって税負担が増加し、逆に 1 未満であると、キャッシュ・フロー法人税導

表 4-7 1987-2008 年度累計額キャッシュ・フロー税額と現行法人税額の比較

単位:10億円

	法人税等合計 ①	キャッシュ・フ ロー税額②	②/①
製造業	111,742	119,434	1.069
水産	230	214	0.927
鉱業	2,410	2,211	0.917
建設	15,202	12,672	0.834
小売業・商社	24,402	18,219	0.747
その他金融	8,011	3,271	0.408
不動産	4,648	3,930	0.846
鉄道・バス・陸運・空運・倉庫	11,783	10,420	0.884
通信	9,302	16,155	1.737
電力・ガス	15,057	19,262	1.279
サービス	13,282	10,281	0.774

出所) 日経財務データより作成。

入によって税負担が減少する。「通信」は 1.737 で、大きく 1 を超えている業種であり、それ以外に「製造業」、「電力・ガス」が 1 を超えている業種である。「その他金融」は 0.408 で、大きく 1 を下回っている業種で、「水産」、「鉱業」、「建設」、「小売業・商社」、「不動産」、「鉄道・バス・陸運・空運・倉庫」、「サービス」も、1 未満の業種である。

図 4-2 は 1987 年度から 2008 年度の現在価値に揃えた累積額の、業種別税負担率を比較したものである。「製造業」、「通信」、「電力・ガス」の 3 業種は、現行税負担率よりキャッシュ・フロー税負担率の方が高くなっており、「水産」、「鉱業」、「建設」、「小売業・商社」、「その他金融」、「不動産」、「鉄道・バス・陸運・空運・倉庫」、「サービス」の 8 業種は、キャッシュ・フロー税負担率の方が低くなっている。現行税負担率でみると、「鉱業」が一番高い税負担率になっており、「水産」や「通信」の税負担率が一番低くなっている。キャッシュ・フロー税負担率でみると、現行税負担率では一番負担が低かった「通信」が、一番高い税負担率になっており、「その他金融」が一番低い税負担率になっている。このように、現行税負担率でも、キャッシュ・フロー税負担率でも業種間での税負担率の違いがある。

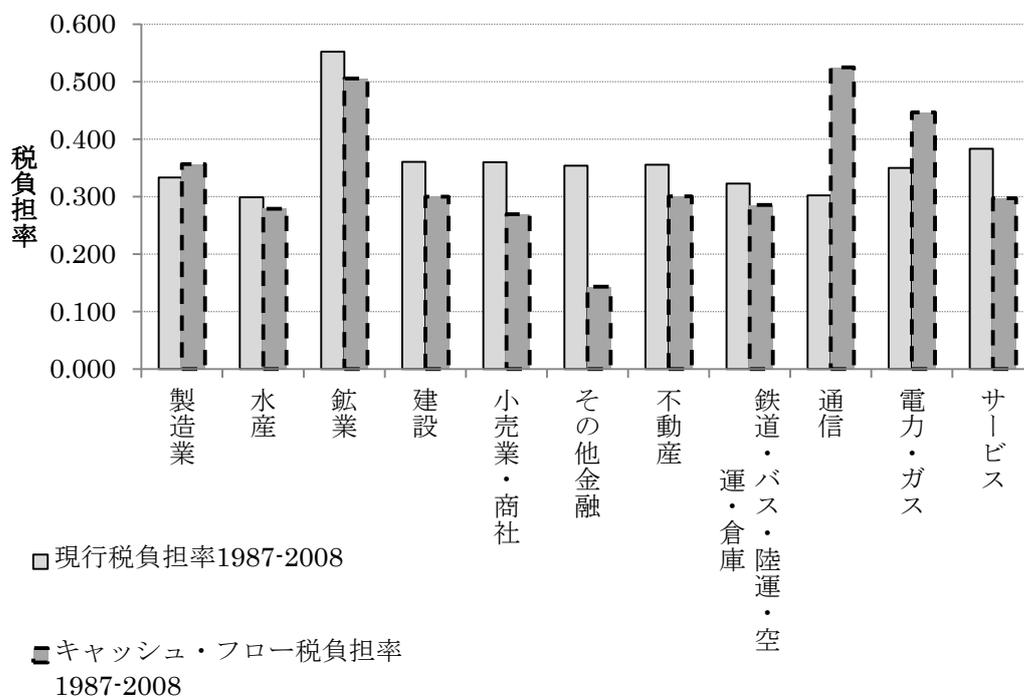
表 4-2 で見てきたように、理論的には現行法人税もキャッシュ・フロー法人税も、最終的には税負担率は同じになるはずなのに、22 年間という長期の累積額で推計しても、業種間で現行法人税とキャッシュ・フロー法人税の税負担率が異なっており、より長期で計測しなければならないことがわかった。

図 4-2 と表 4-7 は、1987 年度から 2008 年度の累積額で推計したものであるが、キャッシュ・フロー法人税は年度によって変動する税制なので、例えば、ある年度に大きく還付があると、その影響を受け、累計額で推計したキャッシュ・フロー税負担率が低くなる可能性がある。

そこで、現行税負担率とキャッシュ・フロー税負担率に大きなかい離がある「通信」、「その他金融」、「電力・ガス」を取り上げて、時系列でより深く検証する。図 4-3、図 4-4、図 4-5 は、1987 年度から 2008 年度間の「通信」、「その他金融」と「電力・ガス」の現行税負担率とキャッシュ・フロー税負担率の推移を時系列で見たものである。

「通信」は、図 4-3 や表 4-7 より、現行税負担率とキャッシュ・フロー税負担

図 4-2 1987-2008 年度の業種別税負担率の比較



出所) 日経財務データより作成。

担率の間に大きなかい離があるが、時系列でみると、1999年度に1度だけキャッシュ・フロー税負担率が大きいだけで、他の年度は現行税負担率の付近を推移している。これは、1999年度にキャッシュ・フロー課税ベースのプラス要因となる投資有価証券⁵⁸の前年度からの増加額が4兆730億円もあり、それが1999年度のキャッシュ・フロー課税ベースを大きくした為に、推計したキャッシュ・フロー税額が多額になり、キャッシュ・フロー税負担率が大きくなった原因である。1999年度を取り除くと、「通信」はそんなに大きな負担増の業種ではないと言える。

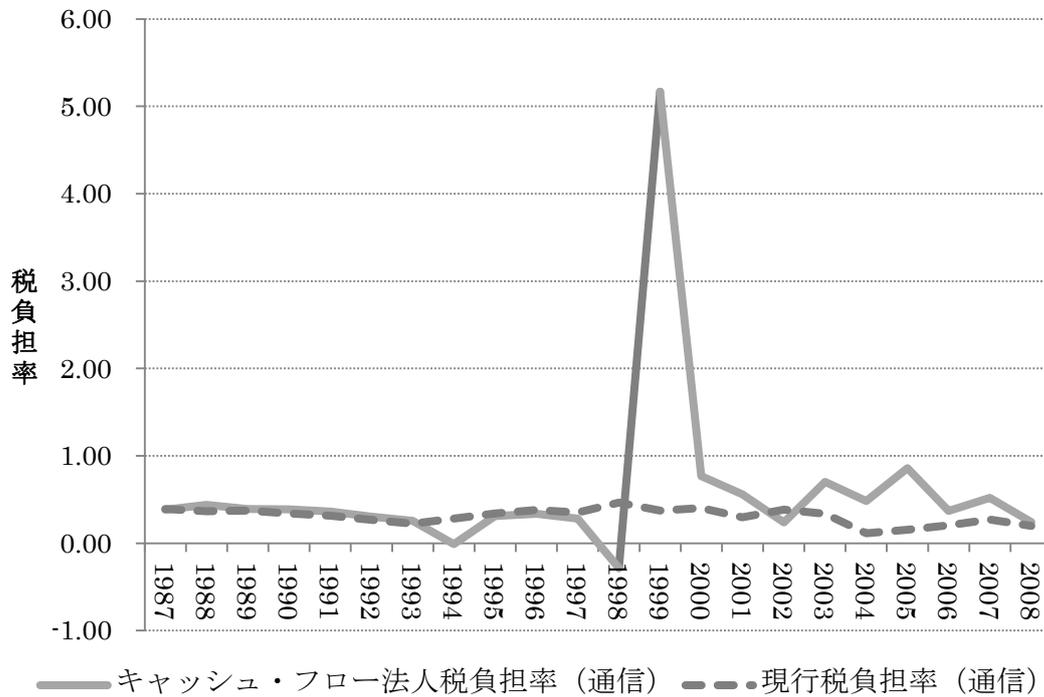
「その他金融」は、キャッシュ・フロー法人税を導入することによって、いくらかは現行税負担率よりも高い負担率になる年度があるが、それ以外は現行税負担率よりもキャッシュ・フロー税負担率は低い水準であり、負担減になる業種である。また「電力・ガス」は、1999年度に税が還付になっているが⁵⁹、それ以外の年度は現行税負担率よりも高いところで推移しており、キャッシュ・フロー法人税を導入することによって負担増となる業種と言える。

「その他金融」や「電力・ガス」の業種は、なぜこのような結果になったのだろうか。3.2で田近・油井(2000)に倣い、財務データからキャッシュ・フロー課税ベースに変換する計測方法を述べたが、表4-8は、その計算式で相殺された勘定科目を除いて、残った勘定科目を、キャッシュ・フロー課税ベースをプラスとマイナスにする項目にまとめたものである。プラス項目が増加すると、キャッシュ・フロー課税ベースは大きくなり、税額は増加する。逆に、マイナス項目が増えると、キャッシュ・フロー課税ベースは小さくなり、税額が減少する。勘定科目の前に「△」がついているものは、前期からの増減額を表している。

⁵⁸ 売買目的有価証券及び1年内に満期の到来する社債その他の債券以外の有価証券をいう。

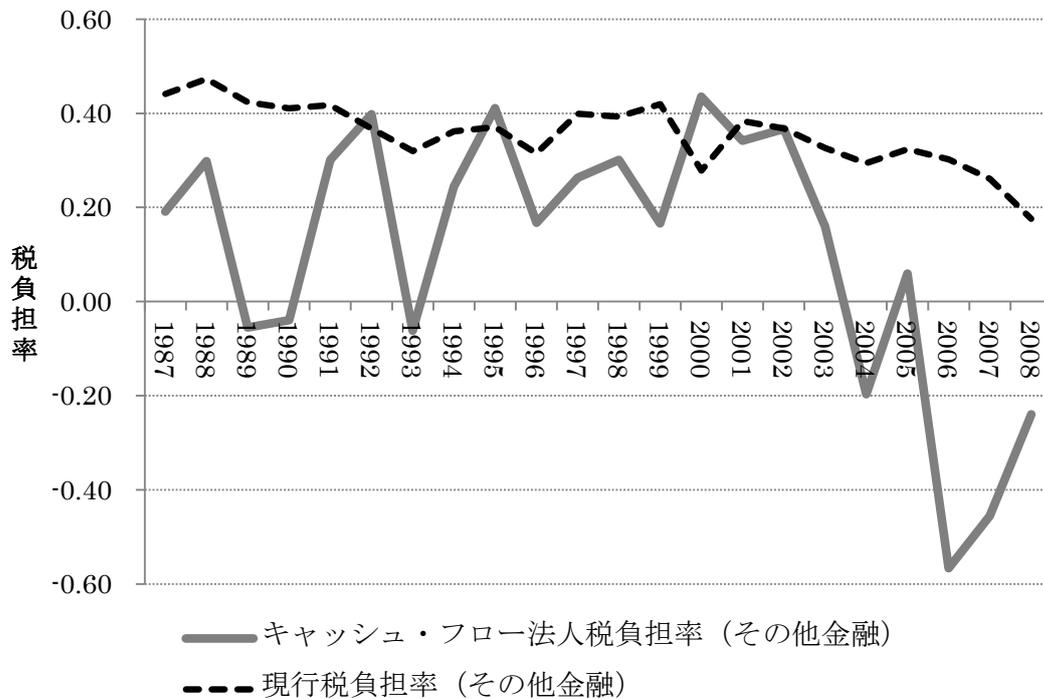
⁵⁹ 「電力・ガス」の1999年度は、「投資有価証券」と「出資金」の前年度増減額が大きく減少しているため、キャッシュ・フロー課税ベースが赤字になり還付になっている。

図 4-3 「通信」の税負担率時系列比較



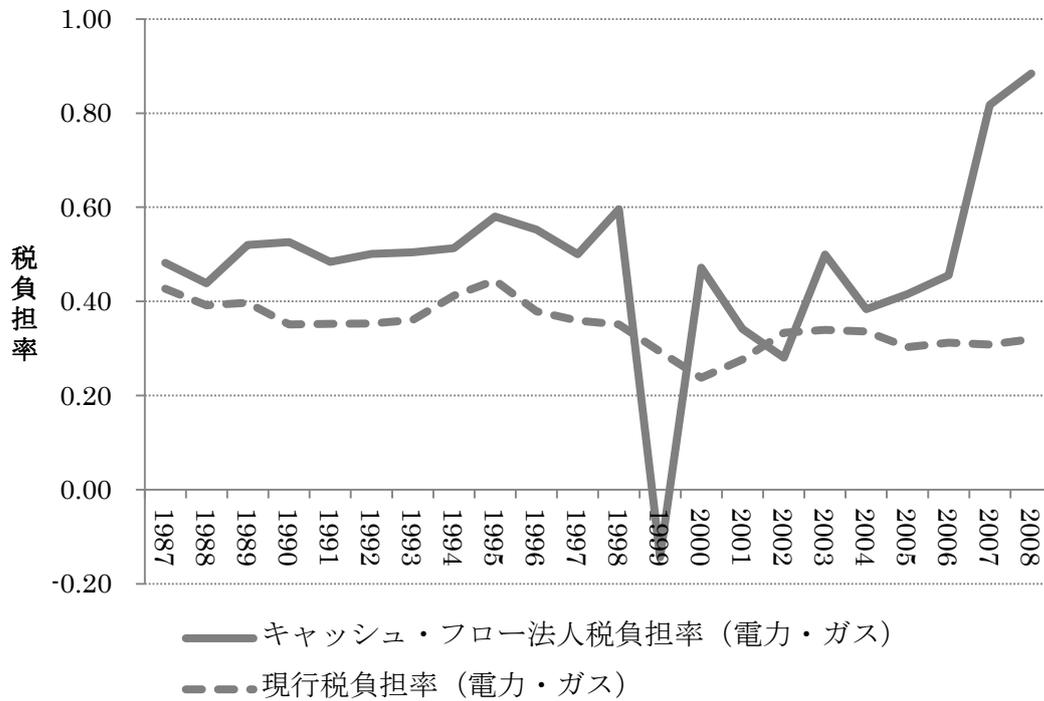
出所) 日経財務データより作成。

図 4-4 「その他金融」の税負担率時系列比較



出所) 日経財務データより作成。

図 4-5 「電力・ガス」の税負担率の時系列比較



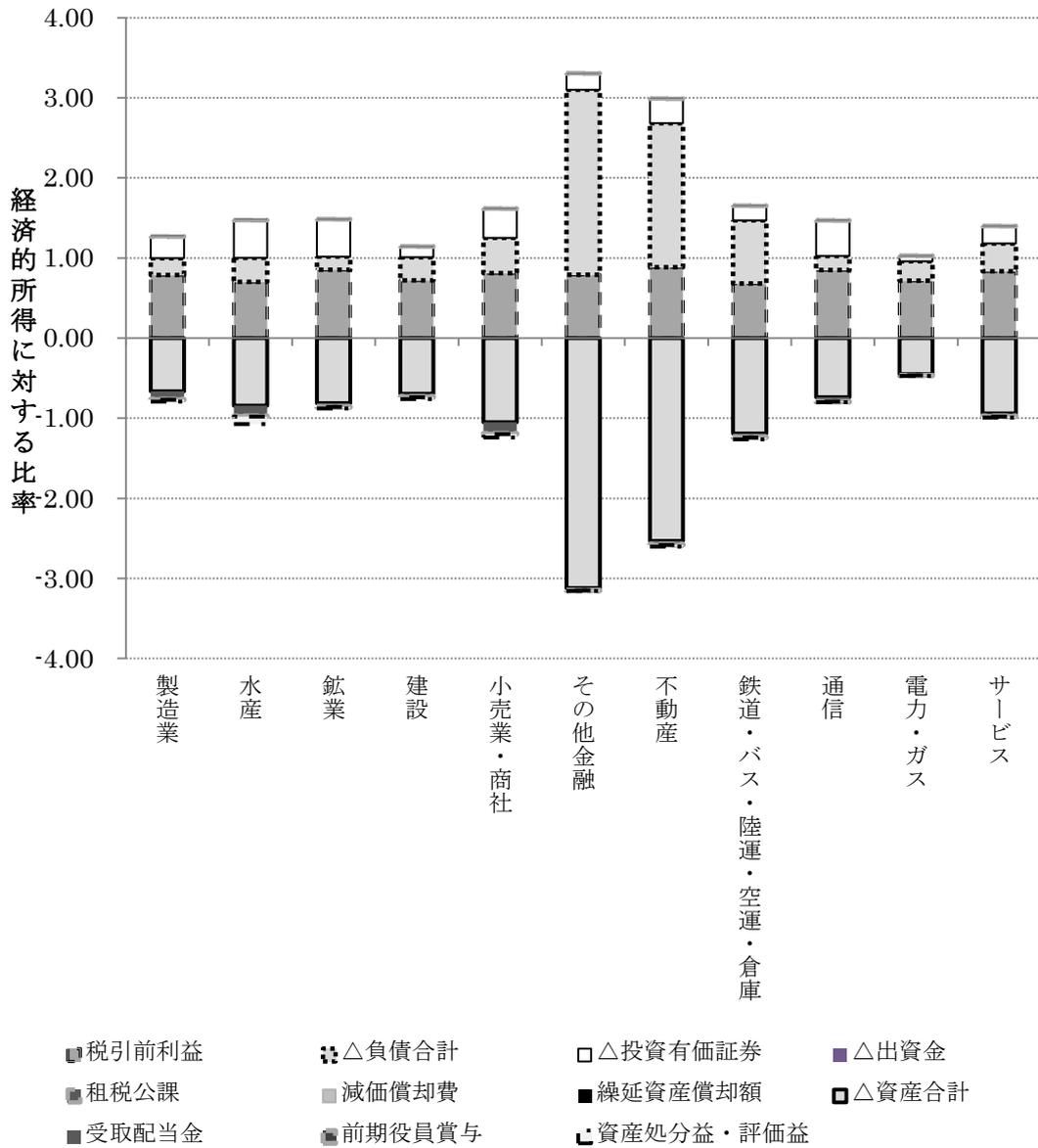
出所) 日経財務データより作成。

表 4-8 キャッシュ・フロー課税ベースの要因

キャッシュ・フロー課税ベース	
プラス項目	マイナス項目
税引前利益	△資産合計
△負債合計	受取配当金
△投資有価証券	前期役員賞与
△出資金	資産処分益・評価益
租税公課	研究開発繰延資産購入額
減価償却費	棚卸資産売却益
繰延資産償却額	

図 4-6 は、「その他金融」と「電力・ガス」等の業種で、表 4-8 で示しているどの要素が影響を及ぼしているのかを見たもので、経済的所得に対するキャッシュ・フロー課税ベースの内訳を表したものである。「その他金融」のマイナス項目の「△資産合計」が大きいことがわかる。それに比べて、「電力・ガス」は、マイナス項目である「△資産合計」が小さく、プラス項目の「税引前利益」が大きい。

図 4-6 経済的所得に対するキャッシュ・フロー課税ベースの内訳



出所) 日経財務データより作成。

表 4-9 は、「その他金融」と「電力・ガス」のプラス項目とマイナス項目を、まとめたものである。それぞれの数値は、経済的所得に対してどの程度であるかという比率で、マイナスがついているのは、マイナス項目であることを示している。これを見ると、「その他金融」はキャッシュ・フロー課税ベースのマイナス項目の比率が大きいことがわかる。その中でも「△資産」が経済的所得に対して 3.122 もある。これは、例えば受取手形や売掛金等で、現行税制であ

れば課税ベースに算入されるが、実際の現金流入ではないためにキャッシュ・フロー課税ベースに算入されず、税負担率が低くなったと言える。しかしながら、会社を清算する時には、多くの資金流入があり、キャッシュ・フロー法人税のもとでは、多額の税額を支払うことになるだろう。

一方、「電力・ガス」は、キャッシュ・フロー課税ベースを小さくするマイナス項目が少ないために、キャッシュ・フロー課税ベースが大きくなり、税負担率が高くなっている。「電力・ガス」は、初期の頃に多額の投資が行われ、キャッシュ・フロー課税ベースの元では税額も還付になるが、今回分析した期間では、新規投資が少なく、今までの投資から大きな利潤が生みだされているために、税負担率が重くなっていると考えられる。

表 4-9 「その他金融」「電力・ガス」のキャッシュ・フロー課税ベースの内訳

		その他金融	電力・ガス
プラス項目	税引前利益	0.793	0.717
	△負債合計	2.310	0.241
	△投資有価証券	0.199	0.067
	△出資金	0.002	0.000
	租税公課	0.000	0.001
	減価償却費	0.003	0.000
	繰延資産償却額	0.003	0.004
マイナス項目	△資産合計	-3.122	-0.447
	受取配当金	-0.026	-0.016
	前期役員賞与	-0.003	-0.001
	資産処分益・評価益	-0.006	-0.008

出所) 日経財務データより作成。

法人税の課税ベースは、理論的に、所得であろうが、キャッシュ・フローであろうが、税負担率は同じになるはずである。しかし、キャッシュ・フロー法人税を現行法人税と税収中立として導入する際には、キャッシュ・フロー課税ベースの年度間での増減が大きいため、その影響をできるだけ受けないように、より長期の計測期間で税率を推計しなければならない。ただし、この増減の大きさは、現行法人税と比較した場合のことであり、キャッシュ・フロー法人税の負担が問題であるということではない。

5 むすび

キャッシュ・フロー法人税の導入は、課税ベースがマイナスになった場合、税の還付があり、税収の年度間の変動も大きく、また、日本だけがキャッシュ・フロー法人税に移行した場合、企業の海外投資に対して全額控除がなされる上に、外国税額控除もあるなどの税収ロスが発生する国際課税調整といった実務上の課題は残されている。

とくに、税収が変動することから、現行法人税と税収中立で導入する場合、税率をどの水準に設定するか判断が困難だという問題はきわめて重要である。本章ではキャッシュ・フロー法人税の負担が激しく変動することを踏まえて長期にわたって税収中立を想定したうえで税率を推定した。それでも、業種によって負担の増減が発生することは避けられない。しかしこれは、様々な問題を持つ現行税制下での負担との比較であって、キャッシュ・フロー法人税による負担が問題であるということにはならない。

キャッシュ・フロー法人税は実行上の課題を抱えるものの、課税ベースの算定が複雑で恣意性が入りやすく、企業の投資に対して中立性が損なわれたり、個人所得税との二重課税を生じさせたりするといった現行法人税の問題点を解消することができるだけでなく、「簡素」という税制上の重要な原則にかなうという優れた特徴をもつものであることから、具体化に向けて検討すべきである。

付表 1

図表付 1-1 は、1999 年度から 2008 年度の 10 年間を 2008 年度の現在価値に換算して業種ごとに累積し、税負担率を計測したものである。割引率としては、『財政金融統計月報』、『法人企業統計年報』から全業種の借入金利 10 年間の平均値 2.11%を用いた。

「製造業」、「水産」、「建設」、「通信」の 4 業種が、現行の税負担率よりキャッシュ・フロー税負担率の方が重くなっている。「鉱業」、「小売業・商社」、「その他金融」、「不動産」、「鉄道・バス・陸運・空運・倉庫」、「電力・ガス」、「サービス」の 7 業種は、キャッシュ・フロー税負担率より、現行税負担率の方が重い。ここでは 1999 年度から 2008 年度の 10 年間の累積を見たが、「通信」はキャッシュ・フロー税負担率が極端に大きな業種であり、「その他金融」はキャッシュ・フロー税負担率が極端に低い業種であることから、「通信」はキャッシュ・フロー法人税にした場合税負担率が重くなる業種で、「その他金融」は税負担率が軽くなる業種であるといえるのだろうか。

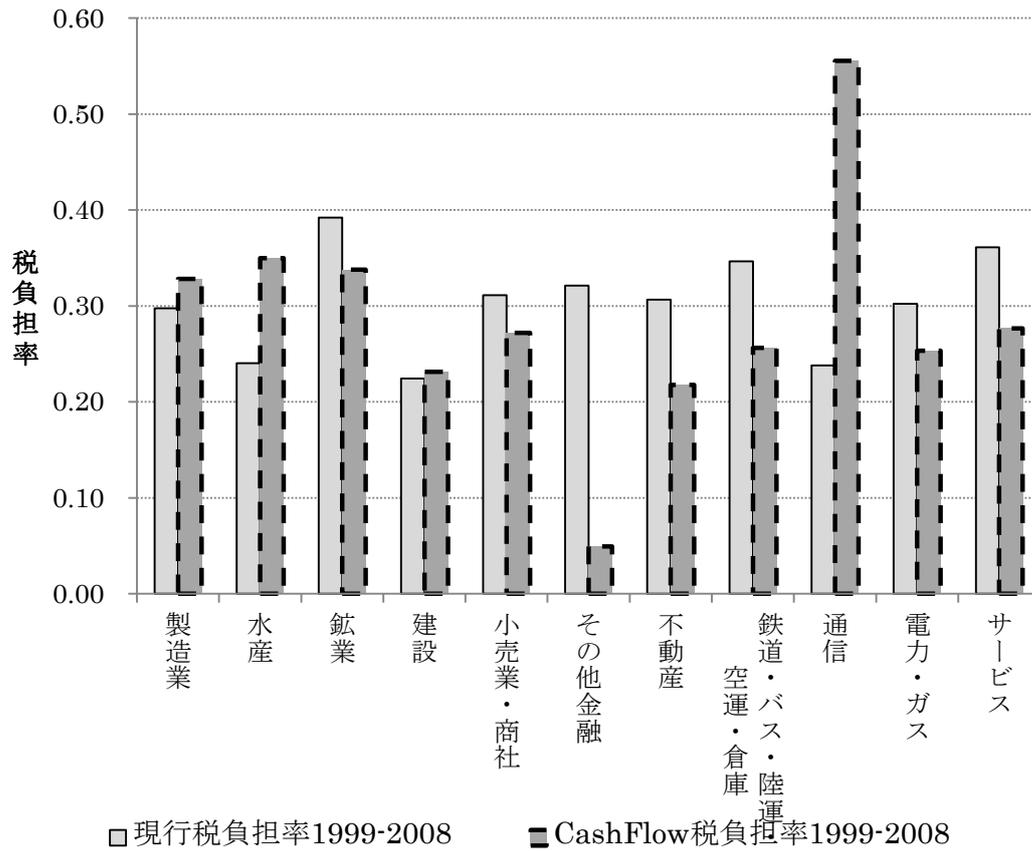
新規投資をした場合、その投資が安定的に収益をあげて回収できることは短期でできるものではない。10 年間の累計ではこのような結果が出たが、長期で見るとこの変動幅は小さくなる可能性がある。

参考までに、図表付 1-2 は 1987-1998 年度の 12 年間を 1998 年度の割引価値に換算し、業種別税負担率を推計したものである。割引率としては、『財政金融統計月報 法人企業統計年報』から全業種の借入金利 12 年間の平均値 4.67%を用いた⁶⁰。「水産」は、1987-1998 年度はキャッシュ・フロー税負担率が極端に低くなっているが、1999-2008 年度ではキャッシュ・フロー税負担率が高くなっていて、1987-2008 年度で累積することによって、この変動の幅は緩和されていることがわかる。このように、キャッシュ・フロー法人税の効果をみるためには、より長期で推計することによって、キャッシュ・フロー税負担率の変動をとらえることができる。図表付 1-3 は、1987-2008、1987-1998、1999-2008 の 3 期間のキャッシュ・フロー課税ベースとキャッシュ・フロー税率をまとめ

⁶⁰ この期間はバブル期が入っており、1987-1995 ごろまで借入金利が高い時期であった。

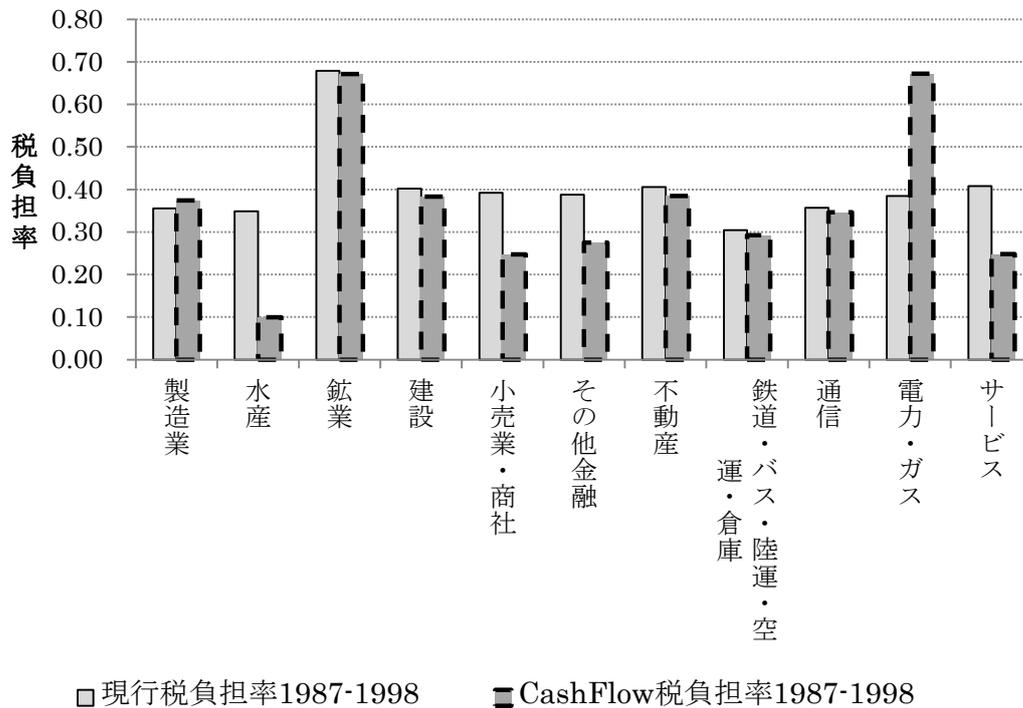
たものである。1987-1998 はちょうどバブル期を含むために、投資が盛んに行われ、キャッシュ・フロー税率が大きくなったと考えられる。

図表付 1-1 1999-2008 年度の業種別税負担率の比較



出所) 日経財務データより作成。

図表付 1-2 1987-1998 年度の業種別税負担率の比較



出所) 日経財務データより作成。

図表付 1-3 各年度間の割引現在価値換算累計の比較

単位: 10億円

割引現在価値換算	R+F Base	R+Fbase(赤字のみ)	R+Fbase(黒字のみ)	経済的所得	法人税合計
1999-2008	126,882	-35,566	162,447	232,412	70,338
1987-1998	98,597	-38,430	137,027	283,707	104,625
1987-2008	265,415	-87,867	353,282	619,624	212,162

割引現在価値換算	キャッシュ・フロー税率(黒字のみ)	キャッシュ・フロー税率(黒字赤字込)	現行税負担率(経済的所得に対する税額)
1999-2008	0.433	0.554	0.303
1987-1998	0.764	1.061	0.369
1987-2008	0.601	0.799	0.342

出所) 日経財務データより作成。

第5章 わが国法人税負担の計測

－GKS 実効税率を用いて－

1. 本章の問題意識

法人税制が投資にどのような影響を与えているかについて、これまで様々な議論がなされているが、企業の実効税率をどのように計測するかという議論はあまりされていない。企業の実効税率には、どのような指標がよいのだろうか。国際比較などをする際には、事業税が損金算入されることを調整し、それぞれの税率を合計した財務省型実効税率を使って比較している。しかし、実効税率は税率と課税ベースの両方によって決まるため、法人税率の高い低いだけで税負担の大きさを正しく測ることはできない。企業の実効税率を測るためには、税率だけでなく、税制も考慮した実効税率を測定する必要がある。

過去に最もよく採用された実効税率の計測方法、それは限界実効税率で、当初 Hall = Jorgenson (1967) によって開発され、King = Fullerton (1984) によって精度が高められたものだが、その測定は実効税率に到達するために理論モデルを使用し、税法で最も重要とされる側面と、行動的反応の最も重要な要因を考慮している。しかし、実際には税法と行動の多くの側面が無視されている。もうひとつのアプローチは、Feldstein = Summers (1979) によって計測されている平均実効税率である。この計測方法は、限界実効税率での測定では除外された税法や企業行動のいかなる側面も、納税額で自動的に捉える事ができるが、過去の税制や企業行動の影響を受けたりするため、正確な実効税率の計測ができない。

そこで Gordon = Kalambokidis = Slemrod (2004) は、ミード報告で示されているように、貯蓄や投資の決定などの企業行動を歪めない中立な税とされるキャッシュ・フロー税制を使った新しい計測方法を提案した（本章ではこの新しい実効税率の計測方法を GKS 実効税率と記す）。

本章では、1987年度から2008年度のGKS実効税率を実際に推計し、その税負担率が年度間、企業の業種間でどのような格差があるのかを検証する。

2. 先行研究と GKS 実効税率

2.1 先行研究

Roger = Kalambokidis = Slemrod (2004) では、法人税は投資と経済成長にマイナスの影響を与えるために、多くの研究がなされてきたが、過去のアメリカの文献では、投資への実効税率は驚くべき矛盾を提起していると述べている。新規投資に対する実効税率の計測はかなり高いのに対し、実際に集められた歳入額は非常に低い。もし法人課税が投資誘因に大きな歪みを課す一方で、歳入を全く生み出さないのであれば、この税構造は問題ではない。また、この低い歳入額の意味としては、米国の税制は、思われているほど投資を阻害していないという考え方と合致しているのかもしれない。

過去に最もよく採用された計測方法、それは Hall = Jorgenson (1967) によって開発され、King = Fullerton (1984) によって精度が高められたもので、その測定は実効税率を計測する際に、理論モデルを使用し、税法で最も重要と予想される側面と、行動反応の最も重要な種類を考慮するものである。しかし実行可能にするためには、その重要な税法や企業行動の多くの側面が無視されているため、省略された要因が、実効税率の計測にとって、大きな影響を与えないとは言えない。過去の文献で報告された高い実効税率と低い税収に対するこの解釈は、これらの除外された問題がとても重要で、新規投資に対する実際の実効税率が非常に低いものであると考えることができる。

もう一方の計測方法で Feldstein = Summers (1979) に用いられているものは、平均実効税率を法人納税額を使って計算するというものである。この計測方法は法人納税額を使い、税法のいかなる側面も、企業行動のいかなる局面も、自動的に含まれている。限界実効税率と比べ、平均実効税率に期待されているのは、結果として得られた平均実効税率が、投資をするインセンティブの多くの複雑性による影響について、適切な計測を提供してくれるというものである。しかし、平均実効税率は過去重視の計測で、将来投資に対する税の影響を間違った方向へ導く恐れがあるという欠点がある。

次に Roger = Kalambokidis = Slemrod (2004) では、Hall = Jorgenson (1967) で提案されのちに King = Fullerton (1984) によって改良された限界実効税率と、Feldstein = Summers (1979) によって計測されている平均実効税率、ここで提

案された新しい計測方法である GKS 実効税率の3つの測定方法について比較している。この新しい測定方法である GKS 実効税率は、当初 Gordon= Slemrod (2004) が資本所得に課税することで集められる純税収を見積もるために開発されたアプローチに基づいている。純税収は、もし、すべての金融所得が免税されるとすれば、新規投資が減価償却費として控除されるのではなく、新規投資費用がそのまま経費として計上される場合、どれだけ税収が変化するかを計算することによって見積ることができる。ミード委員会の報告書で示されているように、投資額がそのまま控除される R ベース税は、貯蓄や投資の決定は歪められない。理論的にこの測定は、税法のいかなる全ての複雑性及び全ての行動反応の影響を捉える。

これらの3つの測定方法は、最も単純な設定では、新規投資に対する実効税率は同じになり、正しい見積もりを計測することがわかった。次に、より複雑な設定である、転売、リスク、純利益、借入れによる資金調達、会社組織の選択等では実効税率がどのように違うのかを理論的に検討している。

平均実効税率は、リスクと純利益が考慮されると、法定税率の方へ大きく偏る。限界実効税率は、実効税率を過大に見積もることがわかった。高い実効税率と低い歳入の差は、主にこの実効税率の偏りが原因であり、GKS 実効税率が最善のアプローチであることを示唆している。しかし GKS 実効税率は税法の下の納税額の事後的データに依存しているので、既存の法律に対して提案されている改正の影響を評価するのに利用できず、また、改正間もない法律を反映することもできない。

GKS 実効税率は、複雑な設定では限界実効税率と同じ結果であったが、限界実効税率では除外されていた税法を自動的に捉えていることから、実効税率の計測方法の一つとしても良いのではないかという結論に至っている⁶¹。

2.2 GKS 実効税率

GKS 計測方法は、実際の税制の下で集められた税収と、投資や貯蓄に対して中立で歪みのないキャッシュ・フロー法人税が集めるであろう税収との差が、

⁶¹ Roger et al.[2004]では、理論的に述べているだけで、実証分析はしていない。

税の歪みであるとする考え方を取り入れている。そして、限界実効税率の税の歪みの部分に、現行税制下での税収とキャッシュ・フロー税制下での税収との差を使うことによって、GKS 実効税率を定義している

以下、GKS 実効税率の計測方法について説明する。

TCを既存の税制の下で徴収された税金とする。TRをキャッシュ・フロー法人税のR-ベースの下で徴収されたであろう税金とする。GKS 実効税率の計測は、設備投資を歪めないキャッシュ・フロー税のR-ベースと現行法の下で集められた税とを比較することに着目した。この違いは、金融資産（配当、利子、キャピタルゲイン）からの税収や控除から集められた正味の税収と、新規投資額（取得価格）を一括で計上する代わりに、減価償却として新規投資額をその資産が使用できる期間にわたって費用配分することによる税収入額との和の影響に等しい。ここでは個人税のない法人部門のみからなる経済の中で、この計測を考慮する。すると、以下の数式が成り立つ。

$$TC_t - TR_t = u \left(I_t - \int_{s=0}^{\infty} d_{s,t-s} I_{t-s} ds \right) \quad (1)$$

u は法人税率、 $d_{s,t-s}$ は、 s 年からの資本財で、 $t-s$ 年に有効であった税法に基づいて購入されたものに対する経済的減価償却である。 $t-s$ 年の購入された資本財は I_{t-s} として記される。

税法は変わらず、実質投資は r 率で成長していると仮定すると、これらは、 $u(r+d)(1-z)K = \Delta K$ となり、 Δ は $u(r+d)(1-z)$ と定義される。 K は資本ストックである。 m_{GKS} を測定するために、以下の定義をおく⁶²。

$$m_{GKS} = \frac{(TC_t - TR_t)/K}{(1-u)r + (TC_t - TR_t)/K} \quad (2)$$

このように定義をおくことによって、税金が投資の阻害要因となることを正しく特定化している。 m_{GKS} について、現行税制がR-base税制であり、 $z=1$ ならば、 $TC_t - TR_t$ は等しく、 u や r の値にかかわらず $m_{GKS} = 0$ となる。また、もし、経済的減価償却が減価償却制度と一致するならば、 $z = d/(r+d)$ 、 $m = m_{GKS} = u$ となる（ Z は、取得費用1ドル当たりの減価償却控除の現在価値である）。

⁶² 補論の(3')式の Δ （税の歪み）のところに、 $(TC_t - TR_t)/K$ を税の歪みとして代入している。

2.3 GKS 実効税率の符号条件について

次に、GKS 実効税率の符号条件について考えてみよう。これらをまとめたものが表 5-1 である。説明を簡単にするために、 $(TC - TR)/K$ を A 、 $(1 - u)r$ を B とおく。

GKS 実効税率は、法定税率が 1 の場合、または、割引率が 0 の場合に 1 となる。現実には、法定税率が 100%や、割引率が 0 になることはない為、現実的でない (①)。

GKS 実効税率が 0 より大きくなるのは、現行法人税額よりキャッシュ・フロー法人税額が大きい場合 ($TC > TR$)、キャッシュ・フロー法人税額が還付の場合 ($TR < 0$)、または、現行法人税額がキャッシュ・フロー法人税額より小さく ($TC < TR$)、かつ、 A の絶対値が B より大きい時である (②)。

GKS 実効税率が 0 とは、どのような時に計測されるのか。これは現行法人税制がキャッシュ・フロー法人税制と同じ時、すなわち歪みのない世界 ($TC - TR = 0$) ではこのような結果になる (③)。

GKS 実効税率が負になる場合は、現行法人税額がキャッシュ・フロー法人税額より小さく ($TC < TR$)、 A の絶対値が B より小さい時である (④)。

表 5-1 GKS 実効税率の符号条件

$m_{GKS} = \frac{(TC_t - TR_t)/K}{(1 - u)r + (TC_t - TR_t)/K}$		
①	$m_{GKS} = 1$	$u = 1$ $r = 0$
②	$0 < m_{GKS}$	$TC > TR$ $TR < 0$ $TC < TR$ かつ、 $ (TC - TR)/K > (1 - u)r$
③	$m_{GKS} = 0$	$TC - TR = 0$
④	$m_{GKS} < 0$	$TC < TR$ かつ、 $ (TC - TR)/K < (1 - u)r$

3 分析方法

使用データは日経財務データで、そこには、東京、大阪、名古屋、JASDAQ など証券取引所の上場全社、および非上場の有価証券報告書提出会社（東証外国部及び銀行・証券・保険会社は除く）の4,943社（2008年度現在）が掲載されている⁶³。

分析期間は1987年度から2008年度で、各年度の黒字法人⁶⁴を抽出して計測する。今回分析に使うデータの各年度の会社数と、赤字法人、黒字法人の数は表5-2に、分析に使用するデータの記述統計は表3にまとめている。赤字法人数は年度によって変動しているが、1992年以降に赤字法人比率が10%を超え、2001年度には約32%となっている。そして、そこからまた15%前後に減少するが、2008年度は最高の約36%となっている。今回の年度ごとの黒字法人は、約2600~3500社で、極端に少なかったり多かったりした年度はない。

表5-3の記述統計を見ると、税金等調整当期純利益と法人税・住民税及び事業税は、黒字法人抽出のために0以上としたため、最小値1となっている⁶⁵。

TR_t の推計について、GKS実効税率では資本課税を見積もるために開発されたため、Rベースを使っているが、キャッシュ・フロー法人税の課税ベースは、実物取引による資金収支であるRベースと、長期や短期の借入れとその返済及び金融資産の売買により資金収支に利子の受取利子を加え、支払利子を引くFベースを加えたR+Fベースの方が、より現実に即しているため、本章の分析ではR+Fベースを採用する。

『ミード報告』で提案されているキャッシュ・フロー課税ベースを、ここでは日経財務データの貸借対照表、損益計算書のデータから試算する。また、「税引前利益」をもとに、現金の流出入を試算していく。一例として、設備投資（有形固定資産の購入）は、現金で購入すれば同額の資金の流出が生じるが、費用は減価償却によって計上される。したがって、キャッシュ・フローを求めるに

⁶³ 2009年度のデータがまた不完全なため、ここでの計測は2008年度までとする。

⁶⁴ ここでの黒字企業とは、「税金等調整当期利益」>0かつ「法人税・住民税及び事業税合計」>0の企業である。

⁶⁵ 本論文での実際に使う分析データの勘定科目の表記は、日経財務データに準ずる。また日経財務データの単位は百万円である。

表 5-2 分析会社数と赤字法人

	黒字法人	赤字法人	会社数		黒字法人	赤字法人	会社数
1987	2,603	134	2,737	1998	2,966	904	3,870
1988	2,766	70	2,836	1999	3,158	844	4,002
1989	2,874	62	2,936	2000	3,124	1,010	4,134
1990	2,969	96	3,065	2001	2,876	1,346	4,222
1991	2,983	187	3,170	2002	3,208	1,032	4,240
1992	2,845	424	3,269	2003	3,545	645	4,190
1993	2,805	515	3,320	2004	3,567	598	4,165
1994	2,946	463	3,409	2005	3,475	626	4,101
1995	3,145	397	3,542	2006	3,429	625	4,054
1996	3,310	372	3,682	2007	3,200	752	3,952
1997	3,207	575	3,782	2008	2,456	1,361	3,817

出所) 日経財務データより作成。

表 5-3 記述統計量

単位: 数、百万円

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
税金等調整当期純利益	67457	1	2,227,071	4,998.61	24,827.31
償却対象有形固定資産	67457	0	9,943,842	29,569.01	237,834.93
cash flow taxbase	67457	-1,211,513	4,331,479	2,873.94	29,177.79
cash flow 法人税額	67457	-561,755	1,770,136	1,281.91	12,466.42
法人税・住民税及び事業税合計	67457	1	499,500	2,122.81	9,377.02
支払手形・借入金(短期、長期含む)	67457	0	4,584,900	31,270.31	152,131.30
支払利息・割引料	67457	0	566,936	1,633.61	12,859.76

出所) 日経財務データより作成。

は、減価償却を足し戻して資産購入額を資金流出額としなければならない。また引当金等への繰入れも資金の流出を伴わないので、キャッシュ・フロー計算の際には費用として計上されている引当金繰入額を足し戻さなければならない。

財務データをキャッシュ・フロー課税ベースに変換するために、田近・油井(2000)に倣い、以下のように試算する。なお、式中の△は対前期変化額で、「当期」－「前期」で算出している。

R ベース⁶⁶ :

$$\begin{aligned} R = & \text{税引前利益} + \text{キャッシュ調整} + \Delta \text{引当金} \cdot \text{準備金} + \text{減価償却費} \\ & + \text{繰延資産当期償却額} - \text{固定資産純購入額} - \text{棚卸資産純購入額} \\ & - \text{研究開発費等繰延資産購入額} \end{aligned} \quad (3)$$

$$\begin{aligned} \text{キャッシュ調整} = & - \text{前期役員賞与} - \Delta \text{受取手形等} + \Delta \text{支払手形等} \\ & - \text{固定資産売却益 (純)} - \text{棚卸資産売却益 (純)} - \text{受取利息} + \text{支払利息} \\ & - \text{受取配当} - \text{有価証券売却益 (純)} + \text{有価証券評価損} + \text{租税公課} \\ & + \Delta \text{未払法人税等} \end{aligned} \quad (4)$$

F ベース :

$$F = [\text{調整後負債増分}] - [\text{調整後資産増分}] + [\text{受取利息} - \text{支払利息}] \quad (5)$$

$$\begin{aligned} \text{調整後負債増分} = & \Delta L - \Delta \text{引当金} \cdot \text{準備金} - \Delta \text{支払手形等} - \Delta \text{未払法人税等} \end{aligned} \quad (6)$$

$$\begin{aligned} \text{調整後資産増分} = & \Delta A - \Delta \text{受取手形等} - \Delta \text{固定資産} - \Delta \text{棚卸資産} \\ & - \Delta \text{投資有価証券 (株式)} \cdot \text{出資金} + \text{有価証券売却益 (純)} \\ & - \text{有価証券評価損} \end{aligned} \quad (7)$$

ΔL = 負債の対前期変化額

ΔA = 資産の対前期変化額

法人税率 u は、『財政金融統計月報：租税特集』より、表面税率を足し合わせた財務省型実効税率を使った。TR は上記の R ベース、F ベースをあわせた R+F ベースのキャッシュ・フロー課税ベースを計測し、それぞれの年度の財務省型実効税率を掛け合わせて求める。TC は、実際に支払った日経財務データの法人税、住民税及び事業税を使う。

次に、割引率 r は、個々の企業が直面している利子率を推計するために、下記の式に従って計算した。

$$r = \frac{\text{支払利息} \cdot \text{割引料}}{\text{支払手形} + \text{短期借入金} + \text{長期借入金} + \text{長期支払手形}} \quad (5)$$

⁶⁶ 棚卸資産純購入額、棚卸資産売却益 (純)、研究開発費等繰延資産購入額については、日経財務データに収録がなかったため、ここでの計測から省いている。

Kについては、建物・構築物、機械装置及び運搬具、工具・器具及び備品、リース資産、その他償却対象有形固定資産を足し合わせた償却対象有形固定資産を使った。

4. 計測結果

4.1 年度ごとの GKS 実効税率

図 5-1 は、実際に計測したキャッシュ・フロー税額の推移である。CF 黒字税額とは、キャッシュ・フロー課税ベースが黒字だけのものを加算して財務省型実効税率を乗じて推計した税額である。CF 赤字税額は、キャッシュ・フロー課税ベースが赤字で、キャッシュ・フロー税で考えると税が還付されるということであるため、マイナスとなっている。CF 税額とは、キャッシュ・フロー課税ベースを赤字と黒字に分けずに加算し、それに財務省型実効税率を乗じて推計した税額である。

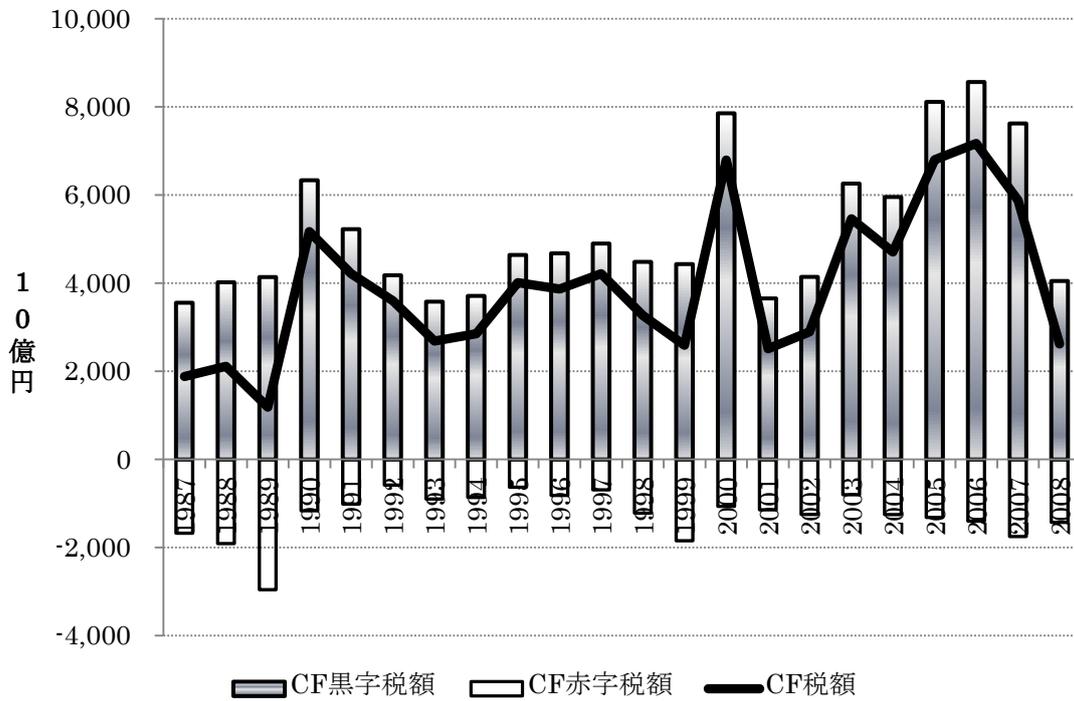
現行法人税制は、投資をしてもそれを減価償却費として費用化するため、比較的安定的な税収が見込めるが、キャッシュ・フロー法人税は年度によって大きく変動していることがわかる。

図 5-2 は、GKS 実効税率の推移を表したものである。GKS 実効税率は、各年度の法人税・住民税及び事業税の合計から、キャッシュ・フロー課税ベースの合計と財務省型実効税率の積から求めたキャッシュ・フロー税額を差し引き、それを各年度の償却対象有形固定資産で除したものの、というように、各年度の合計値から推計している。

GKS 実効税率の大きさは、安定的な現行法人税額から、変動するキャッシュ・フロー法人税額の差を使っているため、現行税制の歪みを表している。そして、これもまたキャッシュ・フロー法人税のように変動している。2000 年度の GKS 実効税率は、1.7%で他の年度と比べて小さい値になっている。2000 年度は現行法人税額とキャッシュ・フロー法人税額が近い値で、 $(TC - TR)/K$ が極端に小さくなっているため、GKS 実効税率が 0 に近い値になっている⁶⁷。

⁶⁷ 2000 年度はキャッシュ・フロー課税ベースのプラス項目となる投資有価証券の値が他の年度と比べて極端に大きい為、キャッシュ・フロー法人税額が現行法人税額に近い値となっている。

図 5-1 キャッシュ・フロー法人税額の推移



出所) 日経財務データより作成。

図 5-2 年度別 GKS 実効税率の推移



(注) 日経財務データより作成。

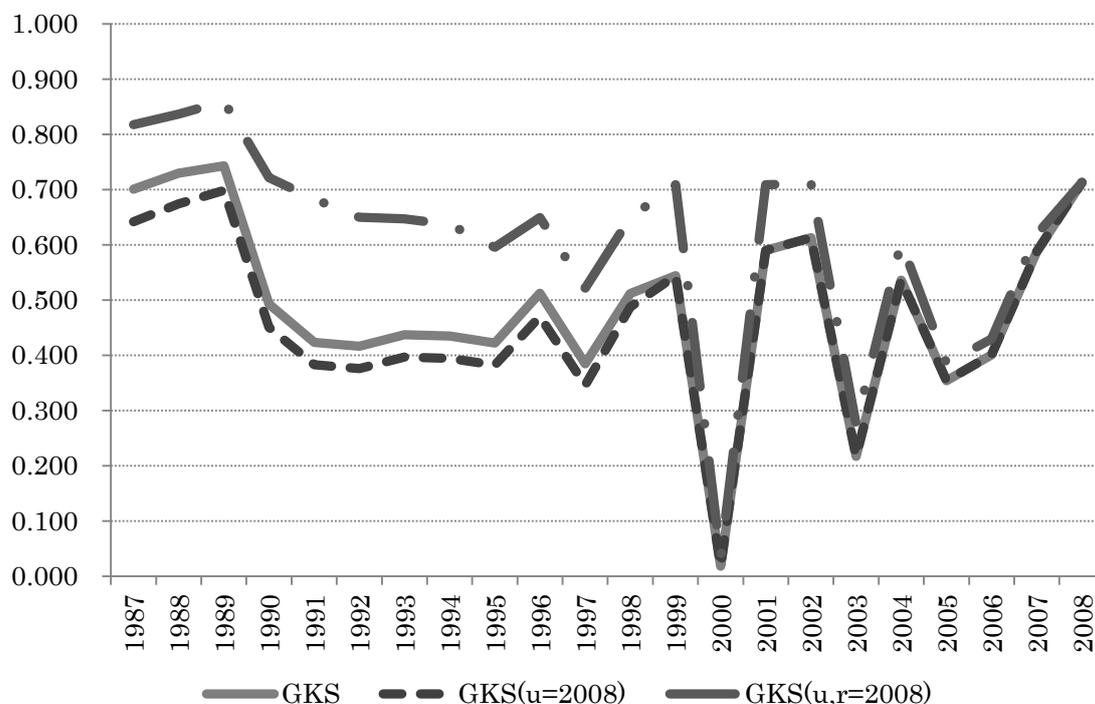
上記の GKS 実効税率には、割引率 r や法人税率 u の値が影響する。そこで、現行税制がキャッシュ・フロー法人税制とから乖離していることによる部分を抽出するために、図 5-3 では、 r 、 u を一定に、GKS 実効税率にどのような影響を与えているかを見た。

図 5-3 では、それぞれの年度の r や u を 2008 年度と同じ値として推計したものである。2008 年度の u は 40.87% で、1999 年度からずっと同じ税率であるため、1999 年度以降の u の GKS 実効税率に対する影響は 0 である。次に、各年度の r を 2008 年度と同じ 2.36% として計測すると、 r の影響で GKS 実効税率は小さく計測されていることがわかる。

GKS 実効税率を変動させていた要因 (u 、 r) を取り除いてみても、2000 年度以降大きく変動しているが、GKS 実効税率が小さくなっていることがわかる。

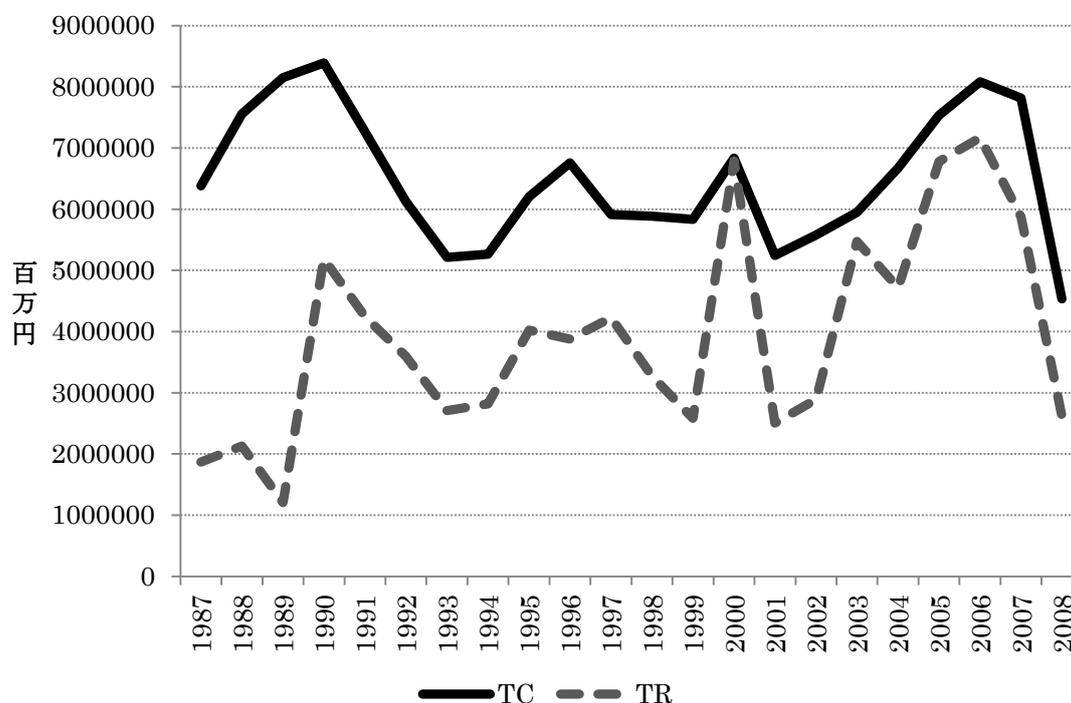
図 5-4 は現行法人税額とキャッシュ・フロー法人税額の推移である。現行法人税額とキャッシュ・フロー法人税額との差が、2000 年度以前より 2000 年度以降の方が小さくなってきていることが見て取れる。

図 5-3 年度別 GKS 実効税率の要因



出所) 日経財務データより作成。

図 5-4 現行税人税額とキャッシュ・フロー法人税額の推移



出所) 日経財務データより作成。

1998年度税制改正において課税ベースと税率の両面にわたる法人税改革が行なわれた。その内容は、経済活動に対する法人税の中立性を高めることにより企業の競争力を維持・確保する観点から、「課税ベースを拡大しつつ、税率を引き下げる」というものであった。

この税制改正により、経過措置を経て現行法人税がより中立的な税制になったために、その影響が出てきていると考えられる⁶⁸。

4.2 業種別 GKS 実効税率

次に、業種別の GKS 実効税率はどのようになっているのだろうか。業種別 GKS 実効税率の推計は、年度ごとの変動の大きいキャッシュ・フロー法人税を使っているため、単年度で求めても、それが各業種の特徴を表していると言いはし難く、単年度で求めるのは困難である⁶⁹。そこで何らかの平均化が必要とな

⁶⁸ 1998年度税制改正については、付表参照。

⁶⁹ 詳しくは、林田(2011)参照されたい。

り、単年度で GKS 実効税率を推計するのではなく、より長期の累積額で比較しなければならない。また、その際、各年度のキャッシュ・フローを単純に合算するのではなく、割引現在価値に直して推計するべきである。

本章では、1987 年度から 2008 年度の 22 年間で、2008 年度の現在価値に換算して累積し、業種別 GKS 実効税率を計測する。割引率としては、『財政金融統計月報』、『法人企業統計年報』から全業種の借入金利 22 年間の平均値 3.50% を用いた。

このようにして計測した法人税、住民税及び事業税の合計、キャッシュ・フロー課税ベースの割引現在価値の合計と 2008 年度の財務省型実効税率の積から、割引現在価値であるキャッシュ・フロー法人税額を求め、割引率 r も (5) 式の勘定科目をそれぞれ割引現在価値に直して累積計算したものを使って推計した GKS 実効税率が図 5-5 である。

通信の GKS 実効税率が 6.4%、電力・ガスが 9.4%、海運・空運・陸運・運輸・倉庫が 19.6% と小さい値で、また、GKS 実効税率の最大値は、その他金融の 95.7% で、鉱業の 87.7%、建設の 86.8% と続く。

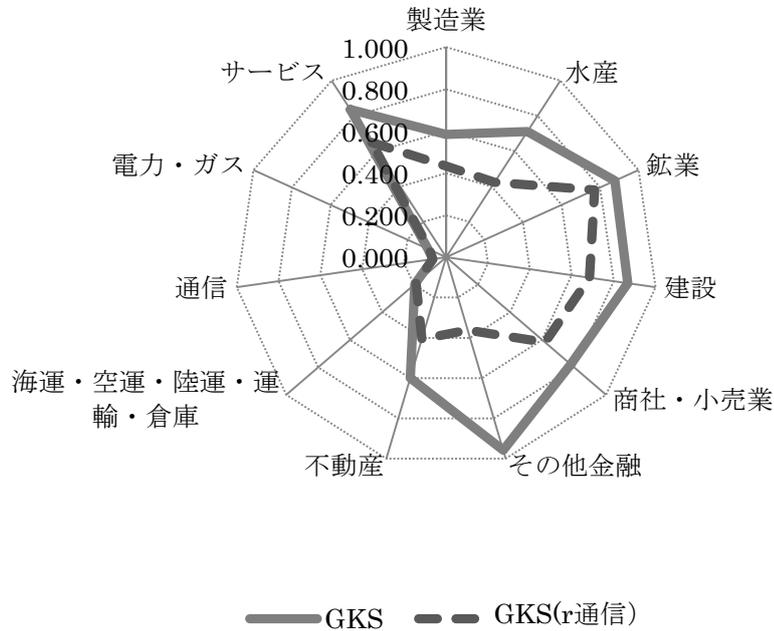
次に年度別と同じように、業種別 GKS 実効税率の違いは、現行税制とキャッシュ・フロー法人税制の歪みなのか、もしくは、 r 、 u の歪みなのかをしてみる。

業種別 GKS 実効税率を推計する時には、年度別とは違い、 u の値はどの業種も同じ 2008 年度の財務省型実効税率 40.87% を使っているため、業種間での u の影響は同じである。

そこで r の影響を見るために、GKS 実効税率が最小である通信の $r=0.112$ を 11 業種すべてに当てはめて推計した。その他金融の r の値は、11 業種中一番小さい 0.003 であったが、11 業種中一番大きい通信の 0.112 にしたため、 r の影響を取り除くと現行法人税制と CF 法人税制との違いが業種別の中で、それほど大きくなかったことがわかる。

以上の結果より、通信、電力・ガス、海運・空運・陸運・運輸・倉庫の業種が、比較的キャッシュ・フロー法人税制に近くなっていると考えられる。

図 5-5 業種別 GKS 実効税率の推移



出所) 日経財務データより作成。

5 むすび

法人税の計測方法として、限界実効税率や平均実効税率があるが、本章では GKS 実効税率を使って、現行法人税制の歪みを計測した。GKS 実効税率とは、Hall = Jorgenson(1967)によって開発された限界実効税率を改良し、税の歪みとして、現行法人税とキャッシュ・フロー法人税との差を用い、限界実効税率では無視されていた税法や企業行動等の影響を含むものである。したがって、GKS 実効税率を計測することによって、現行法人税制の負担の歪みをみることができた。

年度別でみると、1987 年度から 2008 年度 までの GKS 実効税率では、u の影響は小さかったが、2000 年度以前の r の影響は大きく、u、r の影響を一定にすることによって、2000 年度以降の GKS 実効税率が大きく変動していることがわかった。これは、より中立的な税制にするために、税率と課税ベースの両方を見直した 1998 年度税制改正の成果が、経過措置を経て、影響してきているものと思える。

次に業種別の GKS 実効税率を推計した。業種別の GKS 実効税率を推計する際に、GKS 実効税率は年度によって大きく変動するため、単年度で見ることはいできない。そこで平均化するために、1987 年度から 2008 年度までの累積値を、2008 年度の割引現在価値に直して集計し GKS 実効税率を求めた。年度別で見たのと同じように、現行税制がキャッシュ・フロー法人税制と乖離していることによる部分を抽出すると、通信、電力・ガス、海運・空運・陸運・運輸・倉庫の業種において、GKS 実効税率が比較的キャッシュ・フロー法人税制の下での税率に近くなっていることがわかった。

現行法人税制には、税負担率の不公平があり、税負担率が小さい業種や大きい業種がある。これらの違いについて、何が要因となっているのかを探り、税負担率の歪みを小さくしていく為に、適正な課税ベースの見直しをしていかなければならない。

補論

限界実効税率

新規投資に対する実効税率の計測として、広く使われている計測方法として Hall = Jorgenson (1967)⁷⁰がある。Hall = Jorgenson (1967) は利潤最大化の企業ならば、資産によって生み出された利潤の割引価値が、その資産を取得するための費用を上回る限り、新たな資産を購入すると言っている。そのような企業は限界生産に対する利潤の割引現在価値が、取引費用と等しくなるまで投資を続ける。1 単位の資本財の税引前価格を正常化するための最大化問題は以下のように表すことができる。

$$\text{Max } f(K) - (r + d)K$$

ここでの r は割引率で、 d は資本財の経済的減価償却率である。限界投資は以下の条件によって特徴づけることができる。

$$f'(K) - d = r \quad (1)$$

(1)の左辺は資本 1 単位の年間純収益である。均衡では、企業の株主のための貯蓄に対する限界収益 r と等しい。次に法人税を導入する。投資によって生み出された収入は法人税率 u で課税される。その上、固定資産を購入することは、減価償却控除（投資税額控除は無視する）ができる。減価償却控除によって生み出された節税の割引現在価値を、その資産の取得費用の減少として考えることは有益である。 z を取得費用 1 ドル当たりの減価償却控除の現在価値とすると、 uz は新規投資 1 ドルから生じる節税の現在価値となる。この結果、新規投資 1 ドルの資金調達をするために投資家から集める必要があるのは、 $(1 - uz)$ ドルだけである。同様に、 $d(1 - uz)$ ドルしか置換支出を集める必要はない。

$$f'(K) = \frac{(r + d)(1 - uz)}{(1 - u)} \quad (1')$$

これは以下に書き直すことはできる。

$$f'(K) - d = r + \frac{u(r + d)(1 - z)}{(1 - u)} \quad (2)$$

⁷⁰ のちに King and Fullerton[1984]によって、主に資金調達を考慮することによって拡大された。

第2項は税の歪みを捉え、資産に対する純収益と、投資家の貯蓄に対する限界収益率を測定している。簡易にするために、 $\Delta \equiv u(r+d)(1-z)$ と置く。 Δ を費用の増加よりもむしろ、減価償却を使用した結果の余分な支払うべき税額として考え、これらの余分な税を支払ながら、かつ、投資家に対して r という利益を生むには、企業は法人税を引かれる前に余分の $\Delta/(1-u)$ を稼ぐ必要がある。

実効税率 m_{HJ} とすると、

$$(f'(K) - d)(1 - m) = r \quad (3)$$

(2)(3)より

$$m_{HJ} = \frac{\Delta}{(1-u)r + \Delta} \quad (3')$$

このモデルは、新古典派理論に基づいており、完全情報、完全競争、限界投資に対する超過利潤 0、税法の変化なしとリスクなしのような厳しい仮定をおいている。法人税制の税率は取り入れているが、それ以外の税制や企業行動を無視している。このように、実際に推計する際に、その重要な税法や企業行動の多くの側面が無視されているため、省略された要因が、実効税率の計測にとって、大きな影響を与えないとは言えない。

平均実効税率

多くの研究では限界実効税率の近似値として平均実効税率を採用している。このアプローチの例として、Feldstein = Summers (1979) は実際に支払われた法人税額を計算し、会計データを使って実効税率を計測している。

単純な設定では、

$$T_t = u \left[f_t(K_t) - \int_{s=0}^{\infty} d_{s,t-s} I_{t-s} ds \right] \quad (4)$$

$d_{s,t-s}$ は、 s 年からの資本財で、 $t-s$ 年に有効であった税法に基づいて購入されたものに対する減価償却控除である。 $t-s$ 年の購入された資本財は I_{t-s} として記される。すると、実効税率 m_{FS} は、以下ようになる。

$$m_{FS} = \frac{T_t}{(f_t(K_t) - dK_t)} \quad (5)$$

平均税率は比較的簡単に計算できるが、新規投資に対する限界実効税率の近

似値として、なぜ良くないのかについては多くの理由がある。例えば、平均実効税率は過去を重視する。つまり、企業はそれまでの期間に渡って行われた投資に依存するということである。時間を経つとともに、税法が変化すれば、将来の投資は過去の投資とは違う体制に直面することになるが、過去重視の計測は、将来投資に対する税の影響を間違った方向へ導く。また、企業の利益が高いと、繰越欠損などの制度を使って、実際の利益と違い、納税義務がないという結果になる場合もありうる。その結果、平均実効税率は、新規投資への誘因に対する課税の影響を低く評価する可能性がある。

終章

わが国の法人所得税は、先進国の中で米国に次いで高い水準にあり、社会経済構造の変化や国際競争力などの観点から、課税ベースの拡大等により財源確保を図りつつ、税率引下げの必要性が指摘されている。

このような中で、1987年から2003年までに42%→40%→37.5%→30%→28.05%と税率の引下げが行われた⁷¹。課税ベースに関する抜本的改革は、1965年度より手つかずであったが、1998年度税制改正において、社会共通の費用を賄うための負担は、できるだけ国民が広く公平に分ち合うことが望ましいこと、また透明性の高い法人税制を構築すべきだ、といった公正・中立・簡素の基本原則に基づいて、課税ベースを見直すことが、企業活力の発揮や新規企業・産業の創出、資源配分の変更を通じた経済全体の効率の向上など、経済社会構造の改革に資すると考えられ、法人所得税の課税ベースの大幅な見直しと法人税の基本税率の引下げが併せて行われた。

本論文では公平性の視点から、税負担の格差に焦点をあてて、①1998年度税制改正を通じて、公平性の面から法人税負担がどのように改善されてきたのかを考察し、②企業規模による税負担の公平性、③公益法人の中での公平性について検証する。

これらを検証するために、各章で税負担の代表的な指標である、平均実効税率、限界実効税率、キャッシュ・フロー法人税、GKS実効税率の計測方法によって税負担を推計し、法人税負担の格差について検証した。法人税制について、税率だけでなく、税制も取り入れて検証している。

まず①について、1998年度税制改正前と後の税負担率の公平性について考察したことをまとめると、平均実効税率、GKS実効税率での検証結果では、1998年度税制改正は業種間での税負担の格差を小さくしている、つまり改正前よりも公平性は改善されているという結論がでた。限界実効税率については、大法人と中小法人での実効税率の格差は検証できたが、1998年度税制改正の評価ができなかった。しかし理論的に考えると、1998年度税制改正で課税ベースを拡

⁷¹ 2012年に法人税率は25.5%に引き下げられたが、復興特別法人税が既存の法人税額に10%を上乗せされるため28.05%となっている。

大したことは、業種間の税負担格差を縮小されるため、その改正は評価することができる。以上のことから、1998年度税制改正は、公平性の観点より評価できるのではないか。

以下で詳しく見ると、第1章では日経財務データを使い、税率と課税ベースの両方を考慮した各企業ごとに推計した平均実効税率の税負担率を計測した。

日経財務データの収録会社は2007年度で3965社あり、わが国の申告会社数全体の0.15%に過ぎないが、法人税収はわが国の税収の54.17%を占めることから、このデータからの結果は法人税について主要部分を表していると言える。この分析の特徴は、税率だけでなく、財務データを使うことによって、税制もきちんと取り込んで分析していることである。

この日経財務データから計測した平均税負担率は、1966年度から2007年度までを通じて財務省型実効税率より低い水準で推移している。また1998年度税制改正以降、平均税負担率は財務省型実効税率に近づいてきている。このことは、財務省型実効税率（表面税率）は先進国の中で米国に次いで高いとされているが、税負担に関して、実際はそうでもなかったと言える。税制改正後も、平均税負担率が財務省型実効税率に近づいてきているが、更に課税ベースを拡大することで、まだまだ税率を下げる余地があると考えられる。

業種別税負担率については、業種間での税負担格差があることがわかった。その格差は、1998年度税制改正以前の方が小さく、税制改正後の方が大きいという結果になった。課税ベースの拡大によって、業種別税負担率の格差は改善されなかったのか。税制改正後の税負担率格差を、税率と課税ベースによるものと、繰越欠損金などの租税特別措置によるものにおいて分析した結果、業種別の税負担率格差が課税ベースの拡大によって改善されており、公平性は達成されつつある。そして現在の業種別税負担率の不公平は、繰越欠損金などの租税特別措置によるものであった。

企業活力の発揮や新規企業の創出などのために、税負担がより多くの企業の間で負担され、公正・公平で透明性の高い税制を構築するためには、企業間・業種間の税負担に格差があってはならない。近年の税制では、繰越欠損金の使用制限が7年から9年に延長されたり、成長戦略として新規設備投資の即時償却が提案されるなど、投資や資金調達に対して中立であるキャッシュ・フロー

課税ベースに近づいている傾向がある。そこで現行法人税をキャッシュ・フロー法人税に替えた場合、業種間の税負担はどのように変化するかをみた。

第4章では、先行研究では考慮されていなかったキャッシュ・フロー課税ベースが赤字の場合の還付する税金も考慮したキャッシュ・フロー税率を推計した。推計したキャッシュ・フロー法人税率は、年度によって大きく変動したが、それはキャッシュ・フロー課税ベースが、投資を実施した年度に一括して資金流出とするので、年度ごとの変動は大きくからである。なおかつ、キャッシュ・フロー税率は、財務省型実効税率や平均実効税率よりも高く推移する結果が得られた。キャッシュ・フロー課税ベースは現行の課税ベースより狭く、その大きな原因としては、キャッシュ・フロー課税ベースが赤字のものも考慮しているためと考えられる。

このように、課税ベースが小さくなるために高い税率になり、またその変動も大きいことから、現行の法人税からキャッシュ・フロー法人税に置き換えた時の税率を、単年度で求めるのは困難で、長期の累積額で比較しなければならない。先行研究では10年間の累積額でキャッシュ・フロー税率を推計していたが、10年間ではキャッシュ・フロー法人税の変動が掴みきれないことがわかったため、1987年度から2008年度の22年間を、2008年度の現在価値に換算して累積額とした。累積して得られたキャッシュ・フロー法人税率は、現行法人税率よりも高い結果となった。理論的には同じ税金を得るために、現行法人税もキャッシュ・フロー法人税も、最終的には同じ税負担率になるはずが、22年間という長期の累積額で推計しても、業種間で現行法人税とキャッシュ・フロー法人税の税負担率が異なっていたことから、キャッシュ・フロー法人税導入時のキャッシュ・フロー法人税率を計測する場合は、22年間より長期で計測しなければならない。

キャッシュ・フロー法人税の業種間の格差は、現行法人税の歪みであると考えられる。どのような業種の負担が増減するのだろうか。

「その他金融」は、キャッシュ・フロー法人税を導入することによって負担減になる業種であり、「電力・ガス」は、負担増となる業種であることがわかった。その要因として、「その他金融」は、例えば受取手形や売掛金などが多く、それらは現行税制であれば課税ベースに算入されるが、実際の現金流入で

はないためにキャッシュ・フロー課税ベースに算入されず、税負担率が低くなったと言える。「電力・ガス」は、初期の頃に多額の投資が行われ、キャッシュ・フロー課税ベースの元では税額も還付になるが、今回分析した期間では、新規投資が少なく、今までの投資から大きな利潤が生みだされているために、税負担率が重くなっていると考えられる。

第 5 章では、限界実効税率や平均実効税率とは違った指標として Gordon = Kalambokidis = Slemrod.が開発した GKS 実効税率を計測した。GKS 実効税率とは、現行の課税ベースで徴収された法人税額と、キャッシュ・フロー課税ベースだった時の税額の差を税の歪みとして考えられている推計方法である。現実の税額を使うことによって、限界実効税率では除外されていた税制の要素を自動的に捉えるという利点がある。GKS 実効税率の大きさは、安定的な現行法人税額から、変動するキャッシュ・フロー法人税額の差を使っており、それが現行税制の歪みを表している。よって、現行法人税制がキャッシュ・フロー法人税制と同じ時、つまり歪みのない世界 ($TC - TR = 0$) では、GKS 実効税率が 0 になる。1987 年度から 2008 年度の GKS 実効税率は、大きく変動していた。GKS 実効税率を変動させる要因として、利子率や法定税率があるが、これらを取り除いても変動していたことから、現行法人税とキャッシュ・フロー法人税の差、つまり、税の歪みの方が大きいと考えられる。その中で、現行法人税額とキャッシュ・フロー法人税額の推移を見ると、その格差が 2000 年度以前より 2000 年度以降の方が小さくなっていた。これは 1998 年度税制改正の経過措置を経て、現行法人税が、より公平的な税制になったことを表している。

次に 1987 年度から 2008 年度の 22 年間で、2008 年度の現在価値に換算して累積し、業種別 GKS 実効税率を計測した。GKS 実効税率に影響を与える利子率や法定税率の要因を取り除くと、通信、電力・ガス、海運・空運・陸運・運輸・倉庫の業種が、比較的キャッシュ・フロー法人税制に近くなっていると考えられる。この結果も 1998 年度税制改正の影響であると言える。

②の企業規模による税負担の格差については、第 3 章で検証した。わが国の法人税制は、企業の規模によって税制が違いますが、そのことを限界実効税率モデルの理論的フレームワークに組み込んで分析した先行研究はない。限界実効税率モデルに細かい税制を全て取り入れるために、King=Fullerton 限界実効税率

モデルを選択し、そこへ日本のあらゆる法人税制を組み込んだ限界実効税率を構築し、理論的にどのような動きをするかを考察した。

しかし大法人と中小法人の税制の違いが格差を生むのかについて、理論的フレームワークだけではわからないため、実際のデータを入れて分析した。

法人税制度（軽減税率、留保金課税、交際費の損金参入）の違いだけを取り出してみると、中小企業は留保金課税があるため純収益率が低くなり、限界実効税率が大法人より低くなり、また、税の優遇・軽減措置などによって、大法人より限界実効税率が低くなるが、その差は小さいことがわかった。

次に大法人と中小法人の税率の違いだけを取り出してみると、中小法人は軽減税率があるため大法人税より限界実効税率も低くなり、法人税制度と軽減税率の両方によって格差が更に大きくなることがわかった。このように、企業の規模によって、税負担に格差があることが言える。

最後に③は公益法人課税の問題点を取り上げ、現状の公益法人の実態がどのようになっているのかを第2章で検証した。

その実態をみると、公益法人は規模が大きいほど黒字法人が多く、利益率も高い。収益事業をしている公益法人は、本来事業よりも収益事業のほうが多くしている公益法人が多く、それらが公益法人の税の優遇を受けるのは、一般法人との公平性に欠けると言える。また補助金をもらい、一方で、黒字を出して課税上でも優遇されている公益法人があり、このように税（軽減税率）と補助金の二重の受益があることは問題である。役員報酬についても、赤字・黒字法人に関係なく支払っており、また巨額の役員報酬を支払っているところもあり、このことは、利益分配を行っていることと同じである。また赤字法人であるのに役員報酬を支払うという営利法人では考えられないことを公益法人では行なわれており、一般法人との公平性の観点で見ると、不公平が生じていると言える。

上述のような問題を解決するために、公益法人税制は、公益事業と収益事業の両方含めて課税をし、公益事業への支援は補助金によって行うべきである。しかし本来事業も含めて課税することが困難だとすれば、現行通り収益事業のみに課税せざるを得ない。ところが、収益事業として課税の対象となる事業は限定的であり、課税を免れている潜在的な収益事業が存在する可能性が大きい。

一般法人との公平性を確保するためにも、このような潜在的収益事業も含めて課税すべきであるが、現行の限定列举方式の場合、新たな事業が展開されるたびに収益事業の範囲の見直しを行っていかなければならない。このような方式に代わるものとして、潜在的収益の大きさに着目した税率設定によって公平性を確保することもひとつの提案である。

全章を通して、法人税の公平性に焦点をあてて見てきた。1998年度税制改正で行われた大幅な課税ベースの見直しは、改正前より企業の税負担率は公平になりつつあるが、まだまだ改善の余地はある。社会のグローバル化の中で、更なる税率の引下げ、租税特別措置の問題等があるが、より公平になるような課税ベースを構築していくことも法人税制の課題である。

参考文献・資料

参考文献

邦文論文

- 1.赤塚和俊(2004)「公益法人改革の経緯と「議論の中間整理」の問題点－NPO法人課税を見据えて－」『税理』 pp.8-15.
- 2.跡田直澄編著(2000)『企業税制改革－実証分析と政策提言－』 日本評論社.
- 3.雨宮孝子(2003)「公益法人課税をめぐる改革論議の行方と展望」『税理』 pp23-29.
- 4.安藤英義監修、山本清次・長谷川定吉編集、小川一夫・中島茂喜・吉田恵子共著(2003)『勘定科目便覧』ぎょうせい.
- 5.石 弘光(1986)『税制改革をどう進めるか』 日本経済新聞社
- 6.————(1984)『財政理論』有斐閣
- 7.池部悦子(2005)「公益法人課税のあり方」『横浜商科大学地産研公報』pp.42-49.
- 8.石崎忠司(2004)「公益法人の組織改革－公益性視点からみた改革案の検討－」『商学論纂(中央大学)』第45巻第3・4号 PP177-195.
- 9.石村耕治(1992)『日米の公益法人課税法の構造』成分堂。
- 10.入山 映(2003)『日本の公益法人』ぎょうせい。
- 11.岩田暁一(2004)『経済分析のための統計的方法』東洋経済新報社。
- 12.岩田一政・鈴木郁夫・吉田あつし(1987)「設備投資の資本コストと税制」『経済分析』第107号 pp.1-72
- 13.岩本康志(1989)「日本企業の平均・限界実効税率」『ファイナンス研究』 pp.1-29。
- 14.————(1991)「法人実効税率の日米比較」『経済研究』 Vol.40 No3.4 pp.435-448
- 15.岩本康志(1991b)「配当軽減制度廃止の経済的効果－89年法人税改革の分析－」『経済研究』第42巻第2号.
- 16.上村敏之(2004)法人所得税と産業別の企業投資：再検討－Tax-adjusted Q キャッシュ・フロー『総合税制研究』第12号、pp.20-42。
- 17.臼井邦彦(2000)「キャッシュフロー法人税の課税ベース」『亜細亜大学経

- 『済学紀要』第24巻第2・3号 pp.41-58
- 18.奥田真也(2001)「銀行の貸倒引当金設定をめぐる会計政策」『一橋論叢』pp.91-103.
 - 19.貝塚啓明・石 弘光・野口悠紀雄・宮島 洋・本間正明(1990)『税制改革の潮流』有斐閣.
 - 20.加藤 寛 監修(2000)『わが国税制の現状と課題』大蔵財務協会.
 - 21.金子 宏(2010)『所得税・法人税の理論と課題』社団法人日本租税研究協会.
 - 22.神門 剛(2005)『図解 留保金課税の実務』財経詳報社.
 - 23.河野惟隆(2004)『法人税法・所得税法の経済学』税務経理協会.
 - 24.川村文彦・武田 茂(2002)『同族会社』第3版 中央経済社.
 - 25.岸田雅雄(1989)「法人税の課税ベース」『所得税・法人税の課税ベース 租税法研究第17号』租税法学会 pp.26-49. 有斐閣.
 - 26.北見 友(2003)「公益法人税制に関する一考察—収益事業課税を中心として—」『帝京大学大学院経済学年誌』pp111-145.
 - 27.黒木貞彦(2002)『法人税の基礎知識』実業之日本社.
 - 28.高馬裕子(1998)「法人税改革と限界実効税率の計測」『関西学院大学経済学研究』第28号 pp.155-168.
 - 29.小池敏範(2003)『主要勘定科目の法人税実務対策』税務研究会出版局
 - 30.児嶋 隆(2002)「金融機関の貸倒償却および貸倒引当金の考察」『産業経理』Vol.62 pp.35-43
 - 31.佐藤裕一(2003)『経営分析の基本』第3版 日本経済新聞社.
 - 32.高井家治[1989]「課税ベースの選択とキャッシュ・フロー・ベース課税」(『追手門経済論集』pp.1-56)
 - 33.高岸秀俊(2001)「貸倒引当金」『税務弘報』pp.548-553
 - 34.武田昌輔(2000)『詳解公益法人課税』全国公益法人協会.
 - 35.————(2007)『企業課税の理論と課題 二訂版』税務経理協会.
 - 36.田近栄治・油井雄二(1988)「資本コストと法人実効税率」『経済研究』pp.118-128.
 - 37.————・————(1994)「法人税と課税の中立性」(『税制改革の新設計』

- 野口悠紀雄編日本経済新聞社 pp.87-115)
38. —————・—————(1999a)「所得は課税ベースとなりうるか(下) — 企業所得課税からキャッシュ・フロー課税へ」(『税経通信』 pp.44-54)
39. —————・—————(1999b)所得は課税ベースとなりうるか(下) — 企業所得課税からキャッシュ・フロー課税へ 『税経通信』 pp.44-54.
40. —————・—————(2000a)『日本の企業課税 — 中立性の視点による分析 —』東洋経済新報社。
41. —————・—————(2000b)「資本コストと限界実効税率」『日本の企業課税』 pp.81-121.
42. —————・————— (2000c) 『日本の企業課税』東洋経済新報社。
43. 田中 治(2004)「公益法人制度改革の問題点 — 租税法の視点からみて —」『大阪府立大学経済研究』 pp.221-237.
44. 田中 豊・福嶋靖男(1992)『わかりやすい法人税申告書の書き方』中央経済者。
45. 知原信良(2003)「公益法人の現状と課税問題について」『国際税制研究』No10 pp136-152
46. 辻山栄子(1991)『所得概念と会計測定』森山書店。
47. 出口正之(2005)「公益法人改革 非営利法人制度の税制 — 正念場の制度改革 —」『社会運動』 pp22-33.
48. 出口正之(2005)「所得課税の抜本的見直し 今後の非営利法人税制と活動のあり方」『国際税制研究』第15号 pp54-62.
49. 出口正之(2009)「多様な社会のニーズに柔軟かつ迅速に応える社会の実現を — 公益法人制度改革の近傍にて (特集公益法人制度改革の衝撃 — 非営利セクターの再編なるか) 『NPO ジャーナル』第24巻 pp3-5.
50. 戸谷裕之(1986)「キャッシュ・フロー法人税の経済効果」(『経済学論究』関西学院大学経済学研究会第40巻第2号 pp.67-88)
51. —————(1994)「キャッシュ・フロー法人税の研究 — 課税ベースと経済効果 —」(『日本型企業課税の分析と改革』 pp.175-197.中央経済社).
52. ————— (1994) 『日本型企業課税の分析と改革』中央経済社。
53. 中里 実(1991)「法人課税の再検討に関する覚書 — 課税の中立性の観点から

- 」『租税法研究』第19号 pp.1-39. 有斐閣。
54. —————(2002)「公益法人課税について」公益法人有識者ヒアリング資料。
<http://www.gyokaku.go.jp/siryou/yusiki/dai2/si2-3.pdf>
55. 中島由雅(2001)「実質課税の原則と法人税法における公平の概念についての考察」帝京大学大学院経済学年誌 pp.95-107.
56. 西野 万理(1998)「法人税の経済分析」東洋経済新報社 1998
57. 野口悠紀雄(1985)「資金ベース法人税の提唱」(『E S P』No.156 pp.37-42)
58. —————(1986)『税制改革の構想』東洋経済新報社
59. —————・藤井真理子(2000)「キャッシュフロー法人税の検討」『税研』第15巻第6号、日本税務研究センター、pp.53-57.
56. 袴田正美 袴田幸江(1999)『経理勘定科目のことがよくわかる事典』西東社。
60. 萩原栄(1994)「資本所得税制と限界実効税率—資本所得税制のシミュレーション分析—」『龍谷大学経済学論集』第52巻第1号 pp.34-48.
61. 橋本徹・山本栄一・林宜嗣・中井英雄・高林喜久生(2000)『基本財政学』第4版 有斐閣ブックス。
62. —————・古田精司・本間正明編(1986)『公益法人の活動と税制—日本とアメリカの財団・社団—』清文社。
63. 長谷川元彦「公益法人等への課税の問題点」『税制研究』pp57-64.
64. 濱田弘樹(2000)「財務分析指標の妥当性に関する一考察—経済局面と分析指標の動向—」『会計』
65. 林 宜嗣(1995)「法人所得課税と企業投資」『総合税制研究』No3 pp.183-199.
66. —————(1995)「法人所得課税改革の論点(1)」『税務通信』pp.4-10.
67. —————(1996)「景気変動と法人税」『総合税制研究』pp.179-194.
68. —————・高馬裕子(1996)「法人税と企業の投資」『租税研究』pp.5-11.
69. 林田吉恵(2003)「法人税改革と企業の税負担—日経財務データによる分析—」『関西学院経済学研究』第34号 pp.127-149.
70. —————(2004)「わが国法人税負担の産業別・企業別分析—日経財務データを用いたケーススタディー—」『関西学院経済学研究』第35号 pp.67-86.
71. —————(2009) わが国法人企業の限界実効税率モデル—中小法人と大

- 法人の比較を中心にー」『経済学論究』（関西学院大学）第 62 巻第 4 号、
pp.125-142.
- 72.———(2010)キャッシュ・フロー法人税の研究ー税率の試算と業種間の
税負担率ー『経済学論究』第 65 巻第 2 号 pp.145-171.
- 73.———(2012)「わが国法人税負担の計測ーGKS 実効税率を用いてー」『経
済学論究』（関西学院大学）第 66 巻第 3 号 pp.185-209.
- 74.古田俊吉[1990]「キャッシュ・フロー法人税の中立性」『富大経済論集』pp.1-12.
- 75.本間正明・斎藤慎編(1997)『どうする法人税改革』清分社.
- 76.———・跡田直澄編(1989)『税制改革の実証分析』東洋経済新報社.
- 77.———・跡田直澄・林文夫・秦邦昭(1984)『設備投資と企業税制』経済
企画庁経済研究所研究シリーズ第 41 号.
- 78.益子良一(2003)「非営利法人課税ー「原則課税」議論の問題点ー」『税制研
究』 pp65-73.
- 79.水野正一(1997)「法人税負担と事業税」『中京大学経済学論叢』8 号 pp.1-13.
- 80.宮島 洋(1986)『租税論の展開と日本の税制』日本評論社.
- 81.宮田京子(2003)「キャッシュ・フロー法人税の課税ベース」『経済研究（九
州産業大学）』第 2 号 pp.115-137.
- 82.村上 睦(1997)「キャッシュ・フロー法人税と国際課税原則」『大阪学院大
学経済論集』第 11 巻第 1・2 号 pp.165-183.
- 83.山内直人(2002)「公益法人改革の視点」公益法人有識者ヒアリング資料。
<http://www.gyokaku.go.jp/siryoku/>
- 84.———(2002)『NPO の時代』大阪大学出版会。
- 85.横山 彰[1995]「キャッシュ・フロー法人税へ向けて」『税研』第 63 号日
本税務研究センターpp.26-37.
- 86.吉川満・市川拓也(2005)『公益法人制度改革と新たな非営利法人制度』財経
詳報社.

欧文論文

- 1.Auerbach, Akan, Michael Devereux, and Helen Simpson (2007), “Taxing
Corporate Income, ” Paper Prepared for The Mirrlees Review, Reforming the Tax

System for the 21st Century.

2. Feldstein, Martin and Lawrence Summer. (1979) "Inflation and the Taxation of Capital Income in the Corporate Sector." *National Tax Journal*.32(4) pp.445-471.
3. Goolsbee, Austan(1998),"Taxes, organizational form and the deadweight loss of the corporate income tax," *Journal of Public Economics*, vol.69:pp.143-152.
4. ———(2004)"The impact of the corporate income tax: evidence from state organizational form data" *Journal of Public Economics*, vol.88:pp.2283-2299.
5. Gordon, Roger H. Jeffrey K. MacKie-Mason(1994)"Tax distortions to the choice of organization form" *Journal of Public Economics*, vol.55:pp.279-306.
6. ——— and Joel Slemrod. (2004) "Do We Collect Any Revenue from Taxing Capital Income?" *Journal of Public Economics* Vol.88.No5,pp.981-1009.
7. Gordon Roger, Kalambokidis Laura and Joel Slemrod (2004), "A NEW SUMMARY MEASURE OF THE EFFECTIVE TAX RATE ON INVESTMENT" *Measure the Tax burden on capital and labor*. CFSifo Seminar Series. Cambridge and London : MIT Press.pp.99-128.
8. Iwamoto Y(1991c) 'The Japanese Tax Reform and the Cost of Capital' ,Kyoto Institute of Economic Research.
9. Hall, Robert, and Dale Jorgenson. (1967), " Tax Policy and Investment Behavior. " *The American Economic Review*. 57(3), pp.391-414.
10. Kay J. and M. King (1990)*The British Tax System*, fifth edition, Oxford University Press.(田近栄治訳 第4版邦訳(1984)『現代税制の経済学—イギリスの現状と改革』東洋経済新報社、1984年)
11. King, Mervyn A. Don Fullerton(1984)*The Taxation of Income from Capital; A Comparative Study of the United States, The United Kingdom, Sweden, and West Germany*, The University of Chicago Press pp.7-30.
12. ——— (1987) "The Cash Flow Corporate Tax," in Feldstein M. ed., *The Effects of Taxation on Capital Accumulation*, pp.377-400, University of Chicago Press.
13. Meade, J. E., George (1978)*The Structure and Reform of Direct Taxation*, The Institute of Fiscal Studies , Allen and Unwin.

14. Musgrave R.A and Peggy B. Musgrave *Public Finance Theory And Practice* McGRAW-Hill Fifth Edition (木下和夫監修、大阪大学財政研究会訳『マスグレイベ財政学』有斐閣、2000)
15. Richard Goode(1951) *The Corporation Income Tax* John Wiley&Sons,INC.,New York Chapman&Hall,Limited,London (塩崎潤訳『法人税』日本租税研究協会刊 1967年)
16. Shoven, John B. Toshiaki Tachibanaki(1988) "Taxation of income from capital in Japan" J. B. Shoven, ed., *Government policy towards industry in the United states and Japan*, Cambridge University Press pp.51-96.
17. Shoven, J. (1991) "Using the Corporate Cash Flow Tax to Integrate Corporate and Personal Taxes," *National Tax Association*, Tax Institute of America, pp.19-27.

資料

- 1.内閣府(2002)『海外諸国における経済活性化税制の事例について』政策効果分析レポート No.12.
- 2.————(2002)『税務統計から見た法人企業の実態』政策効果分析レポート No.13.
- 3.————(2002)『経済財政白書』財務省印刷局.
- 4.内閣官房行政改革推進事務局(2002)「公益法人制度の抜本的改革の視点と課題」.
http://www.gyokaku.go.jp/about/index_koueki.html
- 5.————(2002)「公益法人制度の抜本的改革に向けて(論点整理)」.
<http://www.gyokaku.go.jp/jimukyoku/koueki-bappon/ronten/1.pdf>
- 6.————(2001)「公益法人制度の問題意識」.
http://www.gyokaku.go.jp/about/index_koueki.html
- 7.内閣府経済社会総合研究所『国民経済計算』各年度.
- 8.大阪・奈良税理士共同組合『税務ハンドブック』各年度.
- 9.国税庁企画課編『税務統計からみた法人企業の実態』各年度、財務省印刷局.
<http://www.nta.go.jp/category/toukei/tokei.htm>。
- 10.国民生活金融公庫総合研究所(2001)『中小企業における財務構造変化－「中小企業経営状況調査－でみる15年間の軌跡』2001年度版.
- 11.財団法人納税協会連合会『法人税の決算調整と申告の手引』各年度 清文社.
- 12.財務省財務総合政策研究所『財政金融統計月報』租税特集、法人企業統計年報特集 各年度 財務省印刷局.
- 13.財務省大臣官房総合政策課長編『図説日本の財政』各年版 東洋経済新報社.
- 14.財務省主税局調査課長編『図説日本の税制』各年版 財経詳報社.
- 15.財務省(2006)「公益法人等に対する寄付金に関する税制の概要」
<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/217.htm>
- 16.税制調査会(1996)『法人課税小委員会報告』.
- 17.————「税制改正に関する答申」各年度.
- 18.総務省統計局『統計実務基礎知識』平成14年度版 全国統計協会連合会.

- 19.総務省編(2005)『平成 17 年度 公益法人白書』.
 - 20.————『地方財政白書』財務省印刷局 各年度.
 - 21.総務省 (2005)『平成 17 年度 公益法人概況調査』.
 - 22.————「総務省所管公益法人一覧」.
- http://www.soumu.go.jp/menu_03/syokan/koueki/index.html
- 23.————『事業所・企業統計調査』2004 年度.
 - 24.中小企業庁『中小企業関係税制改正の概要』2004 年 12 月.
 - 25.————『中小企業施策利用ガイドブック』2005 年度.
 - 26.————『中小企業白書』2005 年度版.
 - 27.日経財務データ (2009) 日本経済新聞社.
 - 28.日本銀行調査統計局『金融経済統計月報』「法人企業統計年報」各年度.
 - 29.————『金融経済統計月報』「租税特集」各年度.